

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成22年6月愛荘町議会定例会

1日目(平成22年6月09日)

開会:午前9時00分 延会:午後5時24分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 5号 平成21年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第 6 報告第 6号 平成21年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 承認第 3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 4号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 5号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 6号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 7号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第12 承認第 8号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第13 承認第 9号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについて

日程第14	承認第10号	平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	承認第11号	平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第16	承認第12号	平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第17	承認第13号	平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第18	承認第14号	平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第19	議案第27号	愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第28号	愛荘町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第29号	滋賀県自治会館管理組規約の変更について
日程第22	議案第30号	滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
日程第23	議案第31号	滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更について
日程第24	議案第32号	契約の締結につき議決を求めることについて
日程第25	議案第33号	契約の締結につき議決を求めることについて
日程第26	議案第34号	契約の締結につき議決を求めることについて
日程第27	議案第35号	契約の締結につき議決を求めることについて
日程第28	議案第36号	彦根市と愛知郡愛荘町との境界変更の申請をすることにつき議決を求めることについて
日程第29	議案第37号	平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)
日程第30	議案第38号	平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第31	選挙第7号	滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18、日程第25から日程27

出席議員(15名)

- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(1名)

- 1番 徳田文治

◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

本日、徳田文治議員より欠席届が出ています。そのことをまずご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

よって、平成22年6月愛荘町議会定例会は成立いたしました。よって、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

なお、本日、傍聴席には手話通訳の方が傍聴されていますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日、大変ご苦労さんです。

ここに、平成22年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、先般、川久保地先の町有地で進めております給食センター建設現場から、大量の建設残土が出、産業廃棄物として適正処分しなければならない事態を招きました。町民の皆さんや議員各位には、多大のご心配をかける事態になっていることに対し、誠に申し訳なく存じておるところでございます。執行部一丸となって、一日も早く、事態の收拾を目指し、ただいま努力いたしているところであります。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、報告案件2件、改正条例の専決処分承認案件6件、平成21年度愛荘町一般会計ならびに特別会計の補正予算の専決処分の承認案件5件、平成22年度愛荘町一般会計の補正予算の専決処分承認案件1件、改正条例の議決案件2件、滋賀県自治会館管理組合、滋賀県市町村職員研修センターおよび滋賀県市町村交通災害共済組合の各規約の変更議決の案件3件、契約締結議決の案件4件、彦根市と愛知郡愛荘町との境界変更の申請をすることにつき議決を求めることについて1件、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)ならびに介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の2件、合わせて17案件をご提案させていただきました。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。愛荘町人権擁護委員をお願いしております小杉正男氏につきましては、平成22年9月30日をもって任期満了となり、このことから引き続き再任をお願いするものであります。

次に、改正条例の専決処分承認案件6件につきましては、いずれも法令等の改正に伴うものであります。改正の税条例、固定資産税の不均一課税に関する条例、国民健康保険税条例、消防団員等公務災害補償条例におきましては3月31日付け、さらに税条例および国民健康保険税条例におきましては5月31日に専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、平成21年度一般会計ならびに特別会計の補正予算専決処分の承認案件5件につきましてはでございますが、まず一般会計補正予算(第14号)につきましては、2億5,780万8,000円の減額をするものでございます。

その主な内容であります。町税におきまして2,400万円減の、総額で27億8,000万円となります。基金の繰入金については4,200万円減額して、合計12億1,000万円、町債におきましては2億6,000万円減額をして、合計で7億3,600万円となったところであります。

一方、地方交付税におきましては9,000万円の増額をいたしまして、合計21億6,000万円となったものであります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算1につきましては151万9,000円の追加、国民健康保険事業特別会計補正予算1におきましては914万2,000円の減額、下水道事業特別会計補正予算1におきましては4,460万円の減額、介護保険事業特別会計補正予算1におきましては5,589万6,000円の減額を、それぞれ3月31日専決処分いたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、平成22年度一般会計の補正予算の専決処分の承認案件でございますが、一般会計補正予算につきましては、給食センター用地から出土した産業廃棄物の処分費用4,400万円の追加を5月26日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、改正条例の議決案件2件につきましては説明を申し上げます。議案第27号、議員の勤務時間 休職等一

○議長(辰己 保君)1本石ノ講場内か着いののじ、上右を脱いでいりこにいし結構じやのじ。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、城貝増夫議員、6番、河村善一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの16日間に決定しました。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君)日程第3一般質問を行います。順次、発言を許します。8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まず初めに、体育施設の使用料について、質問します。

昨年4月から、町内体育施設に関わって、指定管理者制度が取り入れられたことによって、それ以前は無料だったものにも使用料がかかるようになり、町民の方の負担が増えました。昨年3月に使用料の減免規定が決められましたが、とても納得いくものではなく、特に健康のため、すなわち介護予防のためにゲートボールやグランドゴルフをしている高齢者の方々から、「私たちは介護保険のお世話にならないようにスポーツをしてがんばっているのに、使用料がかかっては気軽にスポーツができなくなる」という苦情をお聞きしたのは、記憶に新しいところです。

今年の4月からは、ハーティーセンターにも指定管理者制度が取り入れられ、ハーティーセンターの使用料の減免規定に合わせて、新たな減免規定が4月22日に行われた議員全員協議会の場で発表されました。この1年間の行政の反省もあってか、かなり無料対象が多くなる改正でした。

前向きに善処していただいたことには評価しますが、無料に戻すべき高齢者と障がい者については相変わらず半額減免で無料にはなっていません。社会的弱者を手厚く守っていくことは、憲法で定められた基本的人権の尊重であり、福祉の原点です。行政は町民の健康と福祉を守る責務があるのですから、それにふさわしい仕事をすべきです。ならびに、介護保険料の値上げを抑えるには、介護予防に努めるしかないという行政の考えと相反するものです。以上のことから、今後65歳以上と障がい者の町内体育施設の使用料も全額免除にすることを求めますが、答弁をお願いします。

次に、サマーホリデー事業について質問します。

学齢期の障がいを持つ子どもたちを対象に行われていたサマーホリデー事業は、私の記憶では、愛犬7町の取り組みから、旧愛知郡4町の合同の取り組みに変化して行われていましたが、愛東・湖東両町が合併して東近江市となり、秦荘・愛知川両町が合併して愛荘町となってから、はじめの年に1回だけ行われましたが、障害者自立支援法が実施されたのをきっかけに愛荘町のサマーホリデー事業は廃止されてしまいました。東近江市では引き続き実施されています。

夏休み20日間のサマーホリデー事業は、地域の子どもたちが一緒に体験したり遊んだりでき、保護者同士の交流にもなる貴重な事業であったと私は考えています。障がいをお持ちの子どもの保護者からは、「サマーホリデー

事業を続けてほしかった」という声を聞いています。

そうした中、このほどびわこ学院大学、びわこ学院短期大学部と愛荘町が相互協力を積極的に進めていくということが出てきました。新聞報道もされていましたが、先日びわこ学院大学と愛荘町は、互いに連携を深めることで、地域社会の発展を目的とした相互協力協定を結びました。

以前、議員全員協議会で配られた資料を見ると、協同できる事業の中に愛荘町民へのサマーホリデー事業の開催がありました。その相互協定の中で、ぜひサマーホリデー事業に取り組んでいただきたいと考えますが、行政の見解を求めます。

次に、親子きずな相談事業について質問します。

親子きずな相談事業は、保健センターの事業で、発達支援や集団生活を送る上での支援を求めている子どもたちの療育を実施し、保護者に対しては語り合い・学び合いを通じて、子育ての見通しが持てるような支援の実施をしています。訪問指導事業・相談指導・ゆうゆう教室が行われています。ゆうゆう教室は、10ヵ月から1歳半の子どもさんの親子で、保健センターが行う全戸乳児訪問指導、4ヵ月健康審査、10ヵ月健診および健康相談において、気になる親子を対象に予防発達支援として実施されています。

先日、私は保健センターでお話を伺いました。1年を前期と後期に分け、同じ集団で継続的に活動することで、親子ともどもよい状況に変化していくとお話をお聞きしました。集まりは月2回で、その都度ぐるぐるトークという取り組みで、お母さんたちに話をしてもらうことによって、子育てに悩んでいたお母さんが笑顔になるとのことでした。愛荘町は新興住宅が多いので、そこに住む子どもを産み育てる方々が多くいらっしゃいます。核家族で子育ての悩みを相談できずに、うつ状態になる方もいらっしゃるということです。親子きずな相談事業は、新興住宅が多い愛荘町に適したきめ細かなソフト事業であり、目立たないけれども重要な事業であることが伺えます。

この事業は、昨年の9月議会の一般会計補正予算で認められた子育て支援環境緊急整備事業費県補助金を財源として、昨年の10月から取り組まれ、今年度で県の財源措置は終わるとお聞きしていますが、来年度以降も継続が必要であると私は考えます。

以上のことから、親子きずな相談事業を来年度以降も継続できるよう町費での財源措置をしていただくことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、デマンドタクシーの実証運行について、3点ほど質問します。

行政は3月議会でデマンドタクシーの実証運行を、この夏に行っていくことを明らかにしています。1点目として、この実証運行について具体的に決まったことがあれば答弁をお願いします。

先日、デマンドタクシーの実証運行について担当課にお聞きしたところ、各集落に停留所を設ける。料金は最低で1回500円という案が出されているとのことでした。同じデマンドタクシーでも、米原市は1回300円、東近江市は200円です。また、福井県福井市では1回200円で、2ルート合わせ年間1万人が利用しているそうです。

愛荘町の総合計画の基本計画の中に、新たな地域交通システムの創出支援として「少子高齢化が進行する中で、誰もが安心して外出できるよう、公共交通だけでなく、福祉バスや地域住民・NPOなどによる外出支援サービスなども含め、新たな地域交通システムの確立を図ります」と明記されています。

また、愛荘町地域交通サービス検討委員会が出された愛荘町地域交通サービスの方向性の中に、「きめ細かな路線を少ない経費で描ける乗合タクシーなどのデマンド型交通サービスを先行的に導入し、庁舎やスーパー、健康ボールなどの町内施設へつなぐ巡回機能と、総合病院やJR駅などにつなぐ広域移動の手段を、早急に充実すべきである」とされています。

地域公共交通への新たな前進に対しては評価しますが、町民の方々も参画された上で、愛荘町としてのりっぱな考えを出されているのですから、これを尊重し、愛荘町民が使いやすい地域公共交通を確立すべきです。

町内1回500円、往復1,000円もの費用がかかるとすれば、年金暮らしの高齢者・障がい者の方には負担が重く、気軽に使うことはできません。総合計画にある誰もが安心して外出できる、また愛荘町地域交通サービスの方向性の庁舎やスーパー・健康プールなどの町内施設へつなぐ巡回機能を実行することできません。町外の部分は圏域で連携すると同時に愛荘町内については、愛荘町の責任で行うことが大事です。まず、町内と町外を区別した料金を考えるべきです。

以上のことから、2点目として、町内では町民が利用しやすい1回200円の金額設定にすることを求めますが、答弁をお願いします。

3点目には、デマンドタクシーの実証運行の結果、不都合な部分は改善していただけるのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

〔政策調整主監村西作雄君登壇〕

○政策調整主監(村西作雄君) 議会員のデマンドタクシー、いわゆる乗合タクシーの実証運行についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の実証運行について具体的に決まったことは何かとのことでありますが、現在、運賃や運行経路の詳細設計を行っているところであり、その結果を取りまとめ、6月末に開催予定の湖東圏域1市4町の住民代表や近畿運輸局滋賀運輸支局、運送事業者、警察署、学識経験者、道路管理者等で組織する湖東圏域公共交通活性化協議会で審議いただくことになり、この活性化協会で審議いただいた内容が決定事項となります。この決定を受け、滋賀運輸支局に運行申請を行い、路線や運賃等の認可を得ることになります。

次に、乗車1回当たりの運賃でございますが、距離に応じて500円、1,000円の2段階を考えております。3月議会でも答弁させていただきましたが、デマンドタクシーは専用車両を持たず、住民の方々から何時何分便の予約があって、その運行時刻になると一般タクシーからデマンドタクシーに早変わりするものですが、タクシー事業者に支払う運行料金は一般タクシーと同額であります。運営主体、いわゆる行政は、デマンドタクシー運転手が受け取る運賃との差額、つまり赤字分の請求を受け、タクシー事業者に支払うものであり、その意味からしても、できるだけ乗り合って利用いただきたいと考えているところであります。一般的に、デマンドタクシーを継続し続けるための運賃設定は、3人が乗り合って採算が取れるよう設計すべきものとされており、例えば、中型で概ね2600円以上かかる距離は1000円、それ以内の距離にあっては500円を運賃としていただくよう、現在のところ考えております。

また、デマンドタクシーの運行が既存のコミュニティバスの利用を妨げると運輸当局によって判断された場合は、運行認可が得られない恐れがあります。町内2路線バスは、デマンドタクシー運行と同時に廃止することなく、当面、実証運行期間中は見直しせず、共存して進んでいきたいと考えております。現在、角能線の愛知川駅⇄湖東記念病院間は360円です。この間の仮に議員お申し出の200円に設定した場合、バス運営への影響が大きく運輸当局の認可を得ることは困難であると認識しておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

なお、今回の実証運行で助成活用を予定している国の地域公共交通活性化再生総合事業は、実証運行結果について、毎年度評価・検証を行い、必要な見直しを行うこととされておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長野々村たつ江君登壇〕

○健康福祉課長(野々村たつ江君) 議会員のご質問のうち、2点目のサマーホリデー事業について、お答えいたします。

この他に、(M)こども学院八子と本町の教育文化・福祉・産業・地域活性化など、さまざまな分野で相互の発展と地域社会の発展に資することを目的に相互協力に関する協定を行うことができ、提案いただいた事業について調整いたしております。

障がい児サマーホリデー事業につきましては、平成18年度は町独自で実施しましたが、スタッフや開催場所の確保のほか、彦根市・犬上郡の状況に加え、障害者自立支援法の施行などから実施方法の見直しを行うとともに、障がい児(者)の日中における活動の場を提供するため、地域生活支援事業の愛荘町日中一時支援事業を制度化したところでございます。

こうした中で、障害者自立支援法に基づき、平成19年度よりサマーホリデーに変わる地域生活支援事業の長期休暇支援事業として実施予定の市町があることから、彦根市・犬上郡・愛知郡で利用形態、利用時間、利用者負担金などの不均衡が生じないよう、サービスの調整を行い、本町におきましても集団生活の確保や、利用者の利便性などから、愛荘町日中一時支援事業の就学時夏期休暇支援型として、複数の障害福祉サービス事業所に委託し、夏休み期間中のみだけでなく、年間を通じた事業展開を図っているところです。今後も、障がい者(児)の生活実態やニーズに配慮した障害福祉サービスの提供を目指して、各種事業展開におけるスタッフや運営などの支援をびわこ学院大学にお願いしたいと考えております。

なお、障がい福祉サービスについては、国において障害者自立支援法の廃止を含め、新たな総合的な福祉法制を障がい者制度改革推進会議で議論されることとされており、今後の動向を踏まえつつ、湖東圏域の市町ならびにサービス事業所で構成しております湖東地域障害者自立支援協議会で検討いたしたく考えております。ご理解をいただき、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)保健センター所長。

〔保健センター所長小西文子君登壇〕

○保健センター所長(小西文子君)瀧議員のご質問のうち、3点目の親子きずな相談事業についてお答えします。瀧議員のご説明のとおり、愛荘町は新興住宅が多く、そこに住み、子どもを育てる方が増えております。町の年間出生は、200人から220人の間で推移をしているところでございます。また、核家族・大家族に関わらず、子育ての悩みや保護者自身の悩みなどを話す場や機会があっても、話ができない、また場へ参加ができないなど、コミュニケーションがうまくとれないことなどから、孤立される方が少なくない状況にあります。

保健センターが行う健康相談や乳幼児健康審査等において、保護者自身が現在の生活環境の中で、ストレスが強く、子どもとの関わりがうまくいかない、また、育児についてストレスを感じ、子どもとの関係がうまくいかないと感じている親子の方々と、保健師・臨床心理士・保育士が相談事業を実施してまいりました。平成21年度は、子育て支援環境整備事業と地域子育て創生事業を活用して8回開催し、6組の親子の方々が参加され、終了時には保護者自身が感じているストレスは何かなどを整理し、子育てが楽しいと感じていただけたことは、一定の事業効果があると考えております。終了後も、引き続き子育てが楽しいと感じられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を継続しているところでございます。

愛荘町次世代育成支援行動計画の理念である「愛と感謝と笑顔がいっぱい子どもが、親が、地域が育つ子育て応援の街づくり」の実現のため、発達支援に関する事業展開は大切であると認識しております。厳しい財政環境であることに加えまして、地域子育て創生事業は2ヵ年の事業であることから、来年度以降も継続実施されるよう、強く県に要望するなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長松浦太市郎君登壇〕

○生涯学習課長(松浦太市郎君) 瀧議員の質問の第1点目の体育施設使用料について、お答えをさせていただきます。

施設の使用料のご負担に関しましては、受益者負担の原則、ならびに施設を使用される人と、そうでない人の公平性の確保から、有料化させていただいているものでありますが、この使用料を全額免除にするということは、体育施設の指定管理に伴う費用にも影響を及ぼしまして、結果として、税により措置をすることとなります。

議員ご指摘のように、高齢の方々がゲートボールやグランドゴルフをされることによりまして、健康増進や介護予防にもつながり、医療費や介護費用の抑制につながることにつきましても、事実だと考えております。こうしたことから、老人クラブ連合会等が団体で使用される場合につきましては、使用料が全額免除される措置を講じているところでございます。

また、65歳以上の高齢の方や、障がい者の方につきましては、使用料の2分の1の減額措置をお示ししまして、お認めいただいているところでございます。また、平成21年の6月議会で、辰己議員の一般質問でも答弁させていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。再質問を行いたいと思います。

まず、ただいま答弁いただきました体育施設の使用料について、再質問します。

今の答弁ですと、公平性の確保、また税により措置がされるということで、財源上のことを問題にされているわけですが、ここは福祉的な要素を重んじるのかどうかということが問題になると思います。

愛荘町の高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画の基本理念は、「安心、生きがい、幸せあふれ、ほっとするまち愛荘町で、基本方針に基づく分野別計画の、いつまでも健やかな人生を送るための中に、壮年期からの生活習慣病予防に向け、健康寿命を延ばすことを目的として、各種健診・健康教育、健康相談の充実に取り組み、食育・運動習慣の定着のための事業を展開します」と記述されています。

また、愛荘町障害者計画および障がい福祉計画の第2期計画の基本理念は、「心ふれあい生き生きと安心して暮らせる元気なまち」であり、また基本目標の1つに「元気と潤いのあるまちづくりの中に、個性豊かに自立した生活を送ることのできる生涯学習やスポーツ・文化活動に誰もが参加しやすい元気と潤いのあるまちづくりを進めます」という記述があります。

高齢者保健福祉計画は、平成21年4月、障がい福祉計画は平成21年3月に出されていますが、今まで無料だった体育施設の使用料が有料化されたのと同時期になります。両福祉計画が、運動習慣の定着や誰もが参加しやすいと掲げているにもかかわらず、同時期に体育施設を使いにくい状態にもっていったことは、愛荘町全体の将来を見据えていないことであり、由々しき行為であるということを訴えておきます。

先日、自治基本条例の学習会を受けましたけれども、50年、100年という意識で考えることが大切と示されました。このことと同じように、すぐに目に見えた結果が表われるものでないけれども、長いスタンスによって、目先のものにとらわれず、今からはじめていくことが、あとにより結果を生むと思います。

ですから、理念だけに終わるのではなく、実行が必要です。このようなことを、教育委員会はこのような福祉計画の中身を把握されて、使用料の設定をされたのかどうか。そして、教育委員会として、これらの福祉計画と整合性をどのように考えるのか。

高齢者の方や障がい者の方に対して、そのような半額であれ使用料を取っていく、それが結局1年前は無料だったものについて、この福祉計画を出された時点から有料にされていく、このようなことについてどのように考えるのかということ、教育委員会としての見解を求めますが、答弁をお願いします。

次に、親子きずな事業について再質問します。本当に今答弁されていたように、やはり保健センターとしても重要な

事業と位置付けられ、やはり今後引き続き継続が必要であると考えられています。今も言われていましたけれども、育児について相談する相手がなく深く悩んでおられるお母さんに救いの手を差し伸べて、集団での育て方をサポートすることによって、育児ノイローゼや虐待の予防につながるという、本当に有意義な事業であると私も考えています。昨年は8回で、6組の親子が受けられたということですが、昨年度の途中から取り組みが始まって、今年いっぱい終わるのはおしいことだと思います。積極的な手立てを求めますので、先ほども言われていましたので、これは要望にとどめておきますので、答弁は結構です。そのようなことを求めます。

最後に、デマンドタクシーの実証運行について、再質問します。

いろいろと行政の立場からの答弁をいただいたわけですが、それが、この行政の立場と町民の立場とは、本当にギャップがあるというふうに考えます。なぜなら、先日、年金生活をしている高齢者の方とお話をしました。デマンドタクシー、これから1回500円ということで行われるのだということをお話して、私は1回200円にするように言っていると、このようなことを言うと、その方は、「年金生活者にとっては1回200円、往復400円でも本当に身を削るような金額なのだ」と、このように言われました。

豊郷のスマイルタウンバスということの話をされて、本当にあれはあったらうれしいのにといい話で、無料でいろいろ行ってくれるということですが、もし、無料というのも困るというのだったら、お金がいたるのだったら、100円だったら気軽に乗れる、200円では高すぎると、このように申されました。やはり、私のことを、年金生活者の暮らしがまだまだわかっていないと、もっともっと考えてほしいと、このような話をお聞きしているのです。

3月議会でも、これに関連した質問をしたわけですが、この中で私は、デマンドタクシーは結構ですが、町民にとって一番使いやすいのは、巡回バスであると訴えたときに、答弁の言葉はすべて同じではないのですが、確かに巡回バスでは誰も乗っていないのに、走っているという、誰も乗っていないのに空気を乗せて走っている、このようなこともあるので、無駄な面が費用を余分に使っているからということ。最近、必要なときだけ車を出すデマンド方式が多く取り入れられるようになったと、このような内容の答弁をいただいたと思います。

デマンドタクシーは、停留所で乗車することや一人ずつの料金がかかることを考えても、行政の立場から言えば、巡回バスのデメリットをなくすために、デマンドタクシーを取り入れるものだということに私は解釈しています。

それでしたら、巡回バスに代わるのですから、町民の負担の少ないバス並みの料金設定にしなければ町民の利便性も図れないし、利用も広がらないと思います。そして、愛荘町は合併した町です。合併したときに、本当に庁舎が2つになったし、課が分かれているのであっちに行ってみようとか言われて、不便だということでもたくさんのお聞きしましたし、今もその声を聞いています。

そして、愛知川地区の人が秦荘庁舎に行ったりとか、秦荘地区の方が愛知川庁舎に行ったりするときに、町民の方に遠いので行けないと、今でもその声は聞いています。それは合併したときにその手立てをするべきだったと思っていたのに、実際されませんでした。

そして、このデマンドタクシーがあると言っても、愛知川庁舎から秦荘庁舎まで行くのに1回500円、往復1,000円もかかっているのは、とても使う気にはなれないと思います。

ちなみに、豊郷町では、今言いましたけれども、高齢者や障がい者向けの無料町内巡回バスがあります。これについて、この議場の場で、3月議会でしたか、質問したときにバスが老朽化しているので、今後のことを何か考えているとか、これを廃止するようなそういうような方向の答弁をされていたと思うのですが、しかし、豊郷町では新しくバスを買い替えたそうです。

また、先日、担当課に多賀町はデマンドタクシーを1回300円でやっているの、多賀町は300円で継続したいと言っている、こういう情報もお聞きしています。その上、愛荘町のことを聞くと、周りの市町があるから、うちだけ違うことはできない、このようなことも言っておられました。しかし、彦根・犬上郡・愛荘町が合併したわけではないので、愛荘町が愛荘町民に対して町独自で手立てを取ること、当たり前なことだと思います。これは行政の立場に立ってものを

考えるのか、すごく町民に対して高圧的な態度というふうに、今の答弁はとらえます。

それに、愛荘町が愛荘町民の立場で愛荘町民に対して手立てを取るということは、本当にしていかなければならない。これは行政の仕事だと思います。今言ったように、豊郷町、多賀町は、同じ定住自立圏の圏域の中でも、町としての考え方を持って、町民に対しての責任を取っているのです。このことをどう考えるのでしょうか。

デマンドタクシーの路線が町外につながっている部分があるから、町外部分は圏域の対応をされればよいと考えますけれども、愛荘町内の部分は町民が使いやすい料金設定にすることが利用を増やすことにつながるし、喜ばれるデマンドタクシーの運行ということになります。

今の答弁のように、1回500円の設定が、いろいろ言われましたけれども、バスの運営に影響が出るとか、いろいろ言われます。認可を得ることが困難だとか、いろいろ言われましたけれども、こんなことで1回500円の設定が変えられない。このようなことになっても、やはり工夫次第だと私は考えるのです。

例えば、役場が町民に対して1回200円の回数券を発行して、10枚綴りとか、そんな感じで町民に買いに来てもらう。使ったときに、その券がタクシーの方に残っていますから、その差額をタクシー会社に町が払うという、こんなことをしたら、可能ではないかと私は考えます。いろいろ申し上げましたけれども、いずれにしても、先ほども言いましたけれども、町民にとって一番良いサービスは何か、真剣に考えることが行政の仕事であると思います。以上のことを訴えまして、料金設定に対する行政の見解を再度求めますので、答弁をお願いします。

また、先日、担当課にはちょっとお話をしたところですが、聴覚障害者の方が予約したいとき、電話はできません。自宅ならファックスでよいと思いますけれども、出先からはファックスでは難しいので、携帯電話のメールを使って予約していただくのが最善の方法と考えます。

実証運行に向けて、案内を町内に全戸配付されると思いますので、その中にも予約先のメールアドレスやファックス番号など明記していただくなどの対応で、メールやファックスで予約を対応していただく、そのような対応を求めますので、この場で明確な答弁をお願いします。これで再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君) 濰議員からご質問いただきました最後のデマンドタクシーの件について、思いを述べさせていただきます。

まず、デマンドタクシーを始めようというようなきっかけ、これは町内にたくさん交通空白地区がある、公共交通の恩恵に被られていない人がたくさんおられる、それをこのデマンドタクシー、乗合タクシーで、そういう交通空白地区をなくしていくというのが1つの大きな本分でありました。

料金500円についてのご意見をいろいろいただきました。米原市は1回300円、東近江市は200円、そういったことでお話がありましたが、ちょっと皆さまの誤解があるといけませんので、確認をしておきたいと思います。

1回300円、200円で、米原市なり東近江市は市内を全域回れるのではないということでございます。例えば、米原市の旧米原町では旧町内に4つのエリアと真ん中に米原駅を中心とした1つに共通エリアを設けられております。それぞれの側の各エリアから中心部の共通エリアまで、また共通エリアから各エリアまでが300円でありまして、300円で旧米原町内、あるいは市内すべて回れるのではなく、各旧町内の各エリア間移動は乗り継いで600円かかるということになるということをご承知いただきたいと存じます。

本町においても、旧村ごとにエリアを定め、隣り合う旧村エリア間の移動でしたら、前述答弁の3人採算制の原則からして300円という線も可能であると認識しております。しかしながら、本町では、先のニーズ調査の結果から、豊郷病院とか、JR駅とかへの移動を望む声が非常に多く、そのため、湖東圏域全体を取り組みへと発展させたもので、さらには町内各地域、どこからでも両庁舎や愛知川駅、ハーティーセンターや健康プールへ行ってもらうようにしようとするニーズが1ヵ所、いわゆる共通エリアに集中する米原市の例と異なり、エリアを大きく設定する必要があるこ

とから、距離的に見て最低500円をご負担いただく必要があると認識しております。

この事業があくまで公共交通サービスであるということを考えれば、持続可能なサービスにしていくために、現在のところ、最低限必要な負担と考えております。

また、割引のことも若干触れさせていただきたいと存じます。現在考えておりますのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、級や種に関係なく半額で利用してもらえるように考えております。また、介護者につきましても、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の介護者1名については半額、6歳以上12歳未満も半額、1歳以上6歳未満は大人の同伴者1名につき2名まで無料、3人目から半額、1歳未満は無料を基本に進めたいと思っております。

また、聴覚障害者の皆さんへの対応でございますけれども、瀧議員も先ほどもお話ありましたように、ファックスでの対応とか、そしてメールでの対応についても順応していけるように協議をして進めていきたいというふうに考えています。もしそれが可能でありましたら、そういったこともパンフレットなりに周知をするように努めたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(松浦太市郎君)先ほどの瀧議員さんの体育施設使用料の減免についての再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの回答の中にもありましたように、施設の使用料につきましては、平成21年度から受益者負担の原則ならびに施設を使用されている人と、そうでない人との公平差の確保を守ることから有料化させていただいたわけでございます。

そういったことで、使用料を設けさせていただいたわけですが、先ほど質問の中にもありましたように、生涯福祉計画の策定とか、そういったことも確かに関連はございまして、そういったことも十分考えていかなければならないことも事実であります。

そういったことで使用料を設定させていただいたときに、併せて減免規定というのを設けまして、いろいろ各種団体とか減免できる範囲内を十分内部協議させていただきまして、決定をさせていただいたわけですが、

そういった中で、65歳以上の方とか、障がいを持たれる方についても、一定の減免処置を講じなければならないということでございましたので、一応そういったことから、各種団体については100%減免という部分もあるわけですが、先ほど申し上げましたように、65歳以上の高齢の方々とか、障がいを持たれる方についても一応減免措置を講じようということで、2分の1減額の減免措置ということで決めさせていただいたわけですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)私からも一言ちょっと答弁させていただきたいのですが、負担とサービスのあり方、そして行政計画と、その負担とサービス、あるいはまた税との関係を、私どもはよく考えるのですが、愛荘町も10数本のいろいろな諸計画を持っております。増大する住民ニーズにどういうふうに対応していくのか。これはいろいろな計画を立てて実施しているところですが、これはあくまでも、この計画をして、それをシステム化し、いろいろな設計をしていく、そういうことございまして、その負担というのは、また別の問題。これをすべて、いろいろな計画したものを全部税で、あるいは無料でやっていくということになれば、これはとてもできないことであります。

これからいろいろ社会が変わってくる、高齢化してくる、少子化にも対応せんならん、医療費も増大してくる、こういった中で我々としては、いろいろな仕組みを考える。皆さんに使ってもらい、安心して生活してもらえる、そういった仕組みをつくるのが非常に大事であります。

それをすべて行政がつくったもの、計画に則ったものを、すべて無料ですということとは絶対できません。やはり、そ

れの応分の負担をしていただきながら、あるいは税の負担もあるわけですが、そういう中で安心して生活してもらえ、社会を築いていく、そういうことかなというふうに思いますので、今の議論を踏まえておきますと、行政がやった計画を、実施できたものはすべてサービスとして無料でやれということではないと、私どもは考えております。皆さん方が使いやすい、そういう社会を築いていく、そして応分の負担をしていただく。財源の範囲内で精一杯のサービスをすることは大事なことだと思うのですが、基本的には、これからそういう社会に、医療費でもそういう仕組みが、日本の場合は出来上がっておりますけれども、後期高齢者医療制度、国保制度、いろいろ議論の真っ最中ですが、しかしこれもすべて無料でやったら、大変なことでありまして、公費負担の大きいものもありますが、そういうすべての福祉制度についても、公共交通サービスにしたって、応分の負担をしていただきながら、使ってもらえる仕組みをつくる、これが私どもの今の最大の仕事だというふうに思っております。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。私が言っているのは、障がい者や高齢者のことを問題にしているわけで、すべての人のことではあります。やはり力のある人はかまわない部分もあるわけですが、しかし、応分の負担と言われても、払えなければ応分の負担とは言えないと思います。やっぱり経済的なことが、本当にこの時代、高齢者にも障がい者にも本当に大変な時代になっているわけですから、やはりそこを考えていくのが福祉だと思います。体育施設の使用料にしても、今まで無料だったものが有料になったのですから、やはりそれは苦情が出たときには、無料に戻さなければいけないだろう、こういう考え方をしています。それは訴えておきます。

そして、1つだけデマンドタクシーのところですが、実証運行をされた結果、必要な見直しをしていくということですので、この結果、やはり利用数とかいろいろなことで使われない部分も出てきた場合、やはり何が悪かったかということを考えていただけるだろうと思いますので、その辺は検討していただきたいと思います。そして、先ほどの障害者手帳をお持ちの方とか、子どもさんは半額で利用できるということですが、やはり年金暮らしの高齢者の方は、そういう交通機関がなくて困っておられる。しかし、負担が多かったら乗ることができない。このようなことを考えていただきまして、もうせめて全体ではできないと言われるのであれば、ぜひそういう高齢者の方も半額対象に入れていただくことを求めますけれども、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)先の町でお願いしました公共交通のサービス検討会におきましても、この公共交通のデマンドタクシーなり、公共交通の考え方について、今現在行なっておられる福祉施策の高齢者施策については、切り離してというようなお話もいただきましたので、私がどうこうというものではございませんけれども、そういった高齢者施策について、高齢者の今現在のタクシー助成とかの利用をしていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(辰己 保君)それでは、ここで暫時休憩をします。再開は10時20分からします。

休憩午前10時06分

再開午前10時21分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、本田秀樹議員。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹議員。

〔15番本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。

入札制度の改善と官公需、公共事業のあり方についてお伺いいたします。

公共工事における談合をなくすこと、これは永遠のテーマだと言われております。もちろん、これまでに愛荘町でもさまざまな談合を防止するための改善策を講じて、特に官製談合と言われるような入札が行われないように取り組んでこられたと思います。しかし、その効果が実は実を結んでいるかどうかということになりますと、なかなか検証も難しい困難なことだと思います。

建設業界の大手ゼネコンが、地方にまでどんどんと算入してくる、その結果、構造化するダンピング、また下請けへの指し値発注、構造計算書偽造問題に象徴されるような粗雑な手抜き工事など、そういった問題などがあります。そういうものを通じて、建設労働者の下請けの労働賃金の引き下げ等の問題も生じております。また、雇用関係も悪化する、雇用状況も悪化をするという問題もあります。入札制度と官公需の契約について改善が求められております。そこで、いくつかのことについてお伺いをいたします。

入札の方法について、総合評価方式というのがあります。これは1999年の地方自治法施行令の改正によって、総合評価方式が可能になりました。最低価格だけによる落札決定ではなく、価格そのほかの条件等が地方公共団体にとって、最も有利なものを落札者として決定ができると定めております。最低価格以外の落札決定者を決める際に、その条件に加味することができるのです。

自治体は、この総合評価方式の積極的な導入によって、地域において企業に対して、積極的な法的義務を負うものとしての責任を明確に果たすことができます。今日まで、総合評価方式をされていますが、今後も実施されるのか、町長にお伺いいたします。

これまで取り組まれてきた談合防止策、官製談合を防ぐことを中心としたさまざまな方式による入札制度の改革をされてきました。しかし、一方で過当競争や下請け重層構造化、1次下請けのみならず2次・3次・4次というような重層構造があるわけですが、ここで生じる指し値発注の問題や、下請け企業労働者の低賃金を作り出すことになるのです。発注される側も、こういった視点を視野に入れ、今後の入札のあり方について改善する必要があると考えますが、町長にお伺いいたします。

次に、県は最低入札価格調査制度が採用されています。これは、もちろんダンピング防止を目的とし、粗雑な工事を防ぐという狙いがあります。同時に下請けに対する不当に低い下請け単価の押し付けとか、労働者の低賃金を生むこととなります。低入札価格調査制度の導入をされる考えがあるのか、町長にお伺いいたします。

公共工事の入札改革を行うに当たり、これまでは最低価格の引き下げという視点に重点が置かれてきました。つまり、事業予算をいかに引き下げることで、低コストをいかに実現するかという点に重点がおかれてきたと言えます。国は、平成21年度、地域の建設業界の状況が一層に厳しくなる中で、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札、および契約手続きの更なる改善を、緊急かつ着実に行う必要があるとあります。緊急に公共工事等の契約における最低制限価格の引き上げを実施する必要があると、国は言っているのです。

愛荘町は、今後最低制限価格の引き上げをされるのか、町長に答弁を求めます。

次に、電子入札制度の導入についてお伺いいたします。

国土交通省は、平成15年から、すべての入札を電子入札に移行しました。年間約4万4,000件ある国直轄事業の工事やコンサルタント業務などで入札に参加する業者の庁舎訪問や書類作成などの負担軽減によって、年間約260億円のコスト削減になるほか、透明性の向上で談合の防止にも期待できると言われております。

電子システムのメリットの中では、談合がしにくくなるとか、高値安定発注が防げるとしてあります。電子入札システムの導入の目的は、入札事務をコンピューター化することによって、競争入札の透明性の確保と競争性の向上を図

ることです。また、落札率の低下や、入札事務の省力化などの多くの成果をあげております。

そこで、お伺いいたしますが、電子入札に対するメリットと課題を、どのように考えているのか、町として今後の取り組み状況、導入計画があるのか、町長に答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)入札制度の改革につきましては、合併したこの愛荘町の大きな課題でありました。公正、公平で競争原理が働く一般競争入札の導入を図り、併せて、住民や専門家で構成しました公正・透明な入札確保委員会を設置し、私ども行政執行部を監視いただいているところであります。

この結果、予定価格に対する落札価格、つまり落札率が平均して70%台に低下しました。平成18年度から21年度までの4年間で10億円を超える落札差額が出ました。この分、住民負担が軽減されたところであります。この減少した分は、他の公共事業にまわしたり、事業を前倒したり、あるいは予算そのものを減額するなど有効な予算執行を図ることができたところであります。

また、一方で、過当な競争の結果、工事の質や下請けへの圧迫、地元業者への影響などが懸念され、最近では、最低制限価格のあり方について、いろいろ議論がされているところであります。

本田議員のご質問の総合評価方式であります。この方式は、入札価格だけで決定するのではなく、施工時の安全性や、環境への影響配慮などの技術提案の内容を検証して、総合的に評価する落札方式であります。

したがって、必ずしも、最低の応札者が落札業者になるとは限りません。この方式は、高い審査能力や、公平性が要求され、技術提案や審査に時間を要し、入札公告から決定まで2ヵ月程度かかること、また工事実績等も評価項目としていることから、新規業者が参入しづらい側面もあります。

本町におきましては、これまで総合評価方式を採用した実績は2件ありますが、今後も引き続き慎重に実施することとしております。

次に、低入札価格調査制度についてであります。町ではまだ実施いたしておりません。これは最低制限価格を設定しない、つまり底なしの入札を実施するものでありまして、そのため国が品質保証の観点から始めたものであります。

県では、総合評価方式の中で、最低制限価格を設定せず、この低入札価格調査を実施しております。この制度は、低入札を行った業者の施工能力を判定して決定するもので、その調査および評価は、非常に専門的で事務量が膨大であり、また工事においても施工上の監督体制が必要になるということでもあります。

落札業者を決定する一定の基準がないことなどにより、極めて不透明感があるということから、業者から逆に改善すべき事項を指摘されていると聞いています。このようなことから、本町におきましては、今のところ低入札価格調査制度を取り入れる考えはありません。

次に、最低制限価格についてであります。昨年、国では建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、最低制限価格は地域の実状に応じ、引上げを適切に実施するよう、県を通じて要請されているところであります。

公共事業は、納税者から見れば「安かろう、悪かろう」でなく、よい工事をできるだけ安くしていただきたいという原点に立って、現在、最低制限価格を設定いたしてあり、今後、この価格設定のあり方については、常に研究し、怠りなく、公正・透明な入札確保委員会の意見を聞いて、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、電子入札制度についてであります。公共工事の入札、契約手続きを透明にするため、入札、契約のIT化の推進は重要な検討課題でございます。

システムに導入する場合は、説明はの唯木、競争はの可上、又は依云の協八、手続の自ノリはくがツリより。

現在、県のみが実施しておりますが、このシステムを導入する場合には、システム開発の初期投資費用、あるいは年間の保守運用費等を合わせますと、初期投資に1,000万円程度の費用がかかると、応募者側ではパソコンやICカードなどの負担が生じるということでございますが、そこで、市町といたしましては、経費軽減の観点から、共同システムで開発ができるように、県あるいは県の技術センターに対しまして、要望をいたしているところであります。電子入札の導入については、引き続き、他市町との状況等も踏まえながら、今後の検討課題と考えているところであります。

現在は、電子入札の前段階として郵便入札というのを試行で実施しているところでありまして、19年度から17件の実施を行い、今後も徐々に件数を増やしていく考えであります。以上でございます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再質問を行います。

まず、入札制度の改善と官公需、公共事業のあり方についての中で、総合評価方式についてお聞きをいたします。今ほどの答弁の中では、技術提案や審査に時間がかかると、また、入札告示からの決定が2ヵ月もかかるとの答弁でありました。技術提案の審査に時間がかかる要素は何なのか、また入札告示前の決定が2ヵ月かかることでしたので、何のデメリットが2ヵ月かかるとあるのか、それについて町長に答弁を求めます。

また、2件のみしか入札を行っていない、時間がかかるとか、そういうものは理解ができません。また、先ほどの答弁の中でも、新規業者が参入しづらいということですが、愛荘町の入札では、ほとんどが条件付き一般競争入札であります。その中で、今回2回の中でもいいのですが、入札の新しい業者は何件あったのか、町長に答弁を求めます。

次に、低入札価格調査制度について、再質問を行います。

低入札価格調査および評価における事務量が膨大というのは理解できます。まだ一度も施行したことがないので、そういう答弁がでるのも理解ができませんが、膨大に事務量があるというならば、その事務量の内容をお聞きしたいと思しますので、町長に答弁を求めます。

次に、最低制限価格について、再質問を行います。

今ほどの答弁の中でも、今後、国や県の動向、他市町を注意しながら、適正に対応するというところでありますが、最低制限価格の引き上げなど、地域経済に雇用にもつながると、国土交通省からの通達もあります。

現在は、国の方も85%の最低制限価格の設定になっていることは、町長もわかっていると思います。県は80%の最低制限価格になっております。したがって、結果、国の方では上限の90%以上に設定している県は、長崎県また佐賀県・新潟県と、3県もあります。また、平均的な85%程度の県の最低落札価格の制限を行っている県は、全国で15の県が実施をされております。

今日まで町長が行ってきた入札は、本当に落札最低制限価格より安かったのです。私から考えれば、安ければいいという思いの町長の落札率ではなかったのかなと思います。それでは、今後の業者の手抜き工事や、また会社をやめていく業者が出てくると思います。国や県に準じて、また近隣の調査をしながら、最低制限価格の引き上げを行うか、行わないのか、この場でまっきりと答弁をいただきたいと、このように思います。

また、入札の全般の中からですが、入札参加資格調査について、お伺いいたします。

愛荘町では町内に本店を置く建設業者が、新規に入札に参加を使用とする場合は、県の経営審査を2年受けなければいけません。3年目に、やっと入札参加が与えられます。しかし、町外以外また営業所を置いている業者につきましても、この条件と一緒にあります。2年間の経営審査を受けなければならない。3年かかり入札参加ができると。それでは、町外に本店を置いている業者と営業所と一緒になのです。差がないのです。営業所はどこでも本店があって、入札参加はできるのです。愛荘町の業者は、本店を置いているならば、その差をつけていただけなければならないと考えております。せめて、1年の差をつけるか、その辺の方策を、町長に答弁を求めます。

そして、ここ近年、入札調査の結果をインターネットで見させていただいております。委託業務について、お伺いします。平成21年度は委託業務については、22件の入札がありました。平均落札率は58.34%であります。

また、21年度では一番低い落札率は26.69%であります。このような低い数字を正常な入札だと、町長、考えられますか。私は正常な入札だとは考えられませんが、この数字26.69%、一番低いのです。それでは会社もやっていけないと思います。企業努力はわかりませんが、この数字を聞いて、町長に答弁を求めます。

また、設計業務につきましては、最低制限価格の設定が行われていないと、このために、このような異常であるような落札率の低い落札率になっております。なぜ、設計業務など、また委託業務について最低制限価格を設けていないのか。また、今後、最低制限価格の設定を設けるのか。町長に答弁を求めます。

次に、電子入札制度の導入について、再質問を行います。

今ほどの電子入札のメリット・デメリットは、今の答弁では大変理解いたします。また、最後の方に答弁があったと思いますが、他市町の状況を踏まえて、今後を考えていくということだったと思いますが、隣の東近江市では、平成23年度から電子入札システムを導入されます。東近江市は23年から実施されるのですが、町長、この23年に東近江市がするならば愛荘町も、いつも町長は何でも一番がしたかったということを知っております。今回も2番、3番になるかもわかりません。ぜひとも、この電子入札の導入を真剣に考えていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)多岐にわたって再質問いただきました。

まずは、総合評価に時間がかかる要素は、内容については、また担当課長の方から申し上げますけれども、やはり、最低に応札した人を落札させない場合があるわけですから、これは極めて透明な理由を、明確に住民に対してもしなければ、なぜその最低の人に決めないのか、ここが非常に難しいところである。そのためには、やはり業者からいただいた技術提案をしっかりと読めるもの、理解できるもの、審査できる、そういう体制がなければ、これは安易にできないと私は思っています。

現に2件やったわけですが、県の技術者から応援を求めたり、我々の審査能力ではとても無理であります。透明性の確保から、なぜ2番・3番の人にするのか、これは非常に難しいと私自身は思っております。

次に、低入札の事務の内容、これも先ほど答弁申し上げましたように、国や県がやっている場合は、最低制限を設けない。ですから、ものすごく安い応札があるわけです。そうしますと、一番下の人に決めると、果たして本当に、ちゃんとした工事をしてもらえるのか、材料がどうなるのかという不安があるから、低入札について審査を厳しくして、その額で本当に工事がちゃんとできるのかというのを、確信を得た上で、入札を決定しているというふう聞いておりますが、これも我々の技術能力、審査能力では透明性のある公平な審査ができるかどうか、保障の限りではございません。

それから、最低制限価格の引き上げについて、社会的に国や県、一定の流れがあるようでございますけれども、私も住民の一番近いところ、納税者の近いところで仕事をしている私もであります。税金をいただいたそれで仕事をしている。そこで、一般の入札状況を見てみますと、結構過当競争はあるかと思うのですが、一般競争していると、何十社か来ておられる。その中の入札状況を見れば、かなり低いところでみんながやっておられる。私は損しないで、損するような事業はしないでくださいよと、ちゃんと正当な利潤を見、そして下請けの業者あるいは労働者にも賃金が払える価格で、ちゃんと見積もりしてくださいということを言っているわけですが、ところが、状況を見ますと、けっこうちゃんとした企業さんが参加されている。その入札でかなりの低い額になっております。

このことは、やはり設計額、予定価格そのものが、かなり実勢とそれぞれ一定のルールがあるのですが、まあまあ十分だと言いますか、そういった見方がされている。果たして、どこが正しいのかということ、非常に難しいわけでありまして、単純に、その最低制限価格をどんどん引き上げていって、納税者の理解が得られるのかどうか、非常に疑問でありまして、私も注目しています。たかさん、価格を下げた入札もございませぬけれども、昨日の木下

中に疑問の点もいくつかあると思いますが、入札参加資格を申請する業者は、入札参加資格を申請する業者は、住民や納税者に損をさせたのではなからうかというふうなことを、自分自身も思うわけでありまして、単純にこれを引き上げするというようなことは、現時点で約束するようなことはできません。

それから、安値受注の場合、業者の手抜きがどうなのかということで、これは私どもも、県の嘱託職員、OBさんを嘱託職員で雇って、工事検査について公平な立場で見えていただくようにして、正しい業者へのご指導ができるようにやっているとございます。

それから、入札参加の参入状況については、また副町長からお答えをさせていただきますが、委託業務の受注は、最低制限価格はありません。確かに、おっしゃるとおり、非常に低い応札が多くございます。これも入札審査委員会で私どももよく指摘されているところでございますが、全然工事と違うのは、コンサルタント、委託業務というのは設計とか測量設計、そういうものが多いのですけれども、材料費はそんなにかからない。要するに、知恵を買うということです。こちらへ提案を、こちらが買うということですから、人間の人の技術能力と言いますか、そういう企画能力を買うわけです、材料費等の費用はかかりません。

そういったことから、やはりコンサルタント会社のそのときの社員の都合とか、あるいは自分が持っておられるノウハウ、いろいろな積み重ねがいっぱいあります。そういったノウハウを活用しながら、新しい提案をしていく。そういう能力でございまして、企業によって初めてやる場合は、ものすごくお金がかかるとは思いますけれども、こういったものについて経験を積んだところは、比較的低価格で提案ができると、こんなふうに私どもは理解をいたしております、単純にこれも最低制限を設けて、どんどん引き上げていくというようなことについては、今後の十分な研究を要するのではなからうかというふうに思っているところであります。

電子入札については、私どもも数年前から何とかできないかという気持ちは持っております、IT担当の課ともよく議論はしてはいたのですが、費用がけっこうかかるということでございまして、最近の見積もりでも約1,000万円、だいぶ前よりは下がってきたように思うのですが、それだけの費用をかけてでも透明な入札制度、また業者側にとっても事務が軽減できる、こういうことはいずれやらなければならないという制度ではあると思いますので、ぜひ、今議員おっしゃった東近江市がやっておられることも聞いております。初めて市町で東近江市が研究しているということも聞いてございまして、私どもも十分それについては前向きな対応を、これからぜひ考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、私から入札制度に関連しまして、入札参加資格に関する再質問にお答えさせていただきます。

愛荘町に本社あるいは支店、営業所を置く業者につきましては、県の経営自己審査を受けた総合評価値に町独自に実施しております独自総合評価点を加点し、修正を加えまして、町内業者(準町内業者)と町外業者に取り扱いを若干異にし、町内業者の参加範囲に配慮しているところでございます。

したがって、入札参加資格審査につきましては、町内業者(準町内業者)につきましては1年間有効、町外業者につきましては、2年間有効としているところであります。新規に資格者台帳に登録します町内業者(準町内業者)につきましては、入札に参加するまでに2年間の経過が必要となります。ご質問の町内業者(準町内業者)におけます新規登録者の翌年、いわゆる2年経過の中間年での入札参加資格の必要性でございまして、現在の愛荘町の制度では、旧の制度を踏襲したということもございまして、入札参加資格審査を受けていただくということにしております。

このことは、今も申しましたように、合併前から両町で行ってございましたものを、入札参加資格審査制度を踏襲いたしておりますので、ご指摘のとおり、見直す必要もあるというように考えますので、今後検討してまいりたいというように考えております。

それと、今ほど町長が答弁申し上げましたが、委託業務に関する最低制限価格の設定の問題ではございますが、平成14年度の地方自治法施行令の改正によりまして、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みした者を落札者することができるという範囲を、改正前は工事または製造の請負ととなっていたものを、改正後、工事または製造その他についての請負に改正されました。設計測量調査等の委託業務を最低制限価格を設けることはできるようになったところでございます。

地方自治法施行令改正後、滋賀県をはじめといたしまして、全国的に市町村にも、こういった委託業務に最低制限価格を設ける自治体が増加してきました。このような状況の中、愛荘町におきましては、委託業務につきましては、先ほども町長が申し上げましたように、主に人件費あるいは技術料といったことで、特に最低制限価格を設けていても、良好なる成果物が得られたところから、最低制限価格は設けておりませんでした。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、平成20年、21年度の落札状況を見ますと、遺跡遺構等の地形測量あるいは地積調査など、特殊な業務を除きまして、最低の落札で20%台、最高の落札率で80%前後、平均落札率50%と、どちらかという低価格受注の状況にございます。

このようなことから、今日まで特に問題は生じておりませんが、委託業務にかかる成果品は公共工事のコストや品質、耐久性に非常に大きな影響を及ぼす恐れがありますことから、より適正な価格での契約の推進を図る観点からも、今後、建設工事と契約審査会で設計と委託業務につきまして、最低制限価格を設けるか、設けないかにつきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、近隣2市3町では、2市が130万円以上は最低制限価格を設けておりまして、130万円以下は設けておりません。また、3町では、最低制限価格は設けておられないのが実情でございます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)管理課長。

○管理課長(北川孝司君)本田議員さんの再質問の中で、総合評価方式の中で、審査等に時間がかかるということで、その要素というものはどういうものかということでございました。

その内容につきましては、提案していただく業者の方から、技術提案書というものを提出していただきまして、その技術提案書の内容につきまして、町の方で審査をさせていただきます。

その審査の内容につきましては、それぞれ工種によって異なりますけれども、施工計画または企業の施工能力等を審査させていただきます。施工計画につきましては、それぞれ内容につきまして、審査する職員が評点数ということで、点数を付けさせていただきます。また、企業の施工能力につきましても、過去の実績等を勘案して点数をつけて、それによって評点数を決めさせていただきます。

その後、工種によって異なりますけれども、下水道につきましては下水道事務所の所長クラスの方、また土木事務所の所長クラスの方で町が行いました審査の評点数が、妥当かどうかという検証をその後していただきまして、それで最終的に評点数を決め、入札された金額と総合的に判断して決めるということで、その審査および県の方での学識経験者ということで、県の方で審査をしていただく時間がかかるということでございます。

また、2ヵ月かかることもデメリットということで、一般競争入札につきましては、公告から入札の決定まで、約1ヵ月かかっております。それから、さらに審査、総合評価ということで、先ほどの審査が1ヵ月ほどかかり、2ヵ月かかるということでございます。この2ヵ月ということで、どうしても急ぎの工期につきましては、工期1ヵ月分、そちらの方でかかってしまうということで、デメリットがあるということでございます。

また、2件しかしていないのに、新規業者の参入についてでございますが、現在ちょっと把握しておりませんので、よろしくお願いたします。

また、低入札制度の低入札価格調査制度のことなのですが、事務の内容ということなのですが、応札された業者の経営状態、財務指標とかを提出していただきまして、その調査また積算内訳書の中の見積りの金額の内容が妥当であるかということ調査させていただくということでございます。以上です。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再々質問を行います。

まず、先ほど副町長が検討という言葉いただきました。検討という言葉はいい言葉であります。検討とは、よく調べることで、そしてまた種々面から調べてよいか悪いかを考えることが検討だという意味ですので、ぜひともすべて答弁されたことについては、その検討どおり、お願いしたいと思います。

次に、今ほど管理課長から低入札価格制度についての答弁いただきました。そこで、県は地方自治法施行令第167条の10第1項および第167条の10の2第2項に規定される最低低入札価格調査制度において、滋賀県建設工事等入札執行要領第17条第2項に定めて、平成22年度も調査制度を実施されます。

先ほどの課長の答弁では、見積りの確認とか、書類の確認というのは理解できます。私もインターネットで調べました。その内容を見ますと、最低低入札価格の調査内容があります。ほとんどの内容が業者による提出書類であります。業者は大変な書類を提出するわけですが、仕事をもらえることを考えれば、そんなことは苦にならないです。その書類を確認するのが職員なのでしょう。

職員さんがもっと勉強しなければいけないと、私は思います。町長も一度勉強していただきたい、こういうふうに思っています。インターネットを叩けば、低入札価格調査実施要領というのが出てきます。まとめたものがこれです。これがあります。一度、管理課の職員も町長も勉強していただいて、低入札価格調査の調査は難しくありませんので、導入について、再度答弁を求めます。

次に、最低制限価格ですが、滋賀県建設業界が県内自治体の落札率を調べた結果があります。愛荘町は県下でダントツに低い結果となっております。それが地元育成業者の育成にあたることは考えられません。

町長もご存知だと思いますが、官公需法というのがあってと思います。その官公需の意味がわかっておれば、このような低い落札率では考えられないと思います。私も官公需法については勉強もさせていただきました。町長もご理解していると思います。官公需法について、町長の明確な答弁を求めます。

また、一般に採算ラインを取れるというのは、85%台だと聞いております。彦根市は79%、豊郷町が85%、甲良町が93%、東近江市が87%となっております。近隣の市町が、このような結果になっておりますが、暮らしの安全・安心を担う建設産業の役割を、今一度見直す必要があると考えます。

町長、再度最低制限価格の引き上げは、先ほどは約束できませんと答弁いただきましたが、それでは建設業界の中でも生き残っていけない。せめて、県並みにあげるとかでない、この議会の中でも、今議会の中でも契約の議決がありますが、そのような異常な入札結果になるわけなのです。

そのあたりも考えて、再度理解のできる答弁をいただいて、あげるかあげないか、約束じゃないですよ。あげるかあげないかの答弁をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)低入札の今のことについては、まだまだ一般的に広がっておりませんが、その実施要領なるものは、一度私も勉強しておく必要があると思いますので、それは勉強いたします。

それから、最低制限価格では、今もちょっとデータを見せてもらったのですが、かなり低い方ではあります。まだ低いところもないことはないのですけれども、これは20年度では79ですから、もっと低いところはいくつかありますが、21年度では74.5、それよりも低いところも1つありますが、そんなところでございまして、私は業者の皆さんにも言っておるのだけれども、ちゃんと自分の利潤を見て、ちゃんとした入札をしてくださいと。何も低いところで最低制限価格のところ競争をしてもらわなくても、自分自分で、これだけしかできないというところをみんながやってくれたら自然に上がってくるわけですから、そんな無理なダンピングをしないであまりということも言っているのですけれども、そのようなことをしなくても、できるのだということで、ほとんど業者さんが一定のところ集中しておられる。我々

から見れば、住民サイドの納税者から見れば、これだけで皆できるのじゃないかと、ちゃんとした仕事ができるのじゃないかと言っているのに、なぜ行政側が無理して引き上げるのかという目で見られるということが、非常に私ども、行政の経営を任されている私にとってまづらいところでございまして、簡単に最低制限価格を引き上げますということはなかなか言いづらいし、こんな公の場で、それを引き上げる、引き下げます、現状どおりですと、そういう約束までもできるものではございません。

官公需についての見解、これは官公ということなのですけれども、官公、本当は私は民という言葉が入らないとおかしいなと。納税者たる民の立場の考え方がここに入ってくるのが当たり前だと、負担者である納税者がどう思うのか、そこが非常に問題であるのかというふうに思っているところでございます。

◇伊谷正昭君

○議長(辰巳 保君)次に、7番、伊谷正昭君。

〔7番伊谷正昭君登壇〕

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。一般質問を、ただいまからさせていただきますと思います。

1つは、ごみの減量対策、再資源利用について、お話をさせていただきたいと思います。今日、豊かさや便利さを求めてきましたこの21世紀の私たちは、大量生産・大量消費また大量廃棄を繰り返し、限りある天然資源を大量に消費し、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題から身近なごみ問題まで、私たちは多くの課題を残してまいりました。

21世紀の私たちは、今日までのライフスタイル、すなわち使い捨ての社会を改めまして、資源循環を基調とする持続可能な循環社会に転換する必要があるかと思えます。

愛荘町のごみの排出量は平成20年度で3,733t、年々少しずつ増えておりますが、これを一人一日当たりの排出量に換算をしますと、平成20年度は392gとなっております。また、リサイクル率も多少は上昇をしておりますが、これはごみの減量化・再資源化を図るためには、まず家庭における生ごみ処理機等で堆肥化をすること、CO₂の削減ができ、有機・無農薬栽培の推進に図れるとともに、地産地消にもつながると思えます。家庭用についても、生ごみ処理機購入助成金交付制度が、すでに町ではございますが、大変普及率が極めて低いのが現状でございます。さらに、民間の食堂なり、企業の食堂などにおいても、推進を図らなければならないと考えるわけでございます。このたびの学校給食センターの建設に伴いまして、生ごみの処理と堆肥化採用についても、検討をしていかなければならない時期と思われまます。

さらに、再資源の利用推進として、古紙類・布・プラスチックなどの再利用可能な資源を収集しますエコドーム資源回収場を学区単位等で設置をしていただき、NPO等などの運営する施設の再検討を図らなければならない時期にきていると考えるわけでございます。

前段で述べました生ごみ処理施設の併設、堆肥化の計画、運営の取り組みについても考える必要があるかと思えます。さまざまな施策を町民と行政が一体となって取り組む具体的な方針を、町民すべてに、啓発なり研修により、ごみの減量、再資源の確認を高めることが求められている現在昨今でございます。

そこで質問をさせていただきたいと思うのですけれども、生ごみの処理対策についての質問についてでございます。生ごみ処理機などを使って、例えば、自治会単位、NPOなどで処理運営方式についてのご検討について伺うものでございますし、また、家庭用ごみ処理機の購入助成金制度の利用率を増やすためには、どういう方策があるかということについても、お伺いしたい。

また、先ほど申し上げました学校給食センターの生ごみの処理方法と、堆肥化採用計画についての答弁を求めるところでございます。

次に、河川・水路・道路の維持管理行政についてでございますが、町が管理をする水路(法定外水路)、それと県管理の一级河川、例えば、不飲川は集中豪雨や大型台風の襲来によるたび重なる水害、大規模な自然災害に相次いでいるところでございます。このように、たび重なる災害などを踏まえまして、今日、町民生活の安全安心の確保が、町の重要な政策目標になっていると思います。

安全安心な暮らしを実現し、これを維持して行くためには、出水や老朽化などによる水路の状態や水路管理施設の変化に、的確に水路管理を継続的に行わなければならないのはもちろんでございますが、まずは河川・水路の浚渫を、県・町において実施をしていただき、地域すなわち自治会が自らの共有財産としての河川・水路を積極的に活かしていくために、地域の参画による維持管理の推進を図らなければならないと思います。

また、町道においてでも同様でございますが、その町道の維持・施設等についての維持管理の現状と課題についても、地域としては、特に現状を把握する以上、路肩の雑草なり、路肩の土砂の堆積が、車道なり歩道を占用しているのが現状でございますし、また舗装についても、水たまりの箇所も相当ございます。

さらに、町道側溝には土砂が堆積をし、雨水が滞流しているのが現状でございますし、また、町道愛知川・川原線、一般に内堤防と申しますが、法面に竹とか雑草が密植し、車なども通行の見通しが悪く、交通安全上よくない区域がございます。

まずは、町で伐採を実施され、その後は地域の参画による維持管理方式で、河川・水路と同様に、地域住民、NPOなどとの連帯協同の体制を強化し、きめ細かい維持管理の実施が求められているところでございます。

そこで、この件についての質問をさせていただきたいと思っております。河川の浚渫、護岸工事と維持管理制度についてでございますが、河川不飲川の浚渫、護岸工事を維持管理制度の検討について伺いたいと思っております。

2番目に法定外水路の浚渫、護岸工事についてであります。水路の護岸、浚渫工事の実施と水路の維持管理制度の検討についての答弁を求めるところでもございます。

3つ目は、町道の維持管理制度であります。先ほど申し上げました路肩の草刈りとか、土砂の除去作業などの維持管理制度の実施の検討についても伺いたいと思っております。

4つ目は、町道愛知川・川原線の伐採と交通安全施設についてでございますが、町道愛知川川原線(内堤防)の法面の竹などの伐採と、交通安全施設の検討についての答弁を求めるところでございます。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)環境対策主監。

(環境対策主監西川作男君登壇)

○環境対策主監(西川作男君)ただいまの伊谷議員のごみの減量対策について、ご答弁申し上げます。

ごみの減量については、全国的な問題として、いろいろと各自治体が努力しているところでございます。愛荘町におきましても、新聞・雑誌からペットボトルの蓋まで25の品目のごみの分類を町民の皆さまにお願いし、環境保全に努めているところでございます。

さて、燃えるごみにつきましては、平成9年4月から、県下で、ただ1つの燃えるごみから固形燃料をつくるリサイクル施設としてリバースセンターが稼働しており、日量22tの処理能力を有する施設として運営されてきました。当初は、処理能力に余裕を持って運営されていたところですが、廃物処理法が平成12年6月に改正され、各家庭でごみを燃やせなくなり、その影響から、平成14年頃から処理量が年々増加しており、現在は日量37tを、職員2交代制により、処理にあたっているところでございます。

愛荘町における20年度の年間搬入量は3,732tに対し、21年度は3,581tで151tの減少を見ました。これをさらに詳しく見ますと、愛知川地域の家庭ごみは70tの減少を見ました。これは愛知川地域の皆さまのごみの減量に対する意識の高まりの表れであり、可燃物の燃焼推進によるごみの減量は、軽便な燃焼機、燃焼炉の導入による燃焼炉

飯の食卓の衣いまいじ、お月物のとさに携帯するマイパツンの言及も、野元まじ新聞*雑誌を回収に米ついで焼油回収業者への排出方法の転換がごみ減量に現れたと感じているところでございます。

ごみの減量については、合併前からコンポストや生ごみ処理機の普及のための補助金制度を行っており、合併前から21年度までに生ごみ処理機の補助件数は373件でございます。また、愛荘町になってから、平成18年度から21年度までの4年間においては73件、178万8,700円を交付しております。これまでの愛荘町における生ごみ処理機の普及率は補助対象分で5.4%でございます。

また、議員ご指摘の新しい学校給食センターには、生ごみ処理機を導入する予定で計画を進めております。また、美化推進制度については、これも合併前から推進員制度として定着しており、美化推進員の皆さまには、区民のごみの排出抑制の啓発、ごみ集積場の整理整頓、粗大ごみの排出の現場の管理・指導等、随時地域の円滑なごみ排出にご尽力いただいているところでございます。

さて、ご提案のごみ問題の地域住民と行政の調整役につきましては、美化推進委員設置要綱第2条に職務としてその役割が載っております。

また、議員ご提案のエコドーム建設、すなわちリサイクルセンターについては、今後、彦根愛知犬上広域行政組合による新しいごみ処理場の建設に向けて努力されているところでございますが、それに付帯して建設されるリサイクルセンターと競合することが予想されることから、町独自の建設については、現在のところ考えておりません。

また、再資源集団回収奨励金交付制度を創設し、集団回収している団体に対し、奨励金の交付制度の設立でございますけれども、資源回収などに必要な資器材の提供については、今後検討させていただきますが、奨励金補助金については、他の補助金全般について見直しをされようとしている時期でございますので、これから交付対象とすることは困難と考えるので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ごみの減量を考えるときに一番に言えることは、21年度のリバースセンターのごみ搬入総量が9,200tでございます。RDF(固形燃料)ができた製品の量が4,588tでございます。つまり、ごみの搬出量の約半分は水分でございます。このため、これまで繰り返しお願いしておりますように、各家庭の生ごみの排出時の水分を取り除くよう、よろしくお願ひしたいと思います。

これまで、ごみの減量や正しい排出方法を守るため、町やリバースセンターでは、自治会単位での出前講座の開催、町広報紙の掲載、ごみ処理施設の見学会の開催やリバースセンターからチラシの配布など、恒常的な活動を行っているところでございます。今後におきましても、さらに自己研鑽に励みまして、議員の言われる住民に浸透するような広報活動の展開を図ってまいりたいと考えるので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)建設・下水道課長。

[建設課長田原秀郷君登壇]

○建設・下水道課長(田原秀郷君)私の方から河川・水路・町道に維持管理の制度について、お答えをしたいと思います。

河川不飲川浚渫等を、県において実施されたあと、地元が維持管理をする制度の検討をされたらどうかの質問について、お答えをいたします。一級河川の維持管理については、現在、ふるさとの川づくり協働事業により、河川愛護活動事業委託として、要望集落では草刈り活動等を実施していただいております。その中に、清掃・川ざらえ・竹木の伐採等を実施していただいております。順次、取り組み、集落の拡大に向け取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、法定外水路の浚渫・護岸工事の実施と、そのあとの維持管理制度の検討については、ほ場整備を完了した地域につきましては、用水・排水路分離方式で水路工事等につきましては、整備までできております。維持管理についても土地改良区等で受益者負担等を財源として実施されており、制度は確立されていることと認識をしているところでございます。

ご質問については、西部地域のことでありと推測をいたしますが、無数にある法定外水路の浚渫・護岸工事については、財政面、民地との境界問題、水利権等の問題があり、現時点では対応できないと考えます。ご質問の維持管理制度の検討については、ほ場整備の未整備地域のみ水路の維持管理制度の検討になりかねないことから、町財源を使って行うことは、現時点では無理であると考えます。

次に、町道の路肩等の維持管理については、現在、見通しの悪い危険箇所、歩道の草のひどいところ等については、緊急雇用作業員によります直営、また植栽部分についてはシルバー人材センターに委託して対応しております。

県においては、住民との協働により、道路植栽施設の管理や路肩の維持管理を自治会等の団体に委託して実施されている箇所もありますが、現時点での町道の維持管理については、車道の安全対策、特に舗装の修繕を優先に考えてまいりたいと考えております。

次に、町道愛知川・川原線の交通安全対策についてですが、現在、直営またはシルバー人材センターに委託をして、見通しの悪いところについての樹木・竹の伐採を実施して対応しております。今後についても継続してまいりたいと考えます。また、伐採したあとの維持管理、交通安全対策等については、今後検討していきたいと考えます。

河川・水路・町道の維持管理制度についての地元助成金の交付制度につきましては、町域全体での維持管理についても検討を含めて、今後の課題とさせていただきたいと、このように思います。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、先ほどご答弁がありました生ごみの処理でございますが、これについては水分を減らして出せというようなお話であったわけですが、それともう1つ、平成29年度には彦愛犬で広域的なごみ処理が設置されるというところであるわけですが、これも長い時期、果たして29年にできるかどうかはわかりませんので、ぜひ自らできる個々の家庭から出る生ごみ、またそういうことを堆肥化にしたり、それが、しいて言えば、無農薬とか地産地消につながるというふうに申し上げたわけですが、もう一度やはり個々の積み上げだというふうに私は考えますので、その29年を待たずに、ある程度、試験的でも地域に合う、密着した生ごみの処理・堆肥化を実施に向けて推進をぜひお願いを申し上げたいということで、もう一度、回答についての答弁を求めるところでもございます。

それと、もう1つ、再資源の再利用の中で、エコドームというお話をさせていただいたのですが、実質これについても否定的な回答でございましたので、もう一度、町としては、先ほどと同様、併設にもなってそういう施設ができないものかということをお願いを申し上げたいというふうに思います。それについての答弁をお願いをしたいと、こういうところでございます。

それと、次に、河川・水路の件でございますが、不飲川は確かに、現の川を見ていただいたらわかるのですが、一級河川でありながら、1mも満たない水路幅で大変集中豪雨がありますと、水害がございます。その点を含めて、もう一度、県であるわけですが、浚渫等を順次やはりお願いをしたいというところでございますし、不飲川改修も、昨年Aランクに上がったものの、いつできるかわからない、このような一級河川でございますので、ぜひ県当局との交渉をしなければならないと思うのですが、計画的に実施をされるように望むところでもございますし、その上流については、大変草が、葎とか茂っております、通水が妨げていると、こういう状態でございますので、ぜひその件についても、浚渫なり草刈りを地域はやっておられるのですが、もうそれ以上のことは今現状としては大変労力のいりますし、経費もいることですから、ぜひ実施に向けての県の交渉なりをお進めいただきたいと、こういうふうに思います。

それと、法定外水路の浚渫・護岸の件でございますが、これは日常、地域の皆さんがおやりになっていただいておりますが、どうしても、井かばらの老掘削の水路でございますので、それも財政的に不可能とか、また官民境界とか、地

まうか、と申し、自らの家のそばの水路でございまして、これは水路の管理に付いては、また自らの家の、地域の問題でできないというご答弁でございましたが、これも計画的にやはり進めるべきではなからうかなというように思いますので、財源もありますけれども、1つやはり、地域とある程度密着した助成金でも出しながらでもいいですから、そういう制度をつくりあげていただきたいと、かように思います。

以上の再質問に対してのご答弁をお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)環境対策主監。

○環境対策主監(西川作男君)ただいまの伊谷議員、2点ばかりのことを承知しております。まず1点目は、生ごみ処理機について自治会単位で導入できないものかというふうなご質問であったと思います。これにつきましては、平成20年度に彦根市で導入されております集落にも視察にもまいりました。そこでは、やはり、においの問題が1点、それから、それをお世話する団体と言いますか、それを運営していく世話係りというものもございまして、非常に形がよいのですけれども、困難なところもあるというふうにご承知しております。

近くでは、平成22年度の当初予算で、多賀町がリースで導入されるというふうなことも聞いております。当町におきましても、5月11日の美化推進委員の会議のときに、生ごみ処理機を集落で導入されないかというふうなことの、候補地と言いますか、候補地自治体と募ったこともございまして、問題を今後研究していきまして、あるいは候補集落についても絞っていきまして、できましたら検討、今後続けて、これについては検討していきたいというふうにご承知しております。

2点目のリサイクルセンターの件でございまして、ご承知のように、平成29年度で彦愛犬で新しいごみ処理施設に併設しますよというふうなことでございまして、ところが、新しいごみ処理施設の候補地がどこになるかということが、まだ確定もしておりません。例えば、愛荘町に決まれば、これももったいないことではございますので、候補地が決まらないということと、それから、どういふふうな規模であるのか、どういふふうな内容であるかということも、まだ全然わかりませんので、それがわかってからでいいのではなからうかなというふうにご承知しておりますので、今のところについては、そちらの方を先に優先させていただきたいなというふうにご承知しております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)建設・下水道課長。

○建設・下水道課長(田原秀郷君)再質問にお答えをしたいと思います。

まず、不飲川についてでございます。浚渫ということで質問をいただきました。これについては、県に5月の調整会議でも要望をしておりますし、今後も要望をしていきたいと、このように考えております。

また、不飲川改修の事業についてでございますけれども、これにつきましても、3年ほど前から地下水の調査を実施していただいておりますので、3月末ぐらいに調査結果が出たというふうにご承知しております。そこで、いろいろ今課題点等を整理していただいておりますので、この月の22日の日であったと思っておりますけれども、協議を予定しておりますし、またこれで協議したあと、推進協議会においても報告をさせていただきたいなと、このように今考えておるところでございます。

また、不飲川の上流の草刈りにつきましても、県に要望をしていきたいと、このように考えておりますし、特に大字愛知川の部分につきましても、毎年1回程度、草刈りを実施していただいておりますので、これも草刈りしては生えということで、もっと何かいい方法はないかなということも検討をお願いしたいと、このように思っております。

また、次に、法定外の水路の管理ということでございますが、現在のところ、質問におきましても今の現在でいきたいというようなことで申しあげましたけれども、県内の市町で、こういう法定外の維持管理の制度を確立されているところがありましたら、調査をさせていただきたいなと、このように思います。以上です。

◇西澤久仁雄君

○議長(辰己 保君)続いて、10番、西澤久仁雄君。

〔10番西澤久仁雄君登壇〕

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

(仮称)学校給食センター建設予定地に産業廃棄物が出土した件について、お伺いいたします。

(仮称)学校給食センター建設予定地に、産業廃棄物が最初に出土したのが4月中旬で、その後何ヵ所か試掘をされ、約4,120立方メートルと予測されましたが、5月中旬までに議会に知らすことなく、何かお考えがあったのか理解できません。また、積み込み・搬出・処分にかかる費用が約4,400万円と試算され、議長さんにお知らせされました。その後、各議員さんにお知らせされましたが、その知らせ方に問題があったように思われます。また、この件を専決処分されましたことが適当であったのか、お伺いいたします。

臨時会を開催しないで、なぜ専決処分をしたのか。地方自治法第179条に「長の認定には客観性がなければならない」と明記されております。一方、我々議員が持っている議員必携には、「専決処分のできる場合(3)には、町村長が議会を招集する暇がないと認めるとき」と。この「招集する暇がない」との認定は、「招集権を持つ町村長が行うが、主観的な判断でまだめで、あくまでも客観性がなければならないのは当然である」と、明記されております。(4)には、専決処分のケースで一番多い招集する暇がないときの運用である。果たして、町村長の段階で招集する暇がないほど緊急を要する事件が現実にあるかということである。真に急処を要する場合は、地方自治法第101条2項の規定により、3日の告示期間を置かないで、前日告示して議会を開くことができるのであるから、本当に執行の時期を失ってしまうような事件は、町村ではめったに起こりえないと言える。したがって、客観性・妥当性が認められる場合に限り厳正に運用させるべきである。

したがって、我々議員は簡単に専決処分をさせてはならないし、町長は安易に専決処分をしてはいけないと明記されております。これは、議会軽視と言わざるを得ないと思います。

また、この土地は、旧愛知川町時代に幾多の難関を超え買収された土地であり、多数の町民さんから直接ご意見をいただく方や、また電話でご意見をいただく方々は、この4,400万円の金額を、多くの方が指摘されます。その観点から、町民さんにわかりやすく、納得のいく答弁を求め、次の質問をいたします。

1. 臨時会を開催しないで専決処分したのは、議会軽視ではないか。2. 今回、新しい議員さんに連絡された方法は適正であったのか。3. 専決処分した金額を、町が負担する必要があるのか。4. 元地主が負担すべきではないか。5. 購入時に旧愛知川町が、産業廃棄物の埋まっていることを知っていたのかどうか。以上、5点を質問し、終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)西澤議員のご質問のうち、予算専決のあり方、および議員への連絡方法についてお答えをいたします。

今回、給食センター建設用地の造成工事現場から多量の建設残土が出土し、これが産業廃棄物となることが判明をいたしました。まさに寝耳に水の大変な驚きの中で、対処に迫られたところであります。

産業廃棄物は、第一義的に現在の土地の所有者、つまり町が適正に処分しなければなりません。さらに、今般は土地造成工事中であり、請負業者も工事が進められなくなりました。そのため、重機類のリース料がかさむなど経費が増高する事態となり、一日も早く速やかに処分する必要が生じたところでございます。

そこで、議会議長とも相談させていただき、急速、正副議長および委員長会議を開催いただき、事情ご賢察のうえ、予算専決もやむなしのご理解をいただいたところでございます。直ちに専決処分の可能性もあったわけでございますけれども、事態が極めて重大であること、専決予算額が4,000万円を超える高額であることから、6人の議長・委員長

以外の全議員に対しても、お知らせをしたうえで、大方のご理解を得ておきたいと思っております。

今般は、事の重要性から、私の良心に従って誠実を尽くし、専決させていただくことが大事だと判断したところであります。そして、各位に連絡をさせていただいた結果、議員の反応は一様でなく、慎重なご意見もございました。そのため、全員協議会が、この近々の26日に開かれるということでありましたので、一方的なご連絡だけでなく、全員の議論を踏まえたうえで予算専決処分をさせていただいた方が、議会重視の観点からも適正であると判断いたしました次第であります。結果として、数日の日数を要しましたことに対しましては、お詫びを申し上げたいと存じます。

また、臨時議会の開催につきましては、3日間の告示期間で開会できるということでございますけれども、議員や議会事務局、執行部の日程調整も必要であり、突然の臨時議会を開くことについては、考えつかなかったところであります。

また、今回の議員に対する連絡方法についてですが、この問題の重要性に鑑み、新しい議員さんのみならず、全議員に何らかの方法で早く連絡しておく必要があると考えたところであります。一部失礼なお知らせの仕方もありました点については、反省をいたしております。今回の対応を教訓として、専決処分につきましては、慎重を期してまいりたいと考えております。

その余のご質問に対しましては、担当部局からお答えをいたします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)西澤議員のご質問のうち、専決処分した金額を町が負担する必要があるのか、元地主が負担すべきではないのか、購入時に旧愛知川町が知っていたか、の3点については、関連がございますので、一括してご答弁を申し上げます。

当該土地につきましては、湖東都市計画公園事業用地として、平成17年3月31日に土地売買契約を締結しております。対象筆数6筆のうち4筆につきましては、平成5年6月に資材置場として、県から農地転用許可があり、その場所に建設資材・工作物・残土等がおいてあったため、それらの移転、また、残り2筆につきましては、農地転用許可を受けずに無断で転用していたため、農業委員会の指導を受け、原状回復を行うことについて、建設資材等の移転および原状回復を履行することの覚書を締結し、それぞれの履行を確認したのち、引き渡しを受けたものでございます。

廃棄物処理にかかる元地主の負担の問題でございますけれども、一般論として、土地の売買等につきましては、民法第570条に規定します売主の瑕疵担保責任が適用されることとなります。瑕疵担保責任が適用される場合、土地については、事前に廃棄物が埋められていることを「知っていたのか、知らなかったのか」が重要となります。事前に知らなかった場合、隠れた瑕疵ということになり、通常は売主の負担でその廃棄物を取り除いていただくということになるかと考えます。

民々の土地売買で、不動産業者が仲介している場合は、土地売買契約書の条項に、瑕疵担保責任あるいは瑕疵担保責任免責の条項が入っていると考えますが、一般的に公共用地の売買契約書には、この瑕疵担保責任あるいは瑕疵担保責任免責の条項は設けておりません。

したがって、当該土地につきましては、別途覚書を締結し、適正な状態にして引き渡しを受けているものと考えております。また、覚書履行時には、当時の担当職員が確認を行っており、また農業委員会委員にも農地の無断転用部分の原状回復確認を行っていただいております。当時、当該土地に廃棄物が埋まっていたことは周知の事実ではなかったかと推測をさせていただいております。

なお、平成10年12月より廃棄物処理法が改正され、埋め立てにつきましては、改正施行後は届出が必要となりま

した。それまでにつきましては、コンクリート塊・アスファルト塊・木屑等につきましては、建設系産業廃棄物の安定型産業廃棄物とされ、面積3000平方メートルまでは届出も許可も必要ありませんでした。このことは、当時の法を遵守されてきたものであり、埋め立てた行為そのものを問うことはできないものと認識をさせていただいております。したがって、廃棄物の処分経費を元地主に負担させることにつきましては、困難ではないかと考えますが、当時の売買協議、交渉経過等々を参考に、関係法令に基づき、適正に判断してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校給食センター建設用地より、産業廃棄物が出土いたしましたことから、敷地造成工事を中断し、土壌検査を実施しておりますので、この検査結果が問題なく、搬出条件が整いましたら、先に専決処分をお願いいたしました予算で、早期に搬出し、学校給食センター敷地造成工事を完成させたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。再質問をさせていただきます。

町長は今、悪いことは悪かったという部分もおっしゃいましたけれども、私がこの質問をなぜするかと言いますと、多くの町民さんから、電話等また直接いただきまして、もし、これ住民監査請求がでたら、監査委員さんは何を基準に判断されるのかというのが第1点の私の考えです。と言いますのは、一々やはり、監査委員さんは、この関係者に調査をしなければならない。ここで一般質問をさせていただきますと、この議事録公文書によって判断をしていただけると思い、あえて質問をさせていただいた訳です。

そこで、お尋ねいたします。臨時議会等を開けなかったということ、ちょっと3日間ということでは知らなかったということとございましたけれども、それを問うまでに、先ほど質問の中に、4月中旬に出土したと、5月中旬まで議会が知らなかったという経緯、そもそもそこに問題点があるのではないかと、私個人は思います。それをもっと早く、ある程度知らせておけば、対応の仕方ももっと違ったのではないかと、そんな考えを持っております。

そういうことで、もう1点お尋ねしたいのは、一応4,400万円という金額を出されておりますが、この4,400万円以上にはならないだろうと思いますが、その点も明確な答弁をお願いしておきます。

そして、平成5年に転用許可をとられて、先ほど、部分は農業委員会さんが指導して田んまにもう一度戻りなさいという部分も説明を受けました。現在、転用許可された面積と、今、結局産業廃棄物が埋まっている面積、この前3,000平方メートル以上と以下によって違うと答弁で言われました。あそこの面積は3,000平方メートル以上であったのか、なかったのかという、これも合わせて質問しておきます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まずは、4月の中旬に出土したが、どうのこうのということなのですが、これは、最初は私どものところに報告があったのは5月に入ってからで、連休明けでしたし、最初はこんな大事になると予想できなかったのじゃないかと私自身は思っているところです。何かおかしいものがでてきたということなんです。

公共事業をしていると、たまにはあることでして、それがこんな大事になるという、なかなか最初はわからなかったのではなからうかと、こんなことで、だんだんこれはちょっとただ事ならんというので、私どものところに正式に知ったのがかなり遅かったということもございます。まあ、そこから慌てて全体の全容がつかめてきて、これはもうちょっと大変だというのが現状でございました。

そういうことと、4,400万円で済むのかどうか、これは私どもも、非常にその点については不安に思っております。これでやりたいですけれども、中身がどんなことになっているのか、どういう処分をするのか、今も議論中でございます。その成分検査もしておりますし、この点については、まだわからない要素がたくさんございます。以上です。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、面積の問題につきまして、シビアな小の数字まではわかりませんが、転用面積、

いろいろ転用許可を受けていた面積は、約2,600平方メートル強だということに認識しております。無断転用許可が、全部で4,500平方メートルでしたので、1,900平方メートルぐらいだったと思います。

ただ、その全体がすべてに産廃が埋まっていたというわけではございませんで、一応は試掘する段階で、すべてを掘ってはおりますけれども、例えば悪いかもわかりませんが、羊羹を切ったようにスパッパッと、その部分だけ掘るわけにはいきませんので、全体を掘り起こしていますので、出た部分につきましては3,000平方メートルは入っていないのではないかなということに認識をいたしております。したがって、新法前の3,000平方メートルにつきましては、許可は必要でないということになったのではないかなということに思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。再々質問と要望を申し上げます。

まず、今の副町長さんのお答えの2005年の転用許可は2,446平方メートル、そして、2,035平方メートルが無断許可で、掘り返していただいたとなっております。これは調査し、わかったことですが、それで、今現在、2,600平方メートルぐらいの、どれだけかわからないけれども、この3,000平方メートル未満だというような感じで認識しているということでした。けれども、これは実際測量しないとわからないことなので、その辺はその辺として、理解いたしますけれども、方向を変えて、先ほど次長から答弁いただきましたけれども、町民さんは、法律ということは全然ご存知ないので、この4,400万円自体も、だいぶイヤイヤと巷では言っておられるということですので、先ほど申し上げましたように、わかりやすく、町民にご納得いただける答弁が、また何かの機会にあったらしていただかないと、質問書にも書いておりましたように、17年愛知川町時代に、幾多の難関を乗り越えて買収されたと、町民さんもお存知ですので、町として最善の努力をさせていただいて、何度も言いますけれども、町民さんにご納得いただけるように努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いして、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)それでは、暫時休憩とします。再開は1時からとします。

休憩午前12時00分

再開午後1時00分

◇嶋中まさ子君

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。2番、嶋中まさ子君。

〔2番嶋中まさ子君登壇〕

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子。一般質問を始めてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目ですが、最近よく耳にします子宮頸がん予防ワクチンの集団接種についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、最近20代から30代の若い女性に増加しているとのこと。自治医科大学産婦人科学講座の鈴木光明教授によりますと、子宮頸がんは、30代で発症のピークを迎える。国内では1年間に、およそ1万5,000人に子宮頸がんが発症していて、3,500人ほどが死亡している。20代、30代で、子宮頸がんが発症する割合や、死亡する割合が増えてきている。厚生労働省は、昨年10月に子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染予防を目的としたワクチンを解禁しました。予防ワクチンを低年齢児の11歳から14歳ごろに接種することにより、子宮頸がんの約7割を防ぐことができるようになり、加えて二次予防に当たる細胞診検査を行うことで、大部分の子宮頸がんを防げるとおっしゃっておられます。

唯一の予防できるがんということで、世界ではもうすでに、このワクチンは100か国以上で使用されていると言います。しかし、ワクチンは半年にわたり、3回接種し、少なくとも6年間の効果があると確認されているようですが、健康保険の適用がなく、一連の接種で4万円から6万円と、個人負担としては大変高額で、予防ができるとわかっていて

む向甲に内院には行かない状況です。

今年の4月6日現在では、学校で集団接種を行う自治体は、栃木県の大田原市だけで、医療機関などで接種を受けた場合について、全額なり一部を助成している自治体を加えても、全国で37市区町村だけだそうです。

このことについて、本町でも、個人の経費負担軽減のため、公的助成を行い、また、若い人たちの生命を守るため集団予防接種を推進することが急務であると思われます。このことに関して、町のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、2番目の質問なのですが、郡役所の保存活用について、質問させていただきます。

前回の3月定例議会において、町長は、郡役所を失ったら、後世に悔いを残すことになる。現状保存のため、必要最小限の工事費を3,150万円と試算しているとのことをお考えを提示されました。

先日、新人議員研修において、現地視察をさせていただきました。思っていたより2階の講堂はずいぶん広いので驚いたような次第ですが、この郡役所を、何らかの形で保存し、民間の方々との連携で、観光スポットなり、うまく活用できていければありがたいのですが、JA東碓氷の約束期限も、あと半年しかない中で、保存活用するかどうかの対応が迫られております。

その後、関係当局において、どのような検討がなされているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

〔政策調整主監村西作雄君登壇〕

○政策調整主監(村西作雄君)嶋中議員の郡役所保存活用についての現状について、お答えをいたします。

まず、旧郡役所の賃貸借契約であります。本年4月1日付けで、12月末日までの締結を得ているところであります。

次に、支店用地の件であります。ご承知のとおり、現在の場所で保存活用するとすると、代替の支店用地が必要となり、その土地もJA東碓氷が望む場所に限定されます。

去る3月、JA東碓氷が希望する候補地のひとつの農地取得について、開発には地元同意が必要なことから、前もって地元役員さんと協議しましたが、結果、地元として開発ゾーンとしては考えていない旨を伝えられ、断念したところであります。

現在は、他の候補地や解体移築の方法など、あらゆる可能性を模索しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)保健センター所長。

〔保健センター所長小西文子君登壇〕

○保健センター所長(小西文子君)嶋中議員のご質問の1点目の子宮頸がん予防ワクチンの接種について、お答えをいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、発がん性ヒトパピローマウイルス(HPV)の中でも、特に子宮頸がんの原因として、最も多く報告されているHPV16型と18型の感染を防ぐワクチンとして、日本では平成21年10月に承認され、平成21年12月22日より一般の医療機関で接種することが可能となりました。しかし、予防接種法に基づかない任意の予防接種として実施されているところでございます。

現在、国において、予防接種法の定期的予防接種となっていない子宮頸がん予防ワクチンについて、定期的予防接種に向けた検討が進められているところでございます。町としましては、国の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますことから、公費助成および集団接種は現時点では考えておりません。

また、子宮頸がん予防ワクチンにより子宮頸がんが100%予防できるものでなく、HPV感染により起こることなど、特殊な感染症でないことや、子宮頸がん検診の必要性など正しい知識の普及啓発に努め、健康あいしょう211に示します平成26年度目標値でございます子宮がん検診の受診率50%の達成に向け、健康づくり事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中。再質問させていただきます。

先の子宮頸がんの予防接種についてですけれども、新聞によりますと、このウイルスはありふれたもので、性交渉の経験がある女性であれば、60%から80%が一生に一度は感染すると言われている。しかし、人が持っている免疫の力により、子宮頸がんの発症に至ることは多くない。ワクチンの接種はウイルスの感染を防ぐ一次予防に当たる。このワクチンにより子宮頸がんのおよそ7割を防ぎ、加えて、二次予防で大部分の子宮がんの発症を防ぐことができると思います。

やはり、多くは性交渉が原因であるということですので、若いうちに、性交渉を経験しない11歳から14歳の子どもたちから未然に防ぐために、なかなか啓蒙の教育の仕方は難しいところがあるかもしれませんが、これでほとんどのものが防げるということが確認されている状態ですので、現在3,500人の方々が亡くなり、どんどん増えている、性交渉年齢も低くなっている。そういうような実態の中で、ぜひ、この若い女性の方々の生命を守るために、国の検討を待ってということですが、積極的な対応を希望したいと思いますし、今後、ご検討をいただけたらと思います。これは要望です。

2番目の郡役所保存活用についてですけれども、前回の3月議会での町長のご返答は、やはり、後世に悔いを残すことがないように、また文化財として重要な価値があるということでした。まちじゅうミュージアム構想の中で保存のため尽力したいというご意見でございましたし、現在の財政面だけを考えますと、本当に無理な気もしないではありません。

しかし、町長がおっしゃったように、町の重要な文化財であるという思いは抜けきれず、また、私たちは今まで100人委員会というところにおったわけですが、そこでも保存を強く要望されておりましたし、さらに、町の域を越えた有識者の方々をはじめ大変多くの人たちが保存活用を熱心に運動してくださり、心から願ってくださっております。当時の愛知郡としてのシンボル、つまりお城だったこの郡役所、また、滋賀県内でも唯一残存する郡役所として保存を望む多くの心ある人たちの財ですね、熱ある人たちの財と知恵を集約・集結して、ぜひ、愛荘町のシンボルまたお城として有効活用できる道を、ぜひ切り開いていただきたいと思います。

熱のある人たちとともに、町に大きなウエーブを残せるよう、町長として、チャンスとして、この機会を逃さずにいただきたいと思います。町長さま、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)郡役所保存にかかる思いは、もうかねがねから何回もお話しさせていただいておりますとおり、何も変わりはありません。その方法について、いろいろと苦慮をいたしているところでございます。

まずは、この用地をどうするかという用地費の捻出、こういったものを皆さんのコンセンサスが得られるものを、ぜひ、これから相談をさせていただきます。

もう一つは、やはり住民の皆さんの理解を得ていくためにも、どう活用していくのか。単に残すだけでは、これは皆さんの賛成が得られにくい。これを活用することによって、町の活性化にもつながっていく。そういったものがはっきりと見えてこない、賛成が得られないのかなということ、今そういった今後の活用方策について、いろいろな方々のご意見、団体の方々とかの意見をまとめて、その構築にかかっているところであります。

用地の問題が何よりも大変なことなのですが、先ほども室長からちょっと触れましたように、現場で残せるのが一番

いいのかわかりませんが、なかなかJAの代替用地も今のところ、きちんとしたものが決まりそうにない。そういったところで、旧愛知川町時代にも話が出ていた解体して移築という方法も視野に入れて、町有地はないことはない、あるわけですので、そういった方法も除外せずに、経費等がどのぐらいかかるのか、そういったことも含めて、広く考えていったらどうかというので、今そういうことも視野に入れているところでございます。候補地については、どれもあきらめずに、いくつかの方法は今も折衝をしたり、検討しているところでございます。

◇吉岡あみ子君

○議長(辰巳 保君)次に、4番、吉岡あみ子君。

〔4番吉岡あみ子君登壇〕

○4番(吉岡あみ子君)4番、吉岡でございます。2点ばかり質問させていただきますので、よろしゅうお願いいたします。

まず、第1に、子育て支援センターをサポートする不妊治療の助成についてお伺いいたします。不妊等の問題は、個々のプライバシーにかかることから、案外表ざたにされにくい傾向がありますが、実は近年ひとつの社会問題としてクローズアップされているのが現状でございます。

私は、あえて女性の立場から、この不妊問題に照準を合わせ、今一度、町全体で考え共有することが、ひいては子育て対策につながり、町の人口増に賑わい、また活性化、そして子育て支援の一環にも通じるものと確信するものであります。

子どもがほしい夫婦にとって、不妊は切実な問題であることは言うまでもありません。妊娠を望む人のうち、約7割に1組のカップルが不妊に悩んでいると言われております。これらの原因は、女性側に約5割、男性側に約3割、原因不明が約2割となっております。

現代にあって、生活様式が大きく変わり、不規則な生活や偏食、あるいは仕事や人間関係の悩みなどが大きな原因だと言われております。こうした原因から、男性ではここ20年間で、精子量が3分の2に減少していると言われ、お酒の飲みすぎ、またたばこの吸いすぎ、ストレスや睡眠不足等が精子の量や質の低下をさせる原因になっていると言われております。一方、女性では、男性同様、人間関係やストレス、睡眠不足によるホルモンの分泌不調、卵胞の破裂や卵管の閉塞などが主な不妊の原因と言われております。

このように、さまざまな不妊要因があるわけですが、経済的な背景から十分な治療を受けることができず、やむを得ず、子どもをもつことを諦めざるを得ない方々も少なくありません。私も膝をつき合わせ話し合う機会も多々ありますが、過日も不妊治療に要する費用を少しでも町で助成していただけたらという声を耳にいたしました。

本県では既に平成16年4月より特定不妊治療費、つまり体外受精および顕微授精の補助制度が施行されており、1回の治療費につき、上限15万円を1年度あたり2回を限度に、通算5年間助成されております。しかし、この助成は対象が特定治療のみとなっていることから、それ以外の不妊治療費の助成については県下各市町ごとに対応され、19市町のうち約半数以上の市町が助成を実施しているのが現状であります。

我が愛荘町は、この中にはあがっておりませんが、今までに助成について検討されたかお尋ねいたします。また、今後の対応についてもお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2点目でございます。読書のまちの進捗状況についてお伺いいたします。

平成19年の秋に愛荘町立愛知川図書館が全国で最も優れた活動をしている図書館に贈られるライブラリーオブザイヤー2007賞を受賞いたしまして、名実ともに日本一に輝き、全国各地から視察団が訪れるなど、愛荘町は一躍脚光を浴びました。

これを機に、翌年の6月定例議会において、読書のまちづくり推進に関する決議が全会一致で決議され、その趣旨と

して、世界的にも能力や学力の低下が云々されている今日、読書の日を設定するなど、全町あげて読書に取り組み、特色あるまちづくりを展開しようと決議されたものであります。

そして、議員一人ひとりも、この読書のまちに意気ごみを持って取り組むことをうたいました。その決議がなされてから約2年が経過したわけですが、現在、読書のまちづくりの士気が果たして全住民にあるのか、その後の動きはどうなっているのかと首を傾けたくなるのが実感で、決議当時のあの意気ごみほどこへやらの感じがいたしません。町の最高機関の決議だけに、議会決議はそんなに軽々しいものかと、町民にひんしゆくをかうことが必至です。また、このような声倒れの現状は、議会だけの責任ではなく、具体的な推進策などリーダーシップを取るのはむしろ行政サイドであり、まずは今日までの行政としての取り組みと、進捗状況と今後の展望も含めお尋ねいたします。前段でも申し上げましたが、愛知川図書館のこの輝かしい実績によって、我が愛荘町は、全国にその名を知らしめたわけですが、この実績に恥じない読書のまちづくりを育んでいかなければなりません。そこで、私なりの提案でございますが、読書のまちづくりを推進するための母体となる読書のまちづくり推進委員会などを設置して、綿密な計画のもと、全町民が読書に親しむ慣習を自然に身に付けるような方向を模索するのも1つの方法ではないかと思っておりますが、行政当局の見解をお伺いいたしまして、一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(辰己 保君)保健センター所長。

〔保健センター所長小西文子君登壇〕

○保健センター所長(小西文子君)吉岡議員の「子育て支援をサポートする不妊治療費の助成について」のご質問に、お答えさせていただきます。

1点目の「今までに助成について検討されたか」についてですが、不妊に関する相談や不妊治療は、誰にも知られず相談したいデリケートな内容であり、精神的にも肉体的にも経済的にも負担が大きいことは十分認識しているところでございます。

不妊症で悩みをお持ちの方を支援するため、平成21年度において、女性の健康づくり週間とあわせ、本年3月6日に、愛荘町、滋賀県、滋賀県健康づくり財団との共催で、女性の健康フェスタin愛荘を実施し、この中で、不妊に関する専門相談を実施するなど、不妊症の問題について取り組みを行ったところでございます。

2点目の「今後の対応について」ですが、全国町村会の国への要望事項としても要請されており、愛荘町次世代育成支援行動計画における親子の健康づくりへの支援策として、高額な治療費のかかる特定不妊治療等に要する費用の一部助成を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長松浦太市郎君登壇〕

○生涯学習課長(松浦太市郎君)吉岡議員のご質問の2点目の読書のまちづくりの進捗状況について、お答えさせていただきます。

読書のまちづくりの推進方策として、町として現在進めていることについて説明をさせていただきます。親子で本に親しむことを目指して始まった「ブックスタート事業」は、所管である子育て支援センターとともに、生涯学習課と図書館が連携して実施しております。この事業は、ブックスタートボランティア養成講座を受講され終了された方たちにも、ボランティアとして一緒に取り組んでいただいております。

ブックスタート事業は、今年度から4ヵ月健診に合わせて実施し、さらに1歳児とその保護者を対象に、家庭での

絵本の読み聞かせ、絵本を通じた語りかけが、一層浸透するよう、フックスタートノオローアツフ事業として行っております。

また、今年度は、子どもゆめ基金普及啓発事業の選定を受けまして、「まちじゅう読書推進事業」といたしまして、学校図書館の活性化と、家中(うちじゅう)読書の推進に取り組む予定をいたしております。

学校図書館の活性化では、学校図書館を改善することによりまして、小・中学校の読書習慣の一層の定着を図りたいと考えているところでございます。そのため、学校図書館教育に携われました元学校図書館司書の方をお招きいたしまして、小・中学校の教諭、保護者、学校図書ボランティア、読書関係ボランティアの方を対象とした実践例の紹介を含む講演を予定いたしております。

また、うちじゅう読書推進では、親子読書の推進といたしまして、絵本作家による絵本の読み聞かせについての講演会とワークショップ、それに合わせました絵本原画展を開催予定しております。

また、父親による絵本の読み聞かせ実践グループによるおはなし会と、講演会の開催も計画し、家庭内での本を通じたコミュニケーションの推進と親子で本に親しむ習慣の定着を図りたいと考えているところでございます。

さらに、読書習慣には、広く町中の人に読書の楽しむ機会を伝え、本のある生活を推進するための読書推進講演会も開催を予定いたしております。この事業につきましましては、読書関係ボランティアを含むまちじゅう読書推進事業実行委員会により、取り組む予定をいたしております。

また、現在、教育委員会では、愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員会の設置要綱に基づきまして、検討策定委員会と計画検討チームにより、子ども読書活動に関する調査研究および審議から、今日までの学校・幼稚園の読書活動をもとに、策定経験のある専門家の方からのアドバイスを受けまして、子ども読書活動推進計画の策定の準備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

町の情報発信の拠点であります図書館では、年々利用者が増えておりますが、より多くの町民の方々に、新たな本との出会いの場となるように、行事や特集コーナー等のさまざまな取り組みを考えているところでございます。

また、秦荘図書館におきましては、昨年、健康医療の情報コーナー「ますびたな」を開設いたしました。その準備段階で職員に向けた研修を行い、開設に合わせてアレルギー疾患患者の子育て講演会も開催して実施いたしました。今年度は、コーナーの蔵書の充実を図り、関連資料の収集に努めまして、町民の健康を支えていく取り組みも進めているところでございます。

また、図書館所蔵の地域郷土資料コーナー「えちまはたな」も併せて開設をいたしております。コーナーでは、町の歴史に関心をもってもらうために、月替わりの展示も行っております。それに合わせまして、4月からは古文書講座を毎月3回実施いたしております。

愛知川図書館では、独自の構成と整理をした地域行政資料コーナーを設置いたしまして、地域のあらゆる情報を収集しまして、まちづくりに積極的に取り組む姿勢が全国の図書館関係者から高い評価を受けているところでございます。その取り組みの1つといたしまして、今年4月から5月まで、『農村愛荘町と生活改善運動2』と題したテーマ展示を実施しまして、職員が地域に出かけまして、聞き取り調査した結果を冊子にまとめているところでございます。

また、両図書館では、子どもの読書環境づくりに積極的に取り組んでいます。学校や幼稚園に出かけまして、読み聞かせやブックトークだけではなく、昨年度から、地域の子ども会への出前おはなし会にも取り組んでいるところでございます。また、絵本の魅力を伝える講座や、手づくり布絵本の講座なども実施いたしております。

今年は国民読書年でございます。読書関係ボランティアへの関心や、ブックスタート事業の参加者の様子、図書館の利用増などから、町民の読書に対する関心が高まっていることと感じております。今後も、地域での読書の環境づくり推進のために、ともに関心を持たれておられる多くの方々と、協力・連携をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡 久三子君。

私のちんがつよく運ぶのが、Mのつまじんが、まつしつん読書、町民のはつし、2カ人以上の町民自らの読書
ですので、ずっと以前、前にあったように、家庭の日とかそういう日を決められて、町長部局の方も全体で、そういう
ような意味で、月1回、今日は読書の日と言って、家族がテレビを消して、例え1時間なり、読書に親しもうとか、そ
ういう日を、私は今お尋ねしていた意味でありますので、そういうことは考えておられないかということ、再度お聞か
せ願いたいと思います。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)再々質問でございますけれども、今議員ご提案のような形で、当然、取り組む必要もあると
いうふうなことで、先ほど申し上げました推進委員会等の中でも、そのことについて検討をしていただくということで予
定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)次に、6番、河村善一君。

[6番河村善一君登壇]

○6番(河村善一君)6番、河村善一。一般質問を行います。

最近、中山道を歩いておられる方をよく見かけます。しかし、その方々がどこから来られて、どこへ行かれるのか。ま
た、愛荘町のどこを見ておられるのか、あまり写真を撮っておられるところを見たことがありません。どこで休憩され
ているのか、お土産として愛荘町の何を買っていただいているのか。

上記のことについて、愛荘町として、調査されたことがあるのか。もし調査されたことがあるのならば、それをお示し
いただきたいと思います。

中山道を歩いておられる方々に、愛荘町を印象づけるものはあるのか。愛荘町として、歴史的な発見、文化的な発
見をしていただくものはないか。今までどのように働きかけてアピールしてきたのか、お尋ねいたします。

中山道を通られる人に、愛荘町を印象づけ、満足していただけるようにするべきだと思いますが、それよりもさらに踏
み込んで、多くの方に愛荘町に来ていただき、満足して帰っていただく手立てを考えることが町の活性化になるの
ではないかと考えています。

人を集めるには、子どもさん、女性の方に集まっていただくことが大切だと、よく言われます。実際、地元での田植え
体験・稲刈り体験で、子どもさんに声をかけますと、その保護者の方にもお越しいただけますし、大人・老人の方まで
幅広く集まっていただけます。そのことから考えますと、この愛荘町を元気な町にするためには、多くの子どもたち
に来ていただける町にすべきだと考えます。しかし、現在、愛荘町に来て、ゆっくりと見て、満足して帰ってもらうものは
少ないのではないのでしょうか。

今年の5月に、中学校の校外学習・修学旅行に行かれた中学校と、田舎体験をして都会の子どもたちを受け入れら
れるお家にお尋ねいたしました。ある中学校の2年生の校外学習先は長浜市内で、9時30分頃長浜駅に着き、その
後長浜市内(長浜城の歴史博物館、長浜鉄道スクエア、黒壁ガラス館、長濱オルゴール堂、長浜御坊大通寺、曳山
博物館等々)を回り、体験教室をして、3時頃に長浜駅に集合して、中学校に戻ってくる、帰ってくるそうです。

また、ある中学3年生の修学旅行先は沖縄で、行程表を見せていただくと、今までの観光だけでなく、2日目の昼
からは、沖縄の伊江島で民家別に分かれて、家業体験活動をして民泊し、翌朝集合する。その民泊が子どもたちに
忘れられないものとなった。お世話になった人と別れるのがつらくて、涙を流すという、大変感動的なものだったと、
学校の先生はおっしゃっておられました。中学生・高校生のとときに受けた感動は一生忘れません。

県内で、そんなことをやっているところはないかと調べたところ、日野町で、都会の子どもたちを受け入れる田舎体験
を積極的に進めておられます。日野町長自ら、都会に働きかけ、積極的に進められていると聞いております。また、

地域では、積極的に修学旅行民泊受入家庭募集のチラシをつくり、応募を求められています。それに応募された民家の方にお聞きしますと、泊まりに来てくれる子どもたちを今から楽しみに待っているとのことでした。

愛荘町でも、1つ目といたしまして、他の地域の小学生・中学生に校外学習として来てもらえるような観光マップづくりを、愛荘町の小学生・中学生たちに地域再発見として依頼してやってみたらどうでしょうか。

第2点、長浜市やその他の地域でもやっておられる1時間、2時間でできる体験教室を愛荘町でも、近江上布・びん細工手まり・その他多くのメニューを用意して、満足のいく体験教室ができないものか、お尋ねします。

第3点目、愛荘町でも、都会の子どもたちを受け入れる田舎体験を募集してはどうか。

そのほか、愛荘町として、多くの方に来ていただく手立てを考えない限り、人は来てくれません。何かよい手立てを考えられているのか、町長に見解を求めます。

第2点、教育長の教育姿勢をお尋ねいたします。新しく教育長として就任された藤野教育長に、教育方針について、またその他の何点かについてお尋ねいたします。

1つ、教育方針について。長年、学校の教師をされ、中学校の校長をされてきましたが、その経験を生かし、教育長としてどのように取り組みを考えておられるのか、その決意をお聞きしたいと思います。

第2点、読書のまちづくりについてでございます。平成20年6月20日に、読書のまちづくり推進に関する決議をし、平成21年3月議会では、愛荘町まちづくり読書の宣言が採択されました。その間も、それ以降も、読書の推進にいろいろ取り組んでおられると思いますが、あまりにも見えてきません。まちじゅう読書推進事業として、愛荘愛書構想、愛荘町まちじゅう読書推進構想図がありますが、町民に浸透していません。もっとダイナミックな運動を求めます。その決意はあるのか。

例えば、愛荘町読書推進大会とか、全国の読書週間に合わせて、町民に家族で読書しましょう、年間30冊、これは自主目標でございますが、年間30冊読もう、自治会での読書の取り組みとか、積極的な働きかけが求められています。このことについて、教育長の見解を求めます。

3点目、学校のホームページについてでございます。再三、学校のホームページについて質問して、新しい情報の提供を求めています。今なお、ホームページを立ち上げていない学校がございます。情報の更新もされていないところもあり、最低1ヵ月に1回ぐらいの情報提供をすべきだと思いますが、されていない学校の見解を求めます。

その中であって、秦荘東小学校のホームページでは、本校教育の取り組みとして、読み聞かせタイムやきらめき読書などの読書活動の充実により、子どもの読書週間が定着し、読書量も増えてきましたと、しっかりと書いてあり、今年の取り組みでも、4月26日に子ども読書読み聞かせの日の活動を行いましたと、記事が載っていました。また、秦荘西小学校でも、4月19日にお話し会を行いましたと記事に載っていました。

町全体で取り組もうとしていることだけに、もっとアピールする手段として、ホームページでの情報提供を求めたいと思います。教育委員会としての見解を求めます。

第3点、太陽光発電についてでございます。昨年4月の地域活性化・生活対策臨時交付金の事業実施内容では、愛荘町住宅用太陽光発電システム設置費補助金がありました。その中味は、町では地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの有効活用を促進するため、個人住宅用に太陽光発電システムを導入される方へ補助を行うこととする。国においては、1kw当たり7万円の補助を行っている。町の補助については、1kw当たり3万円の補助を行う。公称最大出力が4kwのシステムで、町補助金上限は12万円とするということでございます。補助事業の実施内容は、平成21年6月1日から平成24年3月31日までの3年間とするでございました。

太陽光発電は、今注目のものでございます。昨年新設されました住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の成果はどうであったのか。今年もその取り組みは進められていると思いますが、あまり見えてきません。積極的な取り組みを求めたいと思いますが、現在の取り組み状況について、お尋ねいたします。

以上、3点についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)ただいまの河村議員の地域の活性化のご質問のうち、後段の方にご質問されました体験型の受け入れ対策についての町長の見解について、お答えをさせていただきます。

先般、愛知川観光協会の総会で、旅行の専門家の講演を皆さんと一緒に伺いました。その講演で、今求められている旅のパターンについて、特に2点のお話しが印象に残っております。

その1つは、団体旅行が変わってきた、団体旅行から個人旅行やグループ旅行に変化してきたということが1つ。それが、例え団体旅行で行きましても、行った先で個人やグループ活動に分かれていくという、こういう旅のパターンになってきたということでございます。

もう1つは、議員ご指摘もされましたとおり、従来型の名所旧跡の観光から、何らかの体験あるいは触れ合いができる旅に、志向が変わってきたということでございます。

先日、交通安全用務で日野町にお伺いしたときに、藤澤町長から、都会の中学生を田舎体験の一環として多数受け入れている様子をビデオで見せていただきました。そして、修学旅行生の民泊体験希望が増えていると、その要望に応えきれないほどになってきたので、愛荘町も受け入れ体制を検討されてはどうですかという、ご提案をいただいたところでございます。

この事業は、子どもたちを受け入れるという新鮮な感動とあわせ、受け入れ家庭にも一定の収入が見込め、地域の活性化にもつながっていくというものでございました。この体験は、農業や酪農など、身近な田舎体験が好まれるということでございます。人情味あふれる素朴な人々の住む我が町当町ならば、十分受け入れ可能な活性化策であると、私も思います。積極的に受け入れ家庭の募集などに、これから取り組んでいきたいと考えております。幸い、当町には、農業のほかにも近江麻、あるいはびん手まりなどの特産物もあり、メニューを工夫して、子どもたちの思い出になる体験を提供できるよう、受け入れを検討したいと考えているところでございます。

併せて、小・中学生用の観光マップが現在ございませんので、彼らの関心や興味をひきつけられるようなマップづくりも考えたいと思っております。民泊は、受け入れた家庭にとっても、思い出や感動を残せるやりがいのある事業で、ぜひ進めたいと施策のひとつでありますので、今後、商工会、あるいは観光協会、農業団体などのご意見も聞いて、具体化を進めたいと考えております。

○議長(辰己 保君)環境対策主監。

〔環境対策主監西川作男君登壇〕

○環境対策主監(西川作男君)河村議員の太陽光発電について、ご答弁申し上げます。

太陽光発電は、石油・石炭などの化石燃料を使わないことから、温室効果ガスの排出がないクリーンエネルギーとして、現在普及しております。愛荘町におきましても、昨年6月地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、県下におきましても町ではトップでこの制度を創設してまいりました。

さて、議員お尋ねの平成21年度の町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付額ですが、1kw当たり3万円で、最大4kw12万円の交付要件として実施しましたところ、34件、122.63kw、337万7,000円を交付いたしました。

また、CO2排出量は、年間1kwシステム当たり314.5Kgですので、約38.57tの削減を図ることができました。また、補助対象となった122.63kw分の原油削減量は27.8キリットルを削減したことになります。これをドラム缶で換算しますと、約139本分を節約したことになります。また、今年度はずでに10件、106万9,000円分の申請が届いており、この申請数は、このペースでいきますと、昨年度を上回るのではないかと予想しております。

また、議員お尋ねの本事業が見えてこないのご指摘でございますが、町広報4月号に、昨年に引き続き実施することを掲載し、町民の皆さまに広くご案内いたしております。滋賀県におきましても、一般住宅の太陽光発電と省エネ断熱工事に対して、助成制度省エネグリーン化推進補助金を設け、1億2,000万円を予算化しており、この6月1日から受付を開始しております。今後、町補助金とともに、国・県補助金もご利用いただけるよう、町民の皆さまに周知するように努めたいと考えております。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長桑島正幸君登壇〕

○農林商工課長(桑島正幸君)河村議員のご質問のうち、私の方から今後の観光施設の進め方などについて、お答えさせていただきます。

まず、中山道への観光客調査については、町では特に把握しておりませんが、愛荘町愛知川観光協会が指定管理者として運営している愛知川駅コミュニティハウス「るーぶる愛知川」では、びん細工手まり、麻製品、醤油、しいもようかんをはじめとする土産用の和菓子などを委託販売されており、そこでの平成21年度の売上額は約500万円と聞いております。

また、議員ご指摘のように、体験型民宿、いわゆるグリーンツーリズムは、都市住民の余暇形態の変化や、農村の多面的な価値の再評価の動きを背景に、農村における新たなビジネスとして、急速な発展を見せているものです。観光は地域活性化の起爆剤であり、農業関係者さらには商工業者の方々等々、すべての住民の方々に関わりを持っていただくことが、観光振興に大切なことと考えております。町といたしましては、こうしたグリーンツーリズムにも視野に入れながら、関係者と連携を図り、町の観光協会を核として、愛荘町の観光戦略、理念、目的を早い時期に構築しながら、平行して観光マップの作成等々にも取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)河村議員のご質問にお答えいたします。

教育方針についてと、決意についての質問でありました。私は、湖西・湖南・湖東の義務教育教育現場と高等学校教育現場を経験し、教育行政を通算14年経験させていただきました。その経験の中で感じますことは、この愛荘町が高いレベルの地域教育力を持っているということでありました。そのことを、当初に申し上げて、お答えをさせていただきます。

教育は、人間として、どう生きるかを自ら学び問いかけ、家庭・隣近所・自治会・職場・町・国・世界といった集団においても、共生の意味で、どう生きるかを学び問いかけ、人類が延々と築いてきた文化を継承し、未来を創造的に切り開き、構築していく営みであると承知しております。もちろん、地球的視点で、自然との共生も忘れてはなりません。さて、今日の社会の状況は、高度経済成長が終焉し、雇用不安等々、先行き不明瞭な課題や高齢化社会の到来といった課題など、旧来の発想では解決できない変革な時代となり、人々は安定を求め、心の安らぎを願うようになりました。

今、まさに教育の真価が問われ、求められています。愛荘町にあっては、激動の時代の中、町民がこの町に住んでよかった、この町にずっと住み続けたいと思えるまちづくりを、町民の参画をいただき、教育の視点で創造することが大切だと考えております。

この意味で、すべての町民が健康で心安らいで生涯学び続けられ、学びを通して人と人の輪が広がり、話が弾み、

さかんに一人ひとりが仕み続けたいまちづくりにも、力強く参画する環境と風土をつくること。子どもたちへのついで、豊かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、社会の変革に柔軟に対応できる力を蓄え、自己実現とともに社会に貢献する人材に育てることが重要です。

この観点に立って、平成22年度の教育行政の基本目標は、共に育つ学びと文化のまちづくりを目指して、未来を開く心豊かでたくましい人づくりとしました。人と人の関わりの深まり、広がりこそが肝要であると考え、副題として、みんなで支え合い、自ら高める教育の推進を掲げています。

また、先に述べましたように、町民の皆さまの力強い参画こそが目指すところを実現いたします。どうぞ、ご提言・ご提案を数多くお寄せいただきますことをお願い申し上げます。

次いで、読書のまちづくりについての質問であります。このことについては、先の吉岡議員の答弁と重なりますので、省略をさせていただきますが、愛荘町総合計画にも掲げておりますよう、その趣旨にそった事業展開、また先ほどご提案いただきましたような内容も含めた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、議員の質問にございました愛荘愛書構想、愛荘町まちじゅう読書推進構想図は、まちじゅう読書推進事業を進めるために、図書館として、どう考えるかを職員が論議をして、たたき台としてまとめたものでありまして、まだまだまとめたものではございません。関心をもっていただいて大変ありがたいのですが、ここまでの構想や論議を、まちじゅう読書推進事業の実行委員会に積極的に生かしていきたいと考えております。今後、ご提案いただきます積極的な働きかけを実践して、愛荘町まちじゅう読書宣言の趣旨に叶うよう、努力をまいりますので、引き続き幅広いご提案・ご提言をお願い申し上げます。

次いで、ホームページに関する質問につきましては、学校教育課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

[学校教育課長 堤 清司君登壇]

○学校教育課長(堤 清司君)河村議員からご質問がありました学校のホームページについてのご質問にお答えします。

学校のホームページに関するご質問ですが、各学校・園のホームページについては、すべての校・園のものを町のホームページの中で開設いたしています。その中で、学校・園での活動などの情報の更新が一部遅れているといった状況が確かにございます。

学校・園においては、全国学力テストには直接表われない大切な子どもたちの人間力、生きる力を育むため、年間を通して計画的に豊かな体験活動を推進しています。ご案内の読書に関することや、たんぽぽの学校等々学校の実情や、地域でのご協力も得ながら、バラエティーに富んだ実践をしているところであります。

しかしながら、そのことの地域住民の方への発信が十分でなく、学校・園の活動や取り組みの様子が見えないのご指摘は、もっともなことであります。情報化の時代に即応して、ホームページを活用した情報の開示、ホットでタイムリーなニュースをお届けできるよう、毎月開催しています定例の校園長会を通じて、学校・園を指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)河村善一です。再質問を何点かさせていただきます。

第1点の地域の活性化については、町長から積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。

それとは別に、今愛知川駅での売上げのお話をなさいました。見ておりますと、愛知川駅に行かれる方は、本当に多いのかなというようなことの思いを今しております。何人かは行かれていると思うのですが、愛知川駅に行か

ず、沓掛の方から中宿を通り、愛知川中学校の前を通り、それから御幸橋の方に歩いておられる方も何人か見かけますし、その方が多いのではないかなというようなことも思います。

一度、調査をされるなりして、せっかくお通りいただく方々でございますので、その方々が満足いただくようにすべきだと考えますが、そのことについて調査することがあるのか。あるいは、そのことこのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

第2点目は、学校のホームページについてのことでございます。よく学校の先生方に聞くと、予算が削られたというか、だいぶ全体的に学校予算もなくなっていることであるので、以前のような予算はついていないようなことを、よく学校の先生などに聞いております。

逆に、やはり、学校は何が必要なのか。あるいは、学校で何を取り込んでいるかということ、せっかく愛荘町のホームページの中に紹介する欄があるわけです。それを毎月1回ぐらいは最低限、こういう活用をしていますよと、こういう学校予算の中で、こういう予算で使っていますよという報告はすべきではないかというように考えるわけです。

1枚の写真でも、いいと思うのです。コメントだって何でもいい。でも、それができないというのは、何かやはり構造的に問題があるのかなというようなことを考えます。やはり、何かやりにくいとか、しにくいとか、担当者がいないとかの問題かと思えますけれども、そのことについて、やはり、我々が学校へ行って見る、学校へ行って先生に聞くことはなかなかできないわけですから、最低限、ホームページで、学校は何をしているのか。この学校は何している、この幼稚園は何をしているかということの情報公開なり、あるいは知らず必要性があるのじゃないかと考えまして、そういうことについて、2点について答弁を求めたいと思います。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

○農林商工課長(桑島正幸君)河村議員の再質問で、愛知川駅への観光客が非常に少ないと思われるが、一度調査をしたらどうかというご質問だったと思います。愛知川観光協会と協力しながら、一度調査をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

〔農林建設主監西沢文博君登壇〕

○農林建設主監(西沢文博君)ただいまの調査についてでございますけれども、確かに、中山道への来訪者は近年増加しておりまして、その調査をということでございますけれども、誘導看板等、中山道に誘導看板があるのかどうかという、コミュニティハウスへの誘導看板があるのかどうかという検証を行いまして、コミュニティハウスの方では、来訪者の毎日のカウントをしておりますので、まず、その看板等の検証を行って、未設置ならばそれを設置いたしまして、来訪者のカウントの増によって、その実績を一度確認していきたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤 清司君)ホームページについての再質問がありました。

私の方からお答えしたいと思います。先ほどの話の中で、町の方から大切な予算を学校現場にいただいていると、そういったものがどのように使われているかということ、広く町民の方に知っていただくことは非常に大事なことであるなあということも私も思っていますし、そういったものをホームページで写真なりで載せていくことによって、町民の方々に深く理解していただけるのではないかと考えるので、そういった部分での写真の公開等していきたいと思います。

ただ、ご存知のように、写真の公開によりましては、個人情報保護の関連から非常にまやけたというか、遠くからの撮影ということで、もう少しわかりづらいところがあるかと思いますが、そういった部分についてはご容赦いただきたいと、このように思います。

先ほど、一部指導が十分ではないのではないかというご質問だったのですが、そういった部分につきましては、学校内での情報教育に関する研修等を通じて、主に教頭が関係している部分があるかと思いますが、全職員誰でもそういった部分でのアクセスができるように指導してまいりたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をします。25分まで、再開は25分とします。

休憩午後2時14分

再開午後2時25分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第25、議案第33号、契約の締結につき議決を求めることについてから日程第27、議案第35号、契約の締結につき議決を求めることについてまでを、先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後2時25分

再開午後2時33分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の順序の変更をいたしたいと思います。よって、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認め、よって、日程の順序を変更し、日程第25、議案第33号から日程第27、議案第35号を先に審議することに決定しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第25、議案第33号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第33号をご説明申し上げます。

議案書の114ページでございます。平成21年度から平成22年度に繰り越しをいたしております秦荘東小学校の大規模改修工事にかかります契約の議決を求める案件でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的平成21年度工事(繰越)第119号
秦荘東小学校大規模改修第1期工事(建築)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 契約金額金2億4,360万円
4. 契約の相手方住所滋賀県彦根市大東町4番20号

氏名岐建株式会社滋賀支店支店長小菅政宏

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹)15番、本田秀樹、質疑を行います。まず、業者については別に問題はないと思うのですが、全員協議会でいただいた入札結果調書を見ておりますと、全員協議会の中でも伊谷議員が質疑を行いました。23社のうち20社が最低価格のため失格だと、1社が無効だという中で、2社しか残っておりません。このような事態に陥っている入札、全員協議会でも町長の答弁があったと思いますが、再度、このようになった経緯について、どう思われるのか、再度、お聞きしたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この入札につきましては、私も予想しない事態になったところでございますけれども、しかし、落札していただいたことについては、よかったと思っているのですが、なぜ、これだけの失格者が出たのか、分析をいたしております。

この入札工事につきましては、建築工事でございます、最低制限価格を設定をいたしております。大事な資材を使う学校の建築工事でもございますので、それで、あんまりダンピングの入札が行われないように、一定の最低制限比率を設けたところでございます。

それで、過去もずっと同じような率できているところでございますが、今般、最低制限比率の設定について、そう極端に変えたわけではございません。この23社中、20社が失格したと、その率は、申し上げた方がはっきり理解してもらえますので、最低が70、それから失格した中での上が74、要するに70%から74%の間に20社が入っていた。言わば、最低制限は、その少し上だったということでございます。

結局、過去の経緯から、皆さん、一般競争入札で応札されました業者さんは、過去の最低制限のおき方については、ある程度予備知識を持っておられるということから、そこへ集中して、今般少し上がったと言いますか、これはそれなりに理由があるのですけれども、直接工事費とか、いろいろ設計の中では直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等がいろいろ積み上がって、この予定価格、設計価格になっているところですが、その中でも材料費等のウエイトとが高い場合等については、やっぱり直接工事費等の比率が上がってくる、そういったこともありまして、そういった点で、比率が少し従来から上がったという訳でございます。

設定の率については、従来のとおり、最低制限は70%台であります。細かい数字までは申し上げません。この上の方におられた業者が、わずか2、3社しかなかったということで、とおり抜けていたというのが現状でございます。そういった点から、今般率から言うと、高い率での落札になったことについて、よかったのか、悪かったのか、何ですけれども、少し高かったかなという感じは止むを得ませんし、今後慎重にしていきたいなど、最低制限価格も、もちろん2億を切ったところで設定をいたしたところでございます。以上です。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)今ほどの答弁で理解はさせていただきますが、今ほど町長ね70%から74%と、自分から最低落札価格のパーセンテージを言っていると、私は思うのです。少し上だったとか、2億より下だったとか。これは、最低制限価格、この公の議場の場で、町長を公表しているのと一緒だと思うのです。私は、そんな最低制限価格がどうのこうのは言っていないのです。自ら町長が、最低制限を公表しているのだ、私は理解するのです。これはいかななものかと思うのですけれども、ただ、この入札についての状況を聞いたわけですから、ちょっと、その辺をまた考えていただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それは十分承知のうえで率と価格を申し上げたのですけれども、やっぱりわかりやすく住民の

皆さんに説明をしておかないと、疑念をもたれる可能性もありますので、細かい数字だけは堪忍していただきましたが、なぜこうなったのかということだけはやはりご理解を賜っておきたいということから、申し上げましたが、今後は十分注意させていただきます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第33号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第26、議案第34号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)お手元の議案書の115ページでございます。議案第34号、契約の締結につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

今ほど議決いただきました議案第33号と同様に、秦荘東小学校の大規模改修工事の関係でございます。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的平成21年度工事(繰越)第120号
秦荘東小学校大規模改修第1期工事(電気設備)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 契約金額金4,510万8,000円
4. 契約の相手方住所滋賀県甲賀市水口町三大寺83番地の1

氏名晶和電気工業株式会社滋賀営業所所長江見正道

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第34号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第27、議案第35号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)お手元の議案書116ページでございます。議案第35号、契約の締結につき議決を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的平成21年度工事(繰越)第121号
秦荘東小学校大規模改修第1期工事(給排水冷暖房設備)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 契約金額金9,172万8,000円
4. 契約の相手方住所滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地

氏名株式会社湖東工業所代表取締役上林清作

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第35号、契約の締結に議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎人権擁護委員の推薦について意見を求めることに関する上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題とします。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣から委嘱されるもので、その任期は3年となっております。

今般、現委員の愛荘町北八木58番地1、昭和15年11月23日生れの小杉正男氏の任期が平成22年9月30日に任期満了となることから、大津地方法務局より、委員候補者の推薦依頼があり、同氏を再度候補者として推薦いたしたく、議会の意見をいただこうとするものでございます。

任期は平成22年10月1日から3年であります。

よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)お諮りします。

ただいま説明がありました人権擁護委員の推薦につき、議会の意見として「適任である」と、町長に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては「適任である」と、町長に回答することに決定しました。

◎報告第5号と報告第6号の上程、報告

○議長(辰己 保君)日程第5、報告第5号平成21年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、日程第6、報告第6号平成21年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括議題にします。

町部局報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。報告第5号平成21年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成21年度滋賀県市町土地開発公社決算について、別冊のとおり報告をさせていただくものでございます。

別冊の平成21年度事業報告書および財務諸表を、ご覧をいただきたいと思います。まず、中の説明に入ります前に、この土地開発公社につきましては、公共用地、公用地等の取得・管理・処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、合併前の県下町村が共同で設立いたしました。5市6町による構成となっております。

それでは別冊の4ページの庶務関係のところをご覧いただきたいと思います。ここでは、理事会、監査会の会議結果につきまして、掲載をされております。また、5ページの事業関係でございますが、期末におけます土地保有残高は2,324.42平方メートル減少をいたしまして、9万5,503.40平方メートルであり、簿価額では12億9,744万8,472円となっております。

また、飛びまして、12ページの平成21年度の損益計算におきましては1,109万8,327円の純損失となっております。以上で、報告を終わらせていただきます。

次、議案書の3ページをご覧いただきたいと思います。報告第6号平成21年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり、繰越明許費、繰越計算書を報告するものでございます。

内容につきましては、4ページ・5ページをご覧いただきたいと思います。平成22年度への繰り越しをいたします事業につきましては、すべて先の議会までにおきまして、繰越明許費で説明をいたしております。しかし、財務規則の

規定に基づき、財源内訳を明記のうえ、この6月議会に繰越計算書として報告することになってございます。

まず、一般会計につきましては、数多くの経済対策事業が打ち出され、その経済対策事業の一貫であります地域活性化経済危機臨時交付金を受けます事業につきましては3件、合わせまして5,532万3,000円、また地域活性化公共投資臨時交付金の対象事業2件、4億6,599万5,000円、また地域活性化きめ細かな臨時交付金対象事業12件、合わせて1億4,342万2,000円、その他一般事業5件で1億1,970万1,000円であり、一般会計合わせますと22件、平成22年度へ繰り越します金額は合わせて7億8,444万1,000円を繰り越すということになってございます。

また、下水道事業特別会計につきましては、公共下水道事業として9,600万円を22年度へ繰り越すということになってございます。以上、報告を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで、報告第5号および報告第6号を終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、承認第3号愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)それでは、承認第3号、愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認をお願いすることにつきましてご説明を申し上げます。

平成22年3月31日付けの専決処分でございます。議案書6ページから8ページまでございますが、説明資料の方でご説明を申し上げたいと存じます。説明資料の1ページから6ページまでございまして、1ページから2ページにつきまして、改正理由、改正の趣旨について記入をいたしております。3ページからは新旧対照表でございます。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。税条例の一部を改正する主な理由といたしましては、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者につきまして、公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額および均等割額、いわゆる個人住民税の給与特徴に合算をして、給与から特別徴収の方法により徴収することができるように改正をするものでございます。

第44条につきましては、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収ということで、今ほど申し上げました内容に追加をするものでございます。改正をするものでございます。そして、併せまして、65歳以上の公的年金等所得を有する給与所得者につきましては、平成21年度に導入をされました方法により、前年度同様に公的年金等所得に係る所得割額を徴収することとする読替規定を追加するものでございます。そして、この追加によりまして、項ずれが生じますので、項ずれの修正をするものでございます。45条、48条につきましては、引用条項のずれを修正するものでございます。

そして、付則第15条につきましてでございますが、不動産取得税の非課税措置の廃止による特別土地保有税の非課税措置の廃止に伴う読替規定の削除をする規定でございますが、この非課税措置が廃止をされましても、地方税法付則第31条ならびに町条例付則第14条の2の規定によりまして特別土地保有税は課税されないということが規定をされております。町条例付則第14条の2には、当分の間、平成15年度以降の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さないという規定がございまして。

そして、次の2ページでございますが、付則第15条の2につきましては、付則第15条を削除しましたので、1条繰り上げるといってございまして。

改正付則関係といたしまして、第1条は平成22年4月1日から施行するものでございまして、第2条の第1項は個人の町民税に関する経過措置をうたっております。そして、第2条第2項につきましては、平成22年度分の個人住民税に係る給与所得からの特別徴収につきまして、給与所得以外の所得が普通徴収により徴収されることを希望する場合における読替規定をうたっているものでございます。そして、第2条の第3項につきましては、法人町民税に係る新

条例の適用関係の規定でございますし、第3条につきましては、固定資産税に関する新条例の適用関係の規定、経過措置ということでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。

承認第3号、愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。

本議案中、65歳未満の公的年金を受給する給与所得者について、公的年金に係る個人住民税の所得割額を給与所得から特別徴収できるようになるという内容があります。担当課にお聞きしたところでは、事業所が特別徴収にするかどうか決め、その場合、特別徴収と決めた場合、本人の普通徴収にしたいという申し出がなければ、特別徴収になるということです。このようなやり方は、本人が知らないうちに実行されてしまうことがあるということから、半ば強制的な徴収であることを訴えて、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います。

愛荘町条例の一部を改正する条例についてであります。先ほどの説明の中でも、条例の一部を改正する理由であります。65歳未満の公的年金所得を有する給与所得者について、公的年金所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができる、改正することに対しても理解できます。また、税条例の一部改正する条例の趣旨も大変理解ができるものであり、賛成する立場から賛成討論を行います。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第3号、愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、承認第4号愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)それでは、議案書9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。承認第4号、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認をお願いするものでございまして、平成22年3月31日付けの専決処分でございます。

お手元の資料の7ページ・8ページをご覧いただきたいと思います。説明資料7ページでございます。ここに改正の理由をあげさせていただいております。まず、理由としてですが、近畿圏の近郊整備区域および都市開発区域の整備および開発に関する法律施行令および中部圏の都市整備区域、都市開発区域および保全区域の整備に関する法

律施行令の一部を改正する政令が本年3月31日付けで公布され、4月1日から施行されましたので、これを受けまして、固定資産税の不均一課税に対する交付税措置の適用期限を2年間延長されております。

固定資産税の不均一課税に関する条例について、所要の改正を行うものでございまして、第2条定義のところ条例の対象期間につきまして平成22年3月31日までの期間限定とされていたものを、平成24年3月31日まで2年間延長をするものでございます。付則として施行期日を22年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。

承認第4号、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。この条例が、平成19年6月議会に提案されたときに、私は多国籍企業化と格差社会と言われる資本の集積化が進められている結果、企業誘致は地域の活性化に保証もなく、地域経済の空洞化さえ生みかねない危険を持っていることを訴えて反対しました。

この状況は今益々深刻になっていること、また大企業優遇よりも、不況にあえぐ地元の中小業者をまず救っていくことが重要であることを訴えて反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います

承認第4号、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、賛成するものであります。今ほど改正理由の中にもありましたが、固定資産税の不均一課税に対する交付税措置の適用期限が2年間延長されるため、固定資産税の不均一課税に関する条例の所要を改正するということで、何なりの問題もないと思ひ、賛成するものであります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第4号、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9、承認第5号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)議案書11ページをご覧いただきたいと思ひます。11ページから13ページについてでございます。承認第5号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認をお願いするものでございます。平成22年3月31日付けの専決処分でございます。

説明につきましては、説明資料の9ページから14ページをご覧いただきたいと思ひます。改正理由の主なものでございますが、地方税法の改正に伴いまして、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇など、いわゆるリストラ等の一定

の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合において、所得割額の算定基礎となる総所得金額および減額措置の判定基準となる総所得金額の中に給与所得が含まれる場合には、給与所得金額の30%相当の金額として特例措置を講ずるものでございます。合わせまして、基礎課税限度額および後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を引き上げるものでございます。

まず、第2条の課税額についてでございますが、基礎課税額、いわゆる医療費分の課税額でございますが、その課税限度額を従来47万円でありましたものを50万円に引き上げるものでございます。そして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円から13万円に変更をするものでございます。なお、介護分につきましては10万円の据え置きということでございます。

そして、第21条、国民保険税の減額についてでございますが、減額後の基礎課税額に係る課税限度額の変更ということで、基礎課税額に係る分につきましては第2条と同様に47万円を50万円に、そして、同様に後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額も12万円から13万円にということで、減額後につきましても、同様に引き上げるものでございます。そして、保険税の減額割合を市町村の判断により選択することができるという改正でございます。従来ですと、応能応益割合に応じまして、フィフティフィティという言葉がよく使われておりますが、この基準にあっていれば現状の愛荘町の実施しております7割・5割・2割軽減ができるというような制限があったわけですが、この条件が外されましたということで、自由に市町村長の判断によって7割・5割・2割軽減を選択することができるという改正でございます。

そして、21条の2につきましては、いわゆるリストラ等の非自発的な理由により離職した一定の方、特例対象被保険者等と申しますが、そのような方につきましては、前年所得の中に給与所得がある場合には、給与所得を100分の30に相当する額によるものとして、所得割を算定する。そして、減額判定も行うということでございます。なお、特例対象被保険者等と言いますのは、その※のところに掲載をいたしておりますように、雇用保険法に規定をされている者として、特定受給資格者そして特定理由離職者という2種類がございまして、職安で交付をされます雇用保険受給資格者証により、対象者をコード番号で記載をしているものでございます。あくまで、この対象者については雇用保険の受給資格者証に記載をされているということでございます。

そして、この軽減期間でございますが、本年4月1日以降について適用をし、離職日の翌日から、その翌日の属する年度の翌年度末までということになってございます。

10ページをご覧いただきたいと思っております。第22条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る申告ということで、離職理由等を記載した申告書を雇用保険受給者資格者証等の書類を提示して、町長に提出をする必要があるという申告主義ということをやっているものでございます。

そして、付則第9項につきましては、引用条項の改正でございます。

付則第14項につきましては、単なる字句修正でございます。改正付則関係、第1条としまして、平成22年4月1日より施行するものでございまして、第2条に新条例の適用関係の規定をうたっているものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。全協でも少しお聞きしたところですけれども、2つの課税限度額の引き上げにより、増税になる状況について。答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)ただいまのご質問は、この限度額の改正によりまして、影響を受ける対象者の人数と金額であろうかと思いますが、全協で申し上げましたように、試算しておりますのは170万円ほどでございます。そして、対象人数につきましては、医療分と介護分については36名、そして支援分につきましては75名ということでござ

います。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。

承認第5号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認をもとめることについて、反対を表明します。非自発的な理由により離職した一定の者の場合、前年の給与所得を100分の30の額に軽減するという内容には、何ら反対するものではありません。しかし、基礎課税の課税限度額を47万円から50万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税限度額12万円から13万円に引き上げるという内容に対しては、町民に新たな負担増をもたらすものであることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います。

承認第5号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。国民健康保険は、けがや病気に対する保険給付を行うため、財源の半分は国保税でまかなうこととされております。しかし、本町は国保税を低く抑えていたため、毎年一般会計から約1億円あまりを繰り入れて国保会計を維持しております。全国的に高齢化に伴う医療費等は増高傾向の中にあって、国民健康保険制度を維持するためには保険税の税率や限度額改正は避けて通れないものであります。

今回の改正は国保税の課税限度額を引き上げるものですが、一方で被保険者が倒産や介護等の非自発的な一定の理由により、離職した雇用保険の受給資格者である場合に、前年所得に給与所得がある場合は、その給与所得を100分の30に相当する額として所得割を算定し、減額判定される特別措置を講じることから、本議案に賛成するものであります。

なお、被保険者への制度に対する理解と周知説明などを十分に行うとともに、引き続き、収納対策の強化や保険事業の充実に努められるよう要望いたします。議員各位におかれましては、ご理解いただき、承認いただきますようお願い申し上げます。討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第5号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10、承認第6号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)それでは、議案書14ページと説明資料15ページをお開き下さい。承認第6号、愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認をお願いするものでございます。3月31日付けで専決処分させていただくものでございます。

まず、説明資料15ページの方でございますけれども、この条例の一部を改正する理由といたしまして、消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関するものでございます。

それと、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき、平成18年総務省告示第503号の一部を次のように改正するものでございます。

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の要旨といたしましては、第2条中につきましては、改正法において条の追加を行ったことに伴います条例の条項の整理でございます。

それから、第9条の2第2項の第1号から第4号中につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額が改定されたことによりまして、条例の方の一応金額も改正させていただくものでございます。この条例につきましては、平成22年4月1日から施行し適用させていただくものでございます。

そして、経過措置といたしまして、改正後の第9条の2の第2項第1号から第4号の規定につきましては、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例により、適用させていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。

承認第6号、愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。厚生労働省において、労働者災害補償に係る介護補償の額が改定される予定で、消防団員や消防作業従事者等の損害補償の額も従来、労働者災害補償と同額としてきたことから、補償額の改定を行うとのことですが、補償額が引き下げられたということは、町民に不利益をもたらすということを申し上げて、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います。

承認第6号、愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。今ほどの説明の中でも、消防団員や消防活動に従事した者などが消防活動中の負傷により介護を要する状態になった場合には、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとなっております。また、補償額は若干下がっておりますが、そのような制度は賛成するものであり、今後もこのような体制をお願いしたいと思い、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第6号、愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

暫時休憩を行います。再開は3時45分とします。

休憩午後3時29分

再開午後3時45分

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、承認第7号愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)承認第7号、議案書の16ページ、17ページでございます。愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてでございます。平成22年5月31日付けの専決処分でございます。

説明につきましては、説明資料の19ページから23ページでございます。19ページをご覧いただきたいと思います。この改正理由でございますが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例に関する法律の法律名および略称された法律名の変更に伴い改正を行うものでございまして、付則第20条の4、そして付則第20条の5、共に今申し上げました法律の名称あるいは略称の改正に伴う改正でございます。

改正付則関係としましては、平成22年6月1日から施行をするものでございまして、租税条約および租税情報交換協定というものを含めて二重課税の排除、脱税の防止ということを図るために、法律名が変わったということで改正をお願いするものでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第7号、愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第12、承認第8号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)承認第8号、議案書18ページ、19ページでございます。承認第8号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認をお願いするものでございまして、平成22年5月31日付けの専決処分でございます。

説明資料の24ページから26ページをご覧いただきたいと思います。説明資料24ページに改正理由をあげさせていただいております。この国民健康保険税条例の一部を改正する理由は、承認第7号と全く同一でございます。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律の法律名および略称された法律名の変更に伴う改正をおこなうものでして、付則第20項、付則第21項ともに法律名および略称の変更に伴う改正でございます。

施行日は改正付則にございます22年6月1日からということでございますが、愛荘町の場合には、この改正によります変更の影響というのは一切ございません。以上でございます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第8号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第8号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第13、承認第9号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについてを、議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の20ページをご覧くださいと思います。承認第9号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように平成22年3月31日付けをもって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

21ページでございます。平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,780万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億387万1,000円とするものでございます。2条関係につきましては、繰越明許費の補正、3条関係につきましては第3表に地方債の補正をあげてございます。

それでは、第2表、27ページでございます。第2表の繰越明許費の変更をあげさせていただいております。土木費関係につきましては、道路新設改良事業として2,508万2,000円に変更をいたしております。また、教育費の関係では公民館管理事業638万3,000円、学校給食施設整備事業3,894万円に変更をさせていただいております。

次、28ページ、第3表につきましては、地方債の補正でございます。補正予算債につきましては、借り入れはゼロでございます。臨時地方道整備事業債につきましては5,540万円に変更をいたしております。防災対策事業債については3,030万円に変更をいたしております。

それでは、事項別明細につきましては31ページから歳入をあげてございます。まず、歳入につきましては、決算見込額および国・県の交付決定額に、また基金繰入金につきましては歳出の事業額との最終調整を行い、町債につま

しては、事業費および基金の取崩額との調整を行い、最終的に起債の借入額を抑制をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、先の全員協議会におきまして説明をさせていただいておりますので、概要のみ説明をさせていただきますと思います。

町税の町民税につきましては補正額2,370万円の減額、また固定資産税につきましては470万円の追加、32ページにいきまして軽自動車税につきましては95万円の追加、町たばこ税につきましては660万円の減額、地方譲与税の地方揮発油譲与税443万7,000円の減額、自動車重量譲与税349万2,000円の減額、地方道路譲与税722万5,000円の追加、利子割交付金については183万5,000円の減額。

次に、34ページいきまして、配当割交付金75万5,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金136万3,000円の追加、地方消費税交付金193万2,000円の追加。

次に、自動車取得税交付金、合わせて595万6,000円の減額、地方特別交付税交付金につきましては164万8,000円の追加、特別交付金については33万3,000円の追加。

次に、36ページいきまして、地方交付税につきましては、特別交付税分といたしまして9,060万8,000円の追加でございます。

次に、交通安全対策特別交付金21万2,000円の減額。

次に、使用料及び手数料の土木使用料でございます。町営住宅使用料として100万円の追加でございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金につきましては、合わせて435万2,000円の減額。

次に、国庫補助金でございます。これも合わせまして300万1,000円の減額でございます。

次に、県支出金県負担金268万3,000円の減額でございます。

県補助金につきましては、合わせまして744万6,000円の減額でございます。

委託金につきましては350万円の追加でございます。

また、財産収入財産運用収入の利子及び配当金につきましては1,000円の追加でございます。

次に、寄附金がんばる愛荘町まちづくり応援寄附金、これにつきましては45万1,000円の追加でございます。内訳につきましては、県内の方4名、県外の方1名、合わせて5名の方から45万6,000円のご寄付をいただいております。

次に、繰入金特別会計繰入金につきましては、介護保険事業特別会計繰入金46万4,000円の追加、それから、次に基金繰入金につきましては、それぞれ合わせまして4,203万3,000円の減額でございます。

次に、諸収入延滞金210万円の追加、それから貸付金元利収入が100万円の減額、それから受託事業収入につきましては53万8,000円の追加でございます。

また、雑入につきましては701万9,000円の減額でございます。

町債につきましては、合わせて2億6,010万円を減額させていただいております。

次に、44ページからが歳出でございます。これにつきましても、各事業におけます決算見込みおよび入札残、実績見込みに伴い補正を行っております。また、歳入との調整と各基金への積立金の調整を行ったものでございます。総務費総務管理費につきましては、文書広報費で155万円の減額、財産管理費につきましては財源調整でございます。企画費につきましては559万6,000円の減額でございます。電子計算費につきましては647万3,000円の減額、賦課徴収費につきましては100万円の減額でございます。

次に、選挙費につきましては、合わせまして402万5,000円の減額となっております。

次に、民生費社会福祉費社会福祉総務費については870万円の減額、社会福祉施設費については財源調整でございます。

老人福祉費については454万6,000円の減額、国民健康保険費については382万2,000円の減額、障害福祉費については829万3,000円の減額、介護保険費914万3,000円の減額、後期高齢者医療費300万円の減額でございます。

次に、児童福祉費については、児童福祉総務費331万7,000円の減額、保育園費については財源調整でございます。

次に、衛生費保健衛生費の予防費586万9,000円の減額、次に環境衛生費1,775万8,000円の減額、これは湖東広域衛生管理組合の負担金の減額によるものでございます。保健センター管理費680万9,000円の減額。

次48ページにわたりまして、労働費でございます。労働諸費の失業対策費、これについては320万円の減額、緊急雇用創出特別事業の減額によるものでございます。

農林水産業費の農業費農業振興費については財源調整でございます。農地費につきましては1,622万円の減額となっております。主に山川原地区ほ場整備工事の減額によるものでございます。

次、林業費の林業振興費については財源調整でございます。

次の50ページの商工振興費につきましても財源調整でございます。

土木費土木管理費の土木総務費81万円の減額でございます。

次に、道路橋梁費道路新設改良費3,200万円の減額でございます。これにつきましては、主に道路改良工事の4路線分の実績によるものでございます。道路維持費につきましては1,069万円の減額でございます。交通安全対策費につきましては500万円の減額、次に、河川費河川総務費につきましては400万円の減額で、主に河川の浚渫工事の減でございます。

次に、急傾斜地崩壊対策費については800万円の減額となっております。

次に、都市計画費都市計画総務費950万円の減額、これについては生活環境整備対策事業補助金の実績に伴う減でございます。

次に、住宅費住宅管理費151万9,000円の追加、小集落地区改良事業費については657万3,000円の減額になってございます。

消防費消防施設費につきましては360万6,000円の減額で、消防施設整備事業補助金の実績に伴う減によるものが主なものでございます。防災対策費につきましては財源調整でございます。

次に、教育費小学校費につきましては、それぞれ財源調整をさせていただいております。中学校費については教育振興費は財源調整、学校建設費337万2,000円の減額につきましては、愛知中学校の増築工事の関係でございます。幼稚園費については財源調整でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費、これについても財源調整でございます。図書館費の146万9,000円の減額をいたしております。

次に、56ページの保健体育費保健施設費につきましては46万1,000円の減額、学校給食費については100万円の減額でございます。

次に、公債費、合わせまして2,060万5,000円の減額でございます。

次に、諸支出金の基金費、これについては財源調整基金積立金に4,337万2,000円の減額、がんばる愛荘町まちづくり基金積立金に45万2,000円の追加をさせていただいております。

また、最終58ページにつきましては、一般職の職員の給与費の明細でございます。これについては、時間外手当の減額をさせていただいております。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。31ページですけれども、町税のところの町民税の現年課税分個人所得割の4,000万円の減と、あと固定資産税の現年課税分で家屋2,760万円、また土地に200万円の減、これがあるのですが、この部分について町民に関わる部分から説明を求めておきます。それと、46ページですけれども、後期高齢

者医療費で健康診査委託料かかりますか、この間全協でお聞きしたところでは、664人の対象者がおられて318人が受けられたというようなことをお聞きしています。そして、健診率43%ということで、半分にも満たないというように解釈して、健診率が低いのではないかと解釈したわけですが、これについても原因等々、説明を求めておきます。あと、その下の予防費、新型インフルエンザ予防接種助成金の減の方も、お聞きしたのでは予定の43.1%と言われたと思うのですが、その方が受けられたということで、予定されていたよりもかなり少ないように思いますので、これについての状況等々の説明をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)31ページの個人町民税ならびに固定資産税についてのご質問にお答えをいたします。

まず、個人町民税の個人所得割の減額が4,000万円ということで、少し大きな金額になってございますが、これの理由につきましては、制度的には住宅ローン控除の導入がされておりますことと、平成20年中の所得に対して課税をしておりますので、平成20年9月のリーマンショックの影響もございます。

そして、そういう部分で少し見込みがしづらかったと思うのですが、少し予算を過大に計上していた部分が正直ございます。未収金についてもございますが、徴収率等を考えましても、当初予算の段階で予算計上が少し過大であったという部分でございます。

そして、固定資産税であります。固定資産税の土地と家屋についてのご質問でございます。土地につきましては200万円の減ということで、これにつきましては徴収率が当初予算と比較しましても、少し伸びているのですけれども、結果的に落さざるを得なかったということで、ただ、元々の当初予算の金額が大きいですので、そこまで当初予算でピタッと見込むことは至難の業であるということで、許容範囲ということでお認めをいただきたいと思えます。

家屋につきましては、家屋の取り壊しの部分がかかなりたくさん途中で出てきたというようなことで、修正部分もございますが、基本的に、これにつきましても収納率はだいたい計画に近い部分で収入をできておりますので、これにつきましても予算を少し見込みすぎたというのが理由でございます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)関連しますので、2点ご質問いただきましたので、合わせて私の方から、ご答弁させていただきます。

まず、46ページの後期高齢者医療の健康診査委託料の関係でございますが、対象者の数につきましては、全協でご説明させていただいたとおりでございます。これの大きな要因といたしましては、平成20年度から医療制度改革によりまして、新しく後期高齢者の方につきましても、特定健診の努力義務がされておまして、受診者の見込みをいたしているわけでございますが、一定後期高齢者の対象の方につきましては、特定高齢者等のチェックリストで若干対象者等が変動してまいります。

合わせて、また後期高齢者の特性でもございますが、生活習慣病等で医療受診もされておられる方もございまして、20年度・21年度の状況を見ておまして、なかなか当初の見込みを立てた段階から、実質は今申し上げたような状況で、対象者が、受診者が少なかったということが1つ言えることでございます。

もう1点は、契約単価が少し下がりました関係で減額の要因になっております。

続きまして、新型インフルエンザの関係でございますが、これにつきましては、今年の5月ぐらいから、この新型インフルエンザが猛威を振るいかけまして、新しく国の方も助成制度をするというような中で、一定、生活保護受給世帯あるいはまた住民税非課税世帯に対する助成というようなことで、助成あるいはまた優先接種者というような方が順次決まりました関係で、町におきましても、確か11月21日の臨時議会だったと思っておりますが、この一部助成あるいはまた全額補助助成の要綱の制定をお認めいただきまして、実施をしてまいったところでございます。

それぞれ対象者の数につきましても、全協でご説明させていただいた人数のとおりでございますが、今申し上げましたように、対象者を見込ませていただく中で、5月の時点から夏場にかけてのインフルエンザの発生状況と、この時期になってきまして、一定のインフルの感染状況等との兼ね合わせからいきまして、最終的には人数的に43.1%の接種率になったということをご理解を賜りたいと思っております。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。56ページで、全員協議会でお尋ねいたしました武道館の改修の件について、お調べいただいたら返事をいただきたいと思えます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)体育施設の整備の関係でエアコンの設置状況等についてのご質問であったと理解しておりますけれども、当初、エアコンにつきましては多目的の会議室、更衣室、クラブ室すべて設置しないということで計画をさせていただいておりました。

その中で、会議室等につきましては、武道場に来ます子どもたちの昼食等を預かる場合もございますので、そういった中で衛生面等も考えまして、エアコンを設置させていただきました。

しかしながら、更衣室、クラブ室等については設置をしないということで、それに代わる措置として高さ500cmの窓を設置するよう計画しておりましたが、それを1m200cmという高さの窓に設置するということで代替というふうな形で工事を完了させていただき、その後につきましては、役員さんの方から、そのあとエアコンを設置してほしいという申し出等は受けておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)今、役員さんから受けていませんということも、ちょっとおかしいのではないかと。そうしたら、なぜ、電話がかかってきたのかなど、不思議に思えます。何か更衣室は高いところにあるのですか。説明によりますと、風等もあまり入らないし、練習して着替えたあと、汗びしょびしょというような形に、これからだろうということで、エアコンを付けてほしいというように要望をしましたが、担当者が「お金がないので、こらえてください」という返事であったというふうに、電話がかかってきました。今おっしゃっているのとえらい話が違いますので、ただそういうふうに答えたらいいって、やっぱり要望があったからわたしのところに電話があったのですよ、それはちょっと納得できません。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)経過の中で、そういった話があったということは私も存じております。ただ、そういった中で、設置後のランニングコスト、管理面等々お話しをさせていただいて、設置については考えないということで、先ほど申し上げたように窓を大きくするというので了解を得たものと解しております。以上です。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。承認第9号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。この補正予算の内容は、出納閉鎖後の精算によるものなので、大部分に賛成です。

1点だけ指摘しておきたいのは、歳入の町税の部分です。町民税の個人所得割は4,000万円の減額、固定資産税の土地と家屋合わせて、約3,000万円の減額となっています。住民税については、過去低所得世帯や高齢者世帯への

増税が次々に行われました。平成17年度には住民税33万円の控除が廃止され、18年度には65歳以上の48万円の老年者控除と老年者非課税措置が廃止されました。

さらに19年度からは三位一体改革によって、所得税から個人住民税は3兆円の税源委譲が行われ、住民税の税率が13%・10%・5%の3段階から、一律10%にフラット化されました。税制改正の結果、これまで課税対象でなかった低所得者、年金生活者などへ課税することによって、払いたくても払えない人々をつくり出しました。

また、不況で仕事が減った中、中小業者や解雇されて仕事を失った方、年金生活者など、どんな経済状態であっても、土地や家を持っているものにはすべて固定資産税がかかってきます。そうして、こういう人々は、国民保険に入っていますから、その上、国保税も支払わなくてはなりません。住民税、固定資産税、国保税を合わせて支払うことは、重い負担です。

このことから、のちに提案される承認第11号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについてに対しても、この場で反対を表明しておきます。たび重なる負担増をつくりだした弱いものいじめの税制度を批判いたしまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います。承認第9号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分について、賛成討論を行います。

今ほど説明の中でも繰越明許費の補正の変更、また地方債補正の変更等も理解もできます。歳入につきましては、決算見込額また基金等の調整額そして、歳出につきましては実績見込み、また入札残の見込み・確定、各基金の調整を行うものと適正であるものと考え、賛成討論とさせていただきますし、また、議員各位におかれましてもご理解いただき、承認いただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第9号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第14、承認第10号平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)承認第10号をご説明させていただきます。議案書の59ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条の第1項の規定により、平成22年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

60ページでございます、平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ151万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601万円とするものでございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、63ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましても、先ほどの一般会計と同様に事業費の精算に伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。まず、歳入で

ざいですが、起債償還金元金利子に充てるため、繰入金他会計繰入金といたしまして、一般会計繰入金151万9,000円の追加、次に、歳出でございますが、総務費総務管理費一般管理費につきましては、住宅新築資金等貸付事業交付決定に伴います消耗品費8,000円の追加、補償補てん及び賠償金といたしまして新築資金1件、改良住宅4件の元利収入の不足分にかかります補てん金151万1,000円の追加でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第10号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第10号、平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第15、承認第11号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)承認第11号をご説明させていただきます。

議案書の64ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条の第1項の規定により、平成22年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

69ページでございまして、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ914万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億937万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の69ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、保険税の収入見込みや負担金、交付金等の額の確定、保険給付費等の見込みに伴います医療費や保険事業費の精算等によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税一般被保険者国民健康保険税といたしまして1,442万1,000円の減、滞納繰越分が232万円の追加、退職被保険者等国民健康保険税といたしまして310万円の追加、滞納繰越分10万円の追加、合わせまして890万1,000円の減。

次に、国庫支出金国庫負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金156万7,000円の減、特定健康診査等負担金60万5,000円の減、合わせまして217万2,000円の減でございます。

70ページに移りまして、国庫補助金につきましては、財政調整交付金といたしまして特別調整交付金159万5,000円の追加、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金といたしまして、70歳から74歳の自己負担割合凍結措置によります高齢受給者証再交付に伴いまして6万7,000円の追加、合わせまして166万2,000円の追加でございます。療養給付費交付金につきましては320万円の減、県支出金県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金156万7,000円の減、特定健康診査等負担金60万5,000円の減、合わせまして217万2,000円の減でございます。県補助金の財政調整交付金につきましては、特別調整交付金145万4,000円の追加、共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費に対する高額医療費共同事業交付金としまして254万円の追加、また、1件30万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業交付金546万9,000円の追加でございます、合わせまして800万9,000円の追加でございます。

繰入金他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして287万4,000円の減、職員給与費等繰入金94万8,000円の減、合わせまして382万2,000円の減でございます。

次72ページに移りまして、歳出でございますが、総務費の総務管理費一般管理費ならびに徴税费賦課徴収費につきましては、国庫補助金特別調整交付金の交付金に伴いまして、財源更正でございます。

保険給付費療養諸費一般被保険者療養給付費につきましても、特別調整交付金ならびに共同事業交付金などの交付に伴いまして財源更正でございます。

退職被保険者等療養給付費につきましては、減税収納見込みに伴いまして、財源更正でございます。

共同事業拠出金の高額医療費拠出金につきましては、県下全体の拠出対象額の見込みによりまして626万8,000円の減でございます。

保健事業費の疾病予防費につきましては、特別調整交付金の交付に伴いまして財源更正でございます。

74ページに移りまして、特定健康診査等の事業費につきましては、健診受診者が見込みを下回ったことによりまして、委託料287万4,000円の減でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第11号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第11号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第16、承認第12号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案書の75ページをお開き下さい。承認第12号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めます。

次、76ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,460万円を減額し、総額をそれぞれ15億5,077万8,000円とするものでございます。

次に、第2条地方債の補正でございますけれども、地方債の変更は「第2表地方債補正」のとおりでございます。78ページをご覧ください。事業費の精査によりまして、公共下水道債の限度額を1億3,750万円から1億3,010万円に、740万円減額するものでございます。続きまして、流域下水道事業債の限度額を4,620万円から4,580万円に40万円の減額をするものでございます。

次に、資本費平準化債の限度額を2億6,980万円から2億3,350万円に3,630万円の減額とするもので、借り入れ方法、利率、償還方法の変更はございません。

続きまして、80ページの事項別明細の歳入からご説明申し上げます。歳入の諸収入の中の貸付金元利収入でございますけれども、下水道排水設備資金融資制度の利用者がございませんでしたので50万円の減額でございます。

町債でございますけれども、下水道事業費の最終精算によりまして、それぞれ公共下水道事業債が740万円の減額、また流域下水道事業債が40万円の減額、資本費平準化債が3,630万円の減額でございます。

次の歳出をご覧ください。歳出につきましても、最終精算に伴います執行残によります減額補正および財源調整を行ったものでございます。

一般管理費につきましては68万円の減額、維持管理費につきましては352万円の減額で、公共下水道事業費につきましては財源調整を行ったものでございます。

次のページをご覧ください。流域下水道事業費でございますけれども、負担金の精算によりまして60万円の減額でございます。

また、公債費につきましては、借入金の一部繰上償還また借り入れ予定の一部取り止め等によりまして、償還元金が1,700万円の減額、および償還利子が2,170万円減額、一時借入金につきましては、借りておりませんので、利子分110万円を減額するものでございます。

以上、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、承認についてよろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第12号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(辰巳 保君) 16石/玉貝賞成じり。よつし、承認第12号、十城<1平屋築壯町「水垣争未付別云訂補正了具」第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(辰巳 保君) 日程第17承認第13号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〇住民福祉主監(福田俊男君)承認第13号をご説明させていただきます。

議案書の83ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条の第1項の規定により、平成22年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

84ページでございます。平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,589万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,074万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の88ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましても、被保険者の確定に伴います保険料の収入見込み、あるいはまた負担金、交付金等の額の確定に伴いますもの、あるいはまた保険給付費の見込みに伴います事業費の精算によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

歳入でございますが、保険料介護保険料第1号被保険者保険料につきましては、被保険者の見込みや、所得変動によります階層区分の変更によりまして現年分259万6,000円の減でございます。

国庫支出金国庫負担金につきましては、介護給付費負担金882万9,000円の減、国庫補助金につきましては、調整交付金といたしまして554万円の追加、地域支援事業交付金の介護予防事業費といたしまして13万9,000円の減、合わせまして540万1,000円の減でございます。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金といたしまして1,556万8,000円の減、地域支援事業支援交付金といたしまして16万7,000円の減、合わせまして1,573万5,000円の減でございます。

県支出金県負担金につきましては、介護給付費の負担金803万8,000円の減、県補助金につきましても、地域支援事業費交付金の介護予防事業費分といたしまして7万円の減、いずれも保険給付費の負担割合に伴いますものでございます。

90ページに移りまして、財産収入の財産運用収入利子及び配当金につきましては、基金利子3000円の減、繰入金一般会計繰入金といたしまして、保険給付費の負担割合に伴います介護給付費繰入金648万8000円の減、その他一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金60万6,000円の減、地域支援事業繰入金介護予防事業分が7万円の減、包括的支援事業の任意事業が197万9,000円の減でございまして、合わせまして914万3,000円の減でございます。

繰入金の基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金1,684万8,000円の減、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金といたしまして、第1号被保険者保険料の軽減分の繰入金3万5,000円の減でございまして、合わせまして1,688万3,000円の減でございます。

次に、92ページに移りまして、歳出でございますが、総務費の総務管理費一般管理費につきましては、包括支援センターの嘱託職員の賃金32万円の減、徴収費の賦課徴収費につきましては、通信運搬費32万1,000円の減、認定審査会費の認定調査等につきましては財源更正でございます。

保険給付費につきましては、介護給付費の負担割合に伴います介護給付費繰入金648万8000円の減、その他一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金60万6000円の減、地域支援事業繰入金介護予防事業分が7万円の減、包括的支援事業の任意事業が197万9000円の減でございまして、合わせまして914万3000円の減でございます。

1床限加増に充当しましては、いよいよ争未夫館によりま 9 争未育の兄弟めによる減額でございますし、介護サービス等諸費居宅介護サービス給付費につきましては財源更正、地域密着型介護サービス給付費につきましては914万8,000円の減、施設介護サービス給付費につきましては3,100万8,000円の減、居宅介護住宅改修費につきましては115万8,000円の減、居宅介護サービス計画給付費につきましては59万2,000円の減、合わせまして4,190万6,000円の減でございます。

95ページに移りまして、介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費の230万7,000円の減、介護予防サービス計画給付費につきましては65万3,000円の減、合わせまして296万円の減でございます。

高額医療合算介護サービス費につきましては96万6,000円の減、特定入所者介護サービス費につきましても、606万3,000円の減でございます。

地域支援事業の介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、生活機能評価によります特定高齢者介護予防教室の実績見込みによりまして、委託料55万7,000円の減でございます。

96ページに移りまして、包括的支援事業の任意事業の地域包括支援センターの運営費につきましては財源更正、任意事業につきましては介護用品の購入費の助成といたしまして、扶助費280万円の減でございます。

諸支出金の償還金および還付加算金につきましては、過年度の補助金、交付金の返還金として35万5,000円でございます。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金12万円の減、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金といたしまして、預金利子の8,000円の追加でございます、合わせて11万2,000円の減でございます。

繰出金他会計繰出金につきましては、前年度決算に伴います超過負担分といたしまして一般会計繰出金46万4,000円を追加させていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。93ページの施設介護サービス給付費に関わってですけれども、待機をされている方の延べ人数となるとは思いますが、その人数について答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)お答えを申し上げます。施設給付サービス費の減額に伴っての人数等の関係でございますが、全体の数字を言います前に、予算との調整の比較でご説明したいと思います。

当初予算で見込んでおりましたのは、施設給付については、特別養護老人ホーム関係で、だいたい180人分、これは月の計算でございます。老健施設についても月25人分、療養型の病床につきましても月23人分を見込んでおまして、予算的にはこの3施設で月当たり128人分見込んでおります。

実績で換算をしていきますと、特養の関係については、月当たり72.5人というふうな人数になっておりますし、老健につきましても23.75人というふうな形になりますし、療養型につきましても18.5人ということで、この3施設を月平均にトータルしますと114.75人ぐらいの計算になります。

したがって、当初予算で見込んでおります3施設の月当たり128人が実績では月当たり114.5人ということで約115人ございまして、この差を実数に直していきますと、月当たり13人ぐらいが減になったということでございまして、それぞれ、今は月で申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう1点、ちょっと漏らしまして申し訳ございませんでした。入所の特養等の待機の状況というふうなところのご質問かと思いますが、県下にはたくさんの特養の施設がございますが、一定管内の状況でご説明をしたいと思っております。

町内にはやまびこことゆりの郷がございますし、愛知郡で進めてまいりました菊水園の施設がございます。4月の時点、4月21日時点での状況でございますが、やまびこにつきましては、全体で184人というふうな入所申し込みがご

ざいまして、そのうち町内の方は39名と伺っております。ゆりの郷につきましても、全体では145名の入所申し込みがあるようでございまして、そのうち愛荘町の方については26名の申し込みがあるように伺っております。菊水園につきましても、77名の全体の申し込みがあるようでございまして、うち9名が愛荘町内の方が申し込みをされているというふうな状況でございまして、町内のやまびこ・ゆりの郷の2施設でいきますと329人の方の申し込みのうち、65人が愛荘町内の方ということで、だいたい5分の1ぐらいの方が愛荘町内の方の申し込みの状況になっております。ちなみに、現在の入所状況につきましては、50床の中で半数以上が町内の方が入所をいただいていると、こういうふうな状況でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長をします。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。今、町内で2施設で65人という数を出されましたが、この数が町内の2施設における町内の待機者の方の数というふうにご把握してよろしいですか、65人。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)あくまでも、これにつきましては申し込みの状況の絶対数でございまして、施設につきましては他の市町村から重複で申し込みをされておられますので、この分については把握することは困難でございますので、あくまでも実数ということでご理解いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。

承認第13号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。

先ほども質疑させていただいた訳ですけれども、施設介護サービスに関わりまして、サービス給付費は3,100万8,000円減額になっており、状況までは把握できないわけですが、予定よりも月13人減になったということです。全国的な傾向と変わりなく、また町内にも施設入所待機者がかなりおられるとのことでした。全国的に国が支援しての施設整備を行い、待機者をなくしていくことが必要なのに、抜本的な手立てを行わない国の姿勢を批判して、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います。

承認第13号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)の専決処分について、賛成討論を行います。

介護保険被保険者の確定に伴う保険料の収入見込みや、国・県・支払基金の負担金、交付金等の額の確定による歳入の精査をされたものであります。また、歳出については、保険給付費の実績見込みや、事務経費の節減に伴う事業費の精査等により、歳入歳出を調整をされたものであり、介護保険事業計画に基づき、適正な事業運営に努められており、補正予算の専決処分を承認し、賛成するものであります。議員各位におかれましても、ご理解いただき承認いただきますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第13号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第13号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第18、承認第14号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の98ページをご覧くださいと思います。承認第14号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認をお願いするものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月26日付けをもって専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

99ページでございます。平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,900万円とするものでございます。

事項別明細につきましては102ページでございます。まず、歳入でございます。財源につきましては、前年度繰越金4,400万円を充当をさせていただきます。

歳出につきましては、教育費保健体育費学校給食費の工事請負費といたしまして4,400万円を追加させていただいたものでございます。

これにつきましては、学校給食センター造成地において、産業廃棄物が出てまいりました。その搬出処理費用として追加補正をさせていただいたものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。午前中の西澤久仁雄議員の一般質問にもありましたが、私はこの専決が云々、悪い、良いということではなくして、先ほどの話で売り主さんの瑕疵担保云々という話があった際に、教育次長さんが最後の方に小声で「地主さんの負担は困難と違うか」と、こういうことを言われたと思います。ちょっと伺いますが、愛荘町には顧問の弁護士さんはおられるのですか、おられないんですか、どうなんですか。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)町の顧問弁護士につきましては、おります。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。民法570条の規定を持ち出されまして、どういのですか、前の地主さんの負担は困難とおっしゃるということは、瑕疵担保ということがなかったということで、そういうことになるわけですか。実際、本町は4,400万円の現実に被害を被っているわけです。それで、決して隠れた瑕疵がなかったと、果たして言い切れるものでしょうか、その辺はどういう見解ですか。

先ほどもおっしゃったように、瑕疵担保責任を買い主側が請求する場合は、買った、いわゆる町側の方が産業廃棄物の存在を知っていたか、知らなかったかと、こういうことも非常にポイントになってくる問題ですので、買取のときに、そういうことを知っていたら、もう損害賠償の対象外ですし、今までの話をお聞きしますと、4月の中旬にまとめてわかったというようなことですので、先ほどおっしゃった民法570条というのは、その事実を、瑕疵を知った日から1年以内で、もうこれはご承知のとおりだと思いますが、時効ということになりますので、仮に瑕疵と言いますか、産廃を発見したのが4月であれば、来年の4月でもう損害賠償請求はできないと、こういうことに私のうろ知識ですが、その

ように思うのですが、先ほどもおっしゃった元売り主、教育次長さんがおっしゃった「元売り主さんに負担してもらうのは困難ではないか」という、こういうことでは、果たして私も納得しませんし、愛荘町の町民の皆さん、そんなことで納得されると思いますか。その辺の見解をちょっとよろしくお願ひしたいと、このように思います。以上です。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、私から瑕疵担保責任についての問題について、ご答弁を申し上げます。確かに、4月の中旬に掘削していたら出てきたということで、現時点ではわかっているわけなのですが、あくまでも一般論として、先ほどは教育次長が申し上げたわけなのですが、民法570条、瑕疵担保責任という項目があります。瑕疵担保責任というのは、いわゆるその当時に、本当に、平成17年に売買をしていますので、その平成17年度の売買当時に、いわゆる産廃物が埋まっていたかどうかというのが一番のポイントになってくるわけです。その当時、知っていたか知っていなかったかが重要なポイントになる。これにつきましては、弁護士にも若干は聞いております。

しかしながら、そのときに、先ほども答弁で申し上げたと思うのですが、公共事業による一般土地売買契約書でもって購入しているわけです。しかしながら、先ほども農地転用あるいは無断転用の話をさせていただいたと思うのですが、そのときに既に無断転用部分には、ある程度何か埋めてあったということで、農業委員会の指導にもとづいて、それを撤去した。また、その資材置場としての農地転用が認められておりましたので、そこに資材を置いてあったというのも事実です。ですから、そのときに全く知らなかったかどうかというのは、ポイントになると思うのです。それは17年3月の話ですので、それは職員も確認しておりますし、農業委員会の委員も確認しておりますので、ですから、困難ではないかと、いわゆる元の地主に負担を課せるのは無理ではないかということとして、それは限定したわけでもございませんので、今後その当時に遡って、賠償経過とか、協議の内容を精査させていただいて、適正に、それらにつきまして、当然今おっしゃったような顧問弁護士もおいでになるわけですから、調整しながら判断をしていきたいということですので、ご理解をいただきたい。今、請求するとか、せんとかということとは、はっきりとは言えませんので、ご理解をいただきたい。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。ぜひとも、うやむやにしないように、弁護士さんとも相談されまして、みんなが納得できるように説明いただければ、それで済むと思いますので、できないものはできない、できるものはやるべきだということで、その辺をこれからも見極めてやっていただきたいと、このように思います。終わります。

○議長(辰己 保君)ほかにも質疑ありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。このことについては、全協や先ほどの一般質問などでも縷々訴えられていることですので、同じことを繰り返すということはありませんけれども、今も質疑ありましたように、今産業廃棄物そのものについての調査も行われていることですので、そのものについても含め、物質的なことも含めて、産業廃棄物について十分調査した上で、町民に対する説明責任を果たしていただくことを求めますので、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、先ほども、たぶん答弁申し上げたと思うのですが、繰り返しになるかと思いますが、いわゆる平成10年12月から廃処法、いわゆる廃棄物処理法が改正されまして、埋め立てにつきましては、廃処法が改正前は届け出が必要でございました。だから、改正後は届け出が必要になったわけなのですが、それまでに、コンクリート塊とか、アスファルト塊、木屑等が入っていたというようなことでございまして、その当時は建設系産業廃棄物の安定型産業廃棄物ということで、法的には認められている。自分が出したものを自分の土地に埋める行為については違法行為ではないと、不法投棄にはならない。しかし、それは有害物質等を埋めていたということであれば別なのですけれども、いわゆる試掘の段階では有害物質は検出されてません。

しかしながら、事が大きくなりましたので、念には念を入れて土壤検査をさせていただいている状況ですので、今のと

ころ、中味は建設廃材ということしか認識はいたしておりません。以上です。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。私は十分調査をした上で、町民に対して説明責任を果たしてほしいということをお求めているので、それに対する答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)当然、既にマスコミ上で報道されておりますので、その結果につきましては公表する予定で進めておりますので、はい、十分説明はさせていただきたいというように思っております。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、質疑を行います。

この6月会、大変専決処分が多くなっておりますが、専決処分について、町長もご存知と思いますが、議員必携の中を讀まさせていただきますと、町村長と議会の関係を調整する手段の1つとして町村長の専決処分があると。専決処分とは、議会の権限に属する事項について、町村長が議会に代わって意思決定を行うことであり、専決処分をすれば議会が議決したものと全く同じ法律効果を生ずると、したがって、議会としては、その慎重な運用を真剣に見守らなければならないということがあります。

そこで、また議会の報告も、ここにもあります。町村長が専決処分した場合には、次の議会において報告をし、承認を求めなければならない。次の議会とは、専決処分したあと、招集される議会の最初の本議会を言い、臨時議会も含むとされております。

また、この承認は町村長が議会に代わって行った意思決定の責任を解除する重要な意味を持つものである。したがって、議会は承認を求められたら慎重な検討を加えた上で、承認・不承認を決めるべきであると、もし、招集する暇があったと思われるのに、町村長が主観的に暇がないとして専決処分をしたということがあれば、議会として愕然たる態度で、不承認として、町長に反省を与え、今後を戒めるべきであるということになっております。

私が訴えているのは、全員協議会でもそうですけれども、議会運営委員会のもそうです。19日の日に町長が議長に頼んで、委員長・正副議長、集まってくださいと。それも夜の8時半から近々です。それが4,400万円のことなのです。今の給食センターの産業廃棄物の専決処分をお願いしたいと。なぜ、その20日でもよかったわけです。あくる日でも、委員長また正副議長も近々、緊急性があってやむを得ないという結びをしたわけです。町長は20日ほどにおられましたか。互助会の沖縄旅行に行っておられたでしょう。

21日でも何日でもかまいません。町長、笑っているところではないのですよ。我々、夜遅くまできてやっているのに、あなた笑っているのですか。そんな中で沖縄旅行に行けますか。それもまた26日に、何度も言いますけれども、ミニコミ紙に、全員協議会に諮ってもいないのに情報が漏れると。そのときの答弁は26日の全協でもよかったのだと。我々19日に集まった各議員は、何だったのですか、我々集まった議員は。

町長はいろいろな答弁をされております。4,400万円、高額な専決は今までしたことがなかった。町民に知らせなければいけないと。我々議員が一旦そのときに正副議長も委員長もいっただと決めているのにもかかわらず、そのような態度をとったのは、私は遺憾であります。再度、本当に理解のできる答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)この問題は非常に重大であります。それと合わせて、緊急性がありました。そういうことから、私も専決をさせていただきたい。やはり、議会を招集させていただくとすると、これは先ほどのご質問にもお答えしましたとおり、議会や議員や事務局、あるいは執行部の日程調整にも、やはりいきなり臨時議会をさせていただきたいというの、やっぱり無理がありますし、専決でこれをさせていただいて、一日も早く、その処分ができるようにしたいというふうに考えたところであります。

19日は確かに議長の裁断もいただいて、招集をいただき、議長・副議長・委員長の招集をいただいて、この専決もやむを得ないだろうというところは、確かにいただきました。

私は、そういうことで、議会のご承認は得られるかなという感触は得ましたけれども、今も本田議員がおっしゃったように、4,400万円という高額な専決処分は、私は10年間の町行政の中でもやったことはありません。町長もずっとやらせていただきますけれども、やはり、これはまいかに専決とは言えども、事前に議員の議会の大方の理解を得ておくというのが普通のやり方であろうというふうに思っております。

小さな緊急性のものは、これは私の裁量でやってもいいかなと思いますけれども、事これだけのものを6人の議長・委員長と言えども、全議員の皆さんに、やはり知らせてからでない、これは「実は専決しました」ということで、いくら私の権限に属することであるにしても、それでやはり、これはきちんと議会運営あるいは、あとで承認をもらうわけですから、それは果たしておこうというふうに考えて、拙速は避けるべきというふうに考えて、皆さんに知らせていただいて、そしてうえて専決をしようというふうに考えたのが20日です。

21日、確かに職員との互助会の旅行に行きましたけれども、金土日ということでございましたが、これはやはり皆さんに知らせておかないといけないというので、携帯で全議員に、それ以外の議員さんにも、「事態について説明をし、専決にきたいと思っておるのでご理解を賜りたい」と、こういうことを全議員に連絡をさせていただきました。

これも先ほども申し上げましたとおり、それはちょっといろいろ問題があるということと言われた議員ももちろんおられるし、それで帰ってからも、そうしているうちに26日に全員協議会があると。これは2、3日のことで、これを臨時会は開けないにしても、やっぱり皆さんに報告しただけ、連絡しただけではなしに、一応議論をいただいて、理解を得ていただく、こういうふうに考えたところでありまして、私としては、4,400万円の専決を自分の裁量だけでやってしまおうということについては、躊躇しました。やはり、これは全議員にきちんと全員協議会の場というのものもあるわけですから、そこで理解をいただいてから、やるということとさせていただきます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。この件については、賛成はさせていただきますが、ただね、町長、26日に全員協議会がありました。ならば、そのときに我々も、先、議長も副議長も、各委員長も、そのときに言ってもらえばよかったのです。こういう専決をするのだと。

今、町長が全議員さんに知らせなければいけないと、普通、知らすのに、携帯電話で知らすということはありません。自分の車なり足を使って、こういう案件があるのだからということで動くのが普通と違いますか。沖縄から電話しているのでしょうか。そんな沖縄から携帯電話して各議員さんに理解を求めるといふ、こんな専決ありますか。どう思われます、町長。私が逆の立場でしたら、自転車でも各議員さんのところへ行きます。歩いてでも行きます。それを、沖縄から携帯でと。ちょっとおかしくありませんか。

それと、26日してもらうのは結構です。何も言わなかったのです。夜遅くまで、8時半から11時過ぎまで我々集まって、いろいろな議論をした結果、その議論した結果が何だったのかなど。意味はないと思いませんか。26日の全協を知らなかったとか、知っているとか。町長の日程だとわかるでしょう。なぜ、26日全議員を集めて、町長が今おっしゃっている、しても何も起こらないのです。各議員さんも貴重な時間を、緊急性で議長の招集で集まったのです。それをわかってくれますか。みんな時間調整でそういうふうにしたのです。町長は何もわかっていないでしょう。

○町長(村西俊雄君)はい、ちょっと。

○15番(本田秀樹君)まだ、話しているのですよ。私もしゃべりたいと、今度から手を挙げますよ。ただ、むやみに怒っているのじゃないのです。そういう思いで私は言っているだけです。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)20日に、私も翌日専決するということも考えました。しかし、これだけのことを、議長・委員長に集まっていたけれども、そこは議決機関ではありません。専決は私の責任であるわけですから、これはやはり

り、事の重大性から、こういう密室で決めたらだめだと、密室で決めるよりも、やっぱり皆さんのところで、堂々と議論していただく。何もすべてがそういうところで決まっていったら、これは大変なことだと思います。

そういうことで、私はできるだけ、皆さんにも知っていただく、それが大事だというように思いました。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。今ほど、町長さん、密室というような言葉を発言されたのですけれども、議長にお願いしたのは、あなたからしたのと違うのですか。聞いてからで発言はよろしいですけれども。密室というような言葉を、あなたがいろいろな発言をあちらこちらで言うのが、密室というのですよ。ねえ。経過だけ言うと、14日に既にあなたは議長と、正副にお話をしてあるのでしょうか。経過を聞いてみると。19日に、町長自らがそういう発言がありました。議長も発言したし。そんな密室というようなことを、誰がいつ密室でしましたか。あなたが沖縄に行っていることこそ、私らにはわからない密室と一緒にです。そのような、町長、この公の議場で、そのような発言は取り消さないといけない、違いますか。

町長から議長にお願いし、緊急に19日に寄ってもらったのでしょうか。私らも寄りました。これは密室と違いますでしょう。町長が私の家に来て、こそとして決めたものでもないし、堂々と毅然とした態度で招集をかけて寄ってもらったのだと、あなたはなぜ、それだけのことが言えないのか。これが一番、あなたの今聞いていると、何も密室と違うじゃないですか。堂々とした場と違いますか。これは、あまりにも町長、心外です。もう少し、ちょっと、町長、発言に自信を持って言ってくれないと困るな。諸々は言いませんけれども、ねえ、こうやってあがってきた以上は、認める者、反対者がおるかも、それは知らん。

認める者は認めるというだけの議論を尽くしてきたのでしょうか。今日、この場までに。そうしたら、もっと先ほどのように、町長らしさの毅然とした態度で、ものを発言してもらわないと困ります。それについての一度、答弁をもらいましょうか。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)密室というのは、ちょっと表現は適切でなかったかも知れませんが、議会と執行部、そして、その裏にはやっぱり住民がおられるということを、常に考えて、開かれた議論をするというのは非常に大事な事かと思えます。

そういう意味で、19日、20日の専決のタイミングがあったわけですが、それだと全く他の議員さんにも知らされないままというのは、私の良心がどうしてもやはり許さなかったというところがございまして、1軒1軒回ってということもございしますが、あと10人おられる、副町長にもお願いした人もございまして、それはできるだけ早く10人の方にお知らせをしたい、電話連絡ですら、やはりなかなか通じませんでした。お一人の方に3回、4回とした方もおられるぐらいの状況でございましたけれども、自分なりに、それで誠意を尽くしてやらさせていただいたつもりでございまして。そんなことで、今回こういう専決になりましたが、これは乱用してはならんと、こういう長に与えられた権限ではありますけれども、決して乱用してはならんし、やはり専決した場合には、あとで承認をいただかなければならないわけですから、事前のそういう説明というのは、ものによっては大事かというふうにも今思っておるところでございまして、今後とも、この議会運営等、執行部の関係については大事にしていねいにさせていただきたいというふうに思っておりますので、今回ちょっとこういうことがございましたが、これを十分教訓にして、今後とも執行に努めてまいりたいと思えます。

どうかご承認のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)9番、小杉和子君。

○9番(小杉和子君)小杉和子です。竹中議員さんが、正副議長は14日に聞いているのと違いますかというご意見をいただきましたけれども、私は17日に教育次長から聞かされて、初めてわかったことです。それだけ訂正しますの

で、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、反対討論を行います。

承認第14号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。

私は、この内容については必要な経費であるとの認識を持っています。この事案が発覚したのが、4月の中旬であるとのこと。できるだけ早い対処をされていたなら、緊急かつやむを得ない場合という適切な専決処分にあたり、問題ないと認識しますが、約1ヵ月後の定例の全員協議会の席場で専決処分をしたいとの町長発言がありました。本来、町長が議案を提案し、議会がそれを議決してはじめて執行されるのが正しい道筋です。日程から言っても、5月26日に臨時議会を開き、専決処分ではなく、議決することは十分できたのです。にもかかわらず、5月26日に専決処分にしたということは議会軽視であり、町長の判断と姿勢を批判します。

ならびに、産業廃棄物については、先ほども答弁でお伺いしましたが、十分調査した上で、町民に対する説明責任を果たすことを訴えて、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、賛成討論を行います。

先ほどは意見ということでご理解願いたいと思います。承認第14号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について、賛成を行うものであります。給食センターの予定地に産業廃棄物が出てきたと、やはりこれは速やかに行政が出していかなければいけないということがあります。今、造成工事にもかかっています。その造成工事の方にも迷惑がかかるならば、早急に専決を承認したいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第14号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第14号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月10日から6月23日までの14日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、6月10日から6月23日までの14日間、休会することに決定しまし

た。本日はこれで延会します。

再開は、6月24日木曜日です。当日は午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

大変ご苦勞さまでした。

■愛荘町議会議事録

お問い合わせ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成22年6月愛荘町議会定例会

2日目(平成22年6月24日)

開会:午前10時15分 閉会:午前11時17分

議会日程

- 日程第 1 議案第27号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第28号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第29号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第30号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第 5 議案第31号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第32号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第36号 彦根市と愛知郡愛荘町との境界変更の申請をすることにつき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第37号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第38号 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 選挙第 7号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10

- 追加日程第 1 議案第39号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)
- 追加日程第 2 議案第40号 平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程第 3 議案第41号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 意見書第2号 滋賀県立愛知高等学校の存続を求める意見書
- 追加日程第 5 議案第 1号 議事録について

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。6月定例議会の最終日を開会させていただきます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、暑ければ上着を脱いでいただければ結構です。

◎議案第27号・28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第1、お手元の議案書103ページ、議案第27号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案書105ページ、議案第28号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)それでは、議案第27号、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書103・104ページと説明資料27ページをご覧ください。新旧対照表につきましては28ページから30ページに記

載しておりますので、ご参照ください。

改正理由といたしましては、育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う町条例の一部改正でございます。

一部を改正する条例の要旨につきましては、第8条第2第1項および第2項中、「職員の配偶者でその子の親である者が、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項においても同じ」を削るものでございます。

第8条の3第4項中と3項中につきましては、項番号および引用規定の整理でございます。

第8条3第2項中の「災害その他避けることのできない自由にに基づく臨時の勤務を除く」を削るものでございます。

第8条の3に次の1項を加える。「任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。」でございます。

付則といたしまして、この条例は、平成22年6月30日から施行するものでございます。

ただし、次項の規定につきましては、公布の日から施行するということで、経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求、同条例第8条の3第2項の規定による請求または施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができるというものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号、愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書105から106ページと説明資料32ページをお開き下さい。新旧対照表につきましては33ページから36ページに記載しておりますので、ご参照ください。

改正理由といたしましては、育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う町条例の一部改正でございます。

改正する条例の要旨につきましては、第2条中につきましては、第1号・第2号・第5号および第6号を削るものでございます。

第2条の次に次の1条を加えるということで、「育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間」を規定するものでございまして、第2条の2といたしまして、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は57日間とする。

第3条の見出しを次のように改めるということで、「育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情」ということで、第3条第1号中につきましては、第5条の改正に伴う規定の整理でございます。

第3条第4号中につきましては、「当該育児休業をした職員の配偶者が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したことを「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業した)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改めるものでございます。

第3条第5号中につきましては、法改正による字句の整理で「再度の」を削るものでございます。

第5条中、「次に掲げる事由」を、「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改める。

第5条中につきましては、第1号および第2号を削る。

第9条中につきましても、条項の整理でございます。

第10条第1号中「育児時間勤務」を「育児時間勤務/育児休業法第10条第1項に相当する育児時間勤務」

これより、議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第28号、愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号・30号・31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第3、議案第29号滋賀県自治会館管理組合同規約の変更について、日程第4、議案第30号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、日程第5、議案第31号滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更についてを、一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)それでは、議案第29号、滋賀県自治会館管理組合同規約の変更についてを説明させていただきます。

議案書107・108ページならびに説明資料37・38ページをお開きください。

変更理由といたしまして、平成22年3月21日から近江八幡市および蒲生郡安土町が廃され、その区域をもって近江八幡市が設置されたことに伴い、本組合を構成する地方公共団体の数に変更されたため、規約の変更について地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

滋賀県自治会館管理組合同規約の一部を次のように改正するということで、別表第1および別表第2第3区の項中、「安土町」を削る。

付則といたしまして、この規約は滋賀県知事の許可のあった日から施行するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更についてを説明させていただきます。

議案書109・110ページならびに説明資料39ページをお開きください。

変更理由といたしまして、平成22年3月21日から近江八幡市および蒲生郡安土町が廃され、その区域をもって近江八幡市が設置されたことに伴い、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を次のように改正する。別表中、「安土町」を削る。

付則といたしまして、この規約は滋賀県知事の許可のあった日から施行するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号、議案書111から112ページ、説明資料40ページをお開きください。

変更理由といたしましては、平成22年3月21日から近江八幡市および蒲生郡安土町が廃され、その区域をもって近江八幡市が設置されたことに伴いまして、滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の一部を次のように改正する。別表中、「安土町」を削る。

付則といたしまして、この規約は滋賀県知事の許可のあった日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより、議案第29号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第29号、滋賀県自治会館管理組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第30号、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第31号、滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6、議案第32号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)議案第32号、契約の締結につき議決を求めることについてを、ご説明いたします。
議案書113ページをお開きください。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるでございます。

1契約の目的平成21年度工事(繰越)第69号

町道松尾寺野瀬線道路改良工事

2変更契約の金額変更前の契約金額7,738万800円

変更後の契約金額7,889万3,850円

3契約の相手方滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地5

竹山建設株式会社

代表取締役竹山文一

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第32号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第36号彦根市と愛知郡愛荘町との境界変更の申請をすることにつき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは議案書の117ページでございます。

議案第36号、彦根市と愛知郡愛荘町との境界変更の申請をすることにつき議決を求めることについて。

彦根市と愛知郡愛荘町との境界を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第7条第1項の規定に基づき滋賀県知事に申請するため、同条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

境界変更の理由につきましては、別冊の説明資料の41ページをご覧くださいと思います。境界変更の理由に

つきましては、土地改良法に基づく県営経営体育成基盤整備事業(稲枝東地区)の施行に伴い、彦根市と愛知郡愛荘町との境界を変更する。これにより、両市の境界をあいさつとせしめ、境界の明確化を図るものでございませ

議案書の118ページをご覧くださいと思います。変更調書でございます。彦根市に編入する区域および愛荘町に編入する区域につきましては、変更調書に記載のとおりでありまして、愛荘町長野字六反地(ろくたんじ)、同じく字鯉橋(かつおばし)の地先、および彦根市肥田町字古川(ふるかわ)、同じく字井(い)ノ上(のうえ)、同じく字友田(ともだ)、同じく字加久呂(かくろ)、同じく字位田(いんでん)の地先でございます。

この境界変更によりまして、彦根市につきましては916.73㎡の減少、愛荘町につきましては916.73㎡の増加ということになります。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第36号、彦根市と愛知郡愛荘町との境界変更の申請をすることにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、議案第37号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の119ページからでございます。議案第37号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,058万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,958万8,000円とするものでございます。

以下、事項別明細から説明をさせていただきます。125ページをご覧くださいと思います。今回の補正予算につきましては、新たに補助金、あるいは助成金について内示をいただいたものにかかります各事業をあげさせていただきました。また、そのほか人件費につきましては、平成22年4月1日付けをもって人事異動を行いました。その関係によりまして、補正予算を計上させていただいたものでございます。

まず、歳入の方からでございます。詳細につきましては、過日の全員協議会で詳しく説明をさせていただきましたので、主に説明欄を読み上げながら説明をさせていただきたいと思います。

歳入、国庫支出金委託金、これにつきましては、子ども手当事務事業委託金といたしまして13万6,000円の追加、県支出金の県補助金につきましては、介護施設等開設準備経費補助金480万円の追加、それから緊急雇用創出特別推進事業補助金については433万8,000円の追加。

次に、委託金につきましては、子ども輝き人権教育推進実践活動費委託金といたしまして12万円の追加でございます。

次に、前年度繰越金につきましては987万2,000円の追加でございます。

次に、諸収入の雑入でございます。長寿社会づくりソフト事業費の交付金といたしまして114万4,000円の追加、伝統文化子供教室事業助成金17万8,000円の追加でございます。

次に、歳出でございます。議会費につきましては、議員の研修費用といたしまして7万円の追加でございます。

次に、総務費総務管理費につきましては、人件費それから愛荘町中学校柔道部事故検証・対策検討委員会の委員謝礼の追加、合わせまして144万7,000円の追加でございます。

次に、企画費につきましては、新規自治会メイトタウン島川の設立支援事業補助金としまして28万4,000円の追加でございます。電子計算費につきましては、電算システム開発業務委託73万5,000円の追加でございます。公平委員会費につきましては、4万2,000円の追加でございます。

次に、徴税费の関係につきましては、人件費でございまして665万5,000円の減額でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましても、人件費で492万円の減額でございます。

次に130ページに行きまして、選挙費、参議院議員の選挙費でございます。これにつきましては、予算更正でございます。

次に、統計調査費統計調査総務費につきましては、人件費で30万5,000円の追加でございます。

次に、民生費社会福祉費社会福祉総務費につきましては、人件費および介護施設等開設準備経費補助金480万円を含めまして1,476万5,000円の追加でございます。

次に、社会福祉施設費につきましては、人件費で25万円の減額、それから国民健康保険費につきましても、人件費で469万2,000円の追加でございます。

次に、社会福祉費介護保険費につきましては、人件費および介護保険事業特別会計繰出金、合わせまして233万9,000円の減額でございます。後期高齢者医療費につきまして、人件費で178万6,000円の減額でございます。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費につきましては、人件費の予算更正と子ども手当の認定通知の通信運搬費と事務経費で、合わせまして13万6,000円の追加でございます。保育園費につきましては、人件費で435万5,000円の減額、それから児童福祉施設費につきましても、人件費で476万6,000円の減額でございます。

次に、衛生費保健衛生費保健衛生総務費につきましても、人件費で99万2,000円の追加でございます。環境衛生費につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合負担金597万3,000円の追加でございます。保健衛生諸費につきましては、人件費で365万円の追加でございます。

次に、健康増進事業費につきましては、女性の健康支援にかかる実態調査、あるいは今後の具体的な支援のあり方の検討を図るための費用といたしまして114万4,000円の追加でございます。

次に、労働費労働諸費失業対策費につきましては、人件費で433万8,000円の追加でございます。

農林水産業費農業費農業総務費につきましても、人件費82万5,000円の追加、農地費につきましても、同じく22万7,000円の追加でございます。

次に、商工費の商工総務費につきましては、これにつきましても人件費で234万2,000円の追加でございます。

次に、土木費土木管理費土木総務費につきましても、人件費で982万円の減額でございます。道路橋梁総務費、こちらも人件費で34万4,000円の追加でございます。道路新設改良費につきましては、不動産の鑑定手数料といたしまして59万1,000円の追加でございます。

次に、住宅費小集落地区改良事業費につきましては、人件費および測量設計業務委託料、合わせまして225万2,000円の追加でございます。

消防費の防災対策費につきましては、県防災ヘリコプターの搭乗隊員の人件費といたしまして2万6,000円の追加でございます。

教育費教育総務費教育総務費に人件費といたしまして274万2,000円の追加でございます。教育総務費

教育費、保健費、福祉費、事務費、町民センター費、人件費、広報費、その他費の追加でございます。教育費等六費につきましては、愛知中学校区の人権教育推進実践活動事業講師謝礼等、活動事業の予算をあげさせていただいております。合わせて滋賀県科学教育振興委員会負担金、合わせまして16万円の追加でございます。

小学校費の学校管理費につきましては、人件費といたしまして5万4,000円の追加でございます。幼稚園費につきましても、人件費598万の追加でございます。

次に、社会教育費公民館費、人件費といたしまして10万円の減額、図書館費につきましても、人件費といたしまして39万3,000円の追加でございます。びんてまりの館費につきましては、子どもびん細工手まり教室の関係費用6万9,000円を追加いたしましたものでございます。

なお、144ページの補正予算給与費明細書、特別職の関係につきましては、報酬で4万2,000円の追加となっております。これは公平委員の追加分でございます。

145ページにつきましては、一般職の給与費の明細というところで、人事異動に伴うものが主なものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願を申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。134ページの環境衛生費の彦根愛知犬上広域行政負担金のところについて質疑します。

この負担金については、私なりに調べましたところ、建設推進室分の負担金とのことで、負担割合が均等割20%・人口割80%とのことです。お聞きしたところでは、住民一人当たりの負担が彦根市233円・愛荘町303円・豊郷町444円・甲良町424円・多賀町423円となるそうです。均等割があるために、人口が多い彦根市の負担が軽く、人口が少ない町ほど負担が重くなる仕組みになるようですけれども、愛荘町においても、住民一人当たり70円ほど、彦根市より負担が多くなっております。

このような人口の多いところは負担が軽く、人口が少ない町ほど負担が重くなるという仕組みについて、執行部は善処の方法を考えないのかどうか、答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)環境対策主監。

○環境対策主監(西川作男君)ただいまの瀧議員の質問にお答えいたします。

本年3月1日に、新しいごみ処理場を建設する事業主体といたしまして、彦根愛知犬上広域行政組合が誕生しました。そして、去る4月12日に組合の臨時議会が開催され、愛荘町の負担金は597万3,000円が議決されたところでございます。

一部事務組合の財務につきましては、普通地方公共団体の財務に関する規定が準用されておまして、経費に関する支弁の方法については、地方自治法の287条第1項により、組合規約の事項として定めることとなっております。負担金の割合を定める方法は、一定額を均等割にし、残額を人口・世帯・利用割等により案分する手法、市町の財政規模に応じて負担する方法がございまして、これらの組み合わせが考えられます。

平成12年に彦根犬上広域行政組合が設立され、負担金については平成12年11月に近傍類似団体を参考にされ、均等割20%・人口割80%として負担金が決定され、条例化されたと聞いております。

愛荘町におきましては、彦根愛知犬上広域行政組合に参加したもので、負担金割合は先に決まっていたルールを踏襲し、彦根愛知犬上広域行政組合で議決されたものでございます。また、愛荘町が加入しております愛知県広域行政組合の負担金、また湖東広域衛生組合の負担金からみても、均等割は20から30%・人口割は70から80%で、大きな変わりはなく、均等割20%・人口割80%は、社会通念上適正だと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。
これより、議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第37号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9、議案第38号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第38号をご説明させていただきます。議案書の146ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,089万円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきますので、149ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算につきましては、包括支援センター嘱託職員の人件費および被保険者資格喪失等によります保険料の更正に伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金その他一般会計繰入金といたしまして、嘱託職員人件費にかかります事務費繰入金250万円の追加、繰越金といたしまして、前年度繰越金12万円の追加。

次に150ページに移りまして、歳出でございますが、総務費一般管理費につきましては、職員の育児休業休暇に伴いますケアマネジメント員の通勤手当・賃金、合わせまして245万円の追加、認定審査会費認定調査費等につきましては、介護認定調査員の通勤手当5万円の追加、諸支出金第1号被保険者保険料還付金につきましては、被保険者資格喪失等によります保険料還付金12万円を追加させていただくものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第38号、平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎選挙第7号

○議長(辰己 保君)日程第10、選挙第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題にします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に、副町長宇野一雄君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇野一雄君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宇野一雄君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました宇野一雄君が議場にいますから、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。ただいま議案3件、意見書1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1議案第39号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第39号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,618万8,000円とするものでございます。

事項別明細につきましては4ページでございます。

まず、歳入につきましては、繰入金基金繰入金財政調整基金繰入金といたしまして2,340万円の減額でございます。歳出につきましては、総務費徴税費賦課徴収費の納期前納付報償金といたしまして50万円の追加、土木費都市計画費下水道費の下水道事業特別会計繰出金といたしまして2,390万円の減額でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第39号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議案第40号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)追加議案書5ページの議案第40号、平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億2,657万4,000円とさせていただくものでございます。

8ページの事項別明細書の歳入の部をお開きください。今回の補正理由といたしましては、一括納付を希望されます下水道加入者、新たな3件が確定いたしましたので、歳入歳出それぞれ所要の調整を図るものでございます。

歳入の分担金におきまして、受益者分担金3,100万円を追加するものでございます。また、一般会計からの繰入金におきまして、財源調整のため2,390万円を減額するものでございます。

次のページの歳出をお開きください。歳出の一般管理費におきまして、今回の大口加入者が一括納付を希望されておりますので、一括納付報償金710万円を追加するものでございます。公債費の元金につきましては、受益者分担金3,100万円を充当してまいりますので、財源更正を図るものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第40号、平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、議案第41号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)それでは、追加議案書の10ページをご覧ください。説明資料につきましては1ページ・2ページをご覧くださいと思います。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。地方税法の改正に伴いまして、特例対象被保険者、いわゆるリストラや派遣切り等による非自発的失業者に対する国民健康保険税の課税の特例を行うため、本年3月31日付けで、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分いたしました。

ところが、地方税法に、国保資格取得それに資格喪失による月割課税の規定はございますが、それ以外に月割課税の原則がないということが判明いたしました。従前から、国保加入者の場合は、月割りで減額する対応ができないことが判明をいたしました。そういうことで、従前から国保に加入されている方が、国保税賦課期日後に非自発的一定の理由で離職をされた場合、国民健康保険税の月割課税を可能とするべく所要の改正を行うものでございます。第13条に納税義務の発生・消滅等に伴う賦課の規定がございしますが、賦課期日後の資格所得・喪失についての月割課税の規定が、この中でされておりますが、新たに第9項として、従前から国保に加入されておられる方が、特例対象被保険者等となった場合に、月割課税することにより、減額する規定を追加するものでございます。

これに伴いまして、第21条の2において、重複する文言の整理を行います。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例規定は、本年4月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第41号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第4、意見書第2号滋賀県立愛知高等学校の存続を求める意見書を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)意見書第2号、滋賀県立愛知高等学校の存続を求める意見書。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年6月24日

提出者愛荘町議会議員吉岡あみ子

賛成者同じく瀧すみ江

賛成者同じく城貝増夫

賛成者同じく外川善正

賛成者同じく嶋中まさ子

愛荘町議会議長辰己保様

滋賀県立愛知高等学校の存続を求める意見書

滋賀県では、高等教育のあり方について検討し、県立高校の統廃合計画の策定を進めておられますが、その計画において、100年の伝統と歴史を有する我が町の県立愛知高等学校が対象となっていると聞き及んでおります。愛知高校は、湖東平野の中にあって、特に農山村地域の子どもたちの大切な学び舎の目的を持って創設されました。鈴鹿山麓までの子どもたちの大切な学び舎である愛知高校は、今日まで滋賀県のみならず政治・経済・教育等の重要な分野において、多くの逸材を輩出してきました。現在においても愛知・犬上郡地域における地域の活性化・経済発展に重要な役割を果たしております。

昨年創立100周年記念事業を、卒業生とともに盛大に執り行われ、その記念碑に「地域共学」と刻み、学校のみならず地域とともに学び合い、湖東地域の高等教育の発展を目指し、愛荘町をまじめ地域社会と連携しながら進めています。県立高校の統廃合計画に愛知高校が対象になっているならば、卒業生および先輩諸氏の足跡が消えてしまいます。

愛荘町は、県下でも有数の人口増加の地域であり、小中学校の増改築を行わなければならないほど子どもが増えています。その現状の中で、愛知高校の廃止は愛荘町の子どもたちだけではなく、湖東地域の高等教育の機会を失わせることであり、愛知高校の存続を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月24日

滋賀県知事様

滋賀県教育長様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森。本来なら、討論というのは、通例ですと反対討論が先で、賛成討論が後ということになっておりますが、反対討論がないという確信のもと、賛成討論をさせていただきます。

その理由の1つとしまして、私が愛知校卒業生でもあり、また今年度より同窓会長という重責を賜りました。ましてや、教育民生でこのようなすばらしい意見書を出していただきましたということに対しても感謝をしつつ、賛成討論に入りたいと思います。

滋賀県立愛知高等学校存続に関する意見書に賛成する立場からの討論を行います。県立高校の統廃合計画が今年度末に確定されると聞いており、本町にある愛知高校を大変心配しているところです。愛知高校は昨年10月18日、学校創立100周年記念式典をはじめ、記念事業が実施されました。同窓会・学校関係者・PTAおよび在校生はもちろん、地域の方々が一丸となって取り組み、盛大に意義ある記念事業が終えられました。このことは、愛知高校関係者のみならず、愛荘町民の大きな誇りであります。

学校創立100周年を機会に、記念碑に刻まれた「地域共学」を合い言葉に、地域に根ざし、地域に信頼され、地域に誇れる学校を目指し、学校の発展は地域の教育・文化面を高め、地域の発展は豊かな学校づくりを支援します。地域と学校はまさに運命共同体であると考えております。100年の歴史と輝かしい伝統を持つ愛知高校、実業学校女子部から先人たちの高校教育に対する熱い思いと非常な努力で、現在の学校が存在しています。学校を地域で立派に守り、育てていく責任感を強く感じているところです。

以上のようなことから、我が町の愛知郡内唯一の高校として、滋賀県立愛知高等学校の存続を心から願うものであり、この意見書に賛成するものであります。議員各位に置かれましても、ご理解賜り、本意見書にご賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、意見第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、意見書第2号、滋賀県立愛知高等学校の存続を求める意見書は、原案のとおり可決しました。

◎議提第7号

○議長(辰己 保君)追加日程第5、議提第7号議員派遣についてを議題にします。会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第7号、議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成22年6月愛荘町議会定例会を閉会します。

閉会午前11時17分

○議長(辰己 保君)町長、閉会のあいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

今議会提案させていただきました案件は、追加案件を含めまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、平成21年度滋賀県市町土地開発公社決算報告1件、平成21年度愛荘町繰越明細費報告1件、条例改正の専決処分の承認6件、21年度一般会計および特別会計補正予算の専決処分5件、22年度一般会計補正予算の専決処分1件、条例の改正案件3件、自治会館管理組合規約変更案件1件、市町村職員研修センター規約変更案件1件、市町村交通災害共済組合規約変更案件1件、契約議決案件4件、彦根市と愛荘町との境界変更の申請案件1件、22年度一般会計および特別会計補正予算案件4件、合計30件につきまして、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。

議会中にいただきました貴重なご意見・ご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意、これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

さて、去る17日でございますが、全国の都道府県町村会長47人で構成いたします政務調査委員会に出席をさせていただきました。私は財政部会に属しておりますが、このほかに行政部会・農林水産部会があり、それぞれの部会別に協議、あるいは3部会合同会議におきまして議論をし、関係先に意見を提出したり、要望をいたすものでございます。

今回は、ちょうど参議院選挙を、今日から公示になりましたけれども、政権政党のマニフェストにあります一括交付金制度、それから高齢者医療制度改革、子ども手当について3件、特に今重要視をいたしておるところでございますけれども、総務省および厚生労働省の官僚の説明を聞いた上、意見交換を行ってまいりました。

この中で特に課題となりましたのが、年齢で差別する後期高齢者医療制度を廃止し、国保制度に一本化する案では、市町村国保の負担額が大幅に増えるのではないかと懸念がございましてこういった点の議論、今日も大きく新聞にこの国保医療制度改革と子ども手当についていくつかの新聞が大きく取り上げていたところでございますが、この国保問題、それから来年度の子ども手当については、現行の月額1万3,000円の上積み分について、保育や給食など現物サービスにも替えられるようにすると、こういった点が出ておりまして、町村会としては、どういうことが望ましいのか、こんな議論をしてきたところであります。

また、その財源については、税の扶養控除廃止に伴う税の増収、あるいはその跳ね返りとして、普通交付税の増分があるわけですが、そういったものを充当することなどが検討をされているようであります。

私は、特に後期高齢者医療制度の廃止に伴って、市町村国保とどんぶり勘定で国保の負担が増えるようなことの制度改革は、決してあってはならないということを強く主張してまいったところであります。

今後とも大きな制度改革が次々と打ち出されてきますが、地域主権戦略と相まって、しっかりと地域の声が反映されるよう、がんばってまいりたいと思っております。

最後に、6月議会閉会にあたりまして、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導・ご鞭撻をお願いいたしまして、閉会の御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。